

平成 17 年第 1 回 城里町議会定例会会議録

平成 17 年 3 月 15 日 開会
平成 17 年 3 月 25 日 閉会

城里町議会

**平成 17 年第 1 回
城里町議会定例会会議録**

◎ 告示	1
○ 会期日程表	2

会 議 録 第 1 号

○ 日時	3
○ 応招・不応招議員	3
○ 出席並びに欠席議員	3
○ 説明のため出席した者の氏名	4
○ 職務のため出席した者の氏名	5
○ 議事日程	5
○ 本日の会議に付した事件	7
○ 開会	8
・議長あいさつ	8
・議員の出欠	8
・開会の宣告	8
・開議の宣告	8
・諸般の報告	8
・会議録署名議員の指名	9
・会期の決定	9
・町長あいさつ	10
・施政方針	10
・承認第18号 上程、提案理由説明	26
・議案第1号 上程、提案理由説明	27
・議案第2号 上程、提案理由説明	27
・議案第3号 上程、提案理由説明	27
・議案第4号 上程、提案理由説明	28
・議案第5号 上程、提案理由説明	28
・議案第6号 上程、提案理由説明	29
・議案第7号 上程、提案理由説明	29
・議案第8号 上程、提案理由説明	29
・議案第9号 上程、提案理由説明	30
・議案第10号 上程、提案理由説明	30

・議案第11号	上程、提案理由説明	30
・議案第12号	上程、提案理由説明	31
・議案第13号	上程、提案理由説明	31
・議案第14号	上程、提案理由説明	32
・議案第15号	上程、提案理由説明	32
・議案第16号	上程、提案理由説明	32
・議案第17号	上程、提案理由説明	33
・議案第18号	上程、提案理由説明	33
・議案第19号	上程、提案理由説明	33
・議案第20号	上程、提案理由説明	34
・議案第21号	上程、提案理由説明	34
・議案第22号	上程、提案理由説明	35
・議案第23号	上程、提案理由説明	35
・議案第24号	上程、提案理由説明	36
・議案第25号	上程、提案理由説明	36
・議案第26号	上程、提案理由説明	36
・議案第27号	上程、提案理由説明	37
・議案第28号	上程、提案理由説明	37
・議案第29号	上程、提案理由説明	38
・議案書差しかえ		38
・議案第30号	上程、提案理由説明	39
・日程変更		40
・採決		40
・議案第31号	上程、提案理由説明	40
・日程変更		41
・採決		41
・議案第32号	上程、提案理由説明	41
・日程変更		42
・採決		42
・日程変更		42
・議案第3号～議案第7号に対する質疑		43
・討論		43
・採決		44
・質疑		45
・議案第14号～議案第29号の委員会付託		52
・請願第1号～請願第2号、陳情第1号～陳情第2号	上程	52

・委員会付託	53
・散会の宣告	53
○ 散会	53

会 議 録 第 2 号

○ 日時	55
○ 応招・不応招議員	55
○ 出席並びに欠席議員	55
○ 説明のため出席した者の氏名	56
○ 職務のため出席した者の氏名	57
○ 議事日程	57
○ 本日の会議に付した事件	57
○ 開議	57
・議員の出欠	57
・開議の宣告	58
・一般質問	58
34番 小林 宏君	58
18番 佐藤國保君	64
6番 飯村吉伊君	72
13番 金子栄治君	75
23番 小松崎三夫君	80
10番 玉川台俊君	85
・日程変更について	88
・散会の宣告	88
○ 散会	88

会 議 録 第 3 号

○ 日時	89
○ 応招・不応招議員	89
○ 出席並びに欠席議員	89
○ 説明のため出席した者の氏名	90
○ 職務のため出席した者の氏名	91
○ 議事日程	91
○ 本日の会議に付した事件	91

○ 開議	91
・ 議員の出欠	91
・ 開議の宣告	92
・ 一般質問	92
21番 三村由利子君	92
20番 寺田和郎君	100
22番 松崎信一君	104
・ 散会の宣告	117
○ 散会	117

会 議 録 第 4 号

○ 日時	119
○ 応招・不応招議員	119
○ 出席並びに欠席議員	119
○ 説明のため出席した者の氏名	120
○ 職務のため出席した者の氏名	121
○ 議事日程	121
○ 本日の会議に付した事件	121
○ 開議	121
・ 議員の出欠	121
・ 開議の宣告	122
・ 一般質問	122
17番 藤咲徳治君	122
11番 南條 治君	129
・ 日程変更について	132
・ 散会の宣告	132
○ 散会	132

会 議 録 第 5 号

○ 日時	133
○ 応招・不応招議員	133
○ 出席並びに欠席議員	133
○ 説明のため出席した者の氏名	134
○ 職務のため出席した者の氏名	135

○ 議事日程	135
○ 本日の会議に付した事件	137
○ 開議	138
・議員の出欠	138
・開議の宣告	138
・議案第14号～議案第29号 委員長報告	138
・討論	145
・採決	149
・選挙第8号 城里町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙について	153
・請願、陳情の議案朗読省略	155
・請願第1号～請願第2号 委員長報告	156
・陳情第1号 委員長報告	157
・陳情第2号 委員長報告	157
・報告第3号～報告第7号	158
・日程追加	158
・議案第33号 上程、提案理由説明	159
・議案第34号 上程、提案理由説明	159
・採決	160
・日程追加	160
・発議第5号 上程、朗読、趣旨説明	161
・質疑	162
・討論	162
・採決	162
・特別委員会設置について	162
・町長あいさつ	164
・閉会の宣告	164
○ 閉会	164

平成17年城里町告示第127号

平成17年第1回城里町議会定例会を次により招集する。

平成17年3月8日

城里町長 金 長 義 郎

1. 期 日 平成17年3月15日（火）午前10時
2. 場 所 城里町議会仮議場（コミュニティセンター城里「研修室」）

平成17年第1回城里町議会定例会会期日程

日次	月日	曜日	種別	議事内容
1	3月15日	火	本会議	◎開会 ◎施政方針説明 ◎提案理由説明 ◎質疑
2	3月16日	水	委員会	◎常任委員会（総務・教育経済）
3	3月17日	木	委員会	◎常任委員会（民生・建設）
4	3月18日	金	本会議	◎一般質問
5	3月19日	土	休会	
6	3月20日	日	休会	
7	3月21日	月	休会	
8	3月22日	火	本会議	◎一般質問
9	3月23日	水	本会議	◎一般質問
10	3月24日	木	休会	
11	3月25日	金	本会議	◎常任委員長報告・討論・採決・選挙・請願・陳情・報告 ◎閉会

第 1 号

[3 月 15 日]

平成17年第1回
城里町議会定例会会議録 第1号

平成17年3月15日 午前10時20分開会

1. 応招議員

1番	寺門博志君	22番	松崎信一君
2番	多田政士君	23番	小松崎三夫君
3番	阿久津則男君	24番	鯉渕秀雄君
4番	桐原健一君	25番	根本正典君
5番	所和明君	26番	大座畑洋二君
6番	飯村吉伊君	27番	森田勝一君
7番	小林祥宏君	28番	浅野壽一君
8番	小田部博夫君	29番	桧山年載君
9番	仲田澄雄君	30番	阿久津尚一君
10番	玉川台俊君	31番	小坪孝君
11番	南條治君	32番	小松文良君
12番	澤田豊一君	33番	清水進喜君
13番	金子栄治君	34番	小林宏君
14番	加藤文夫君	35番	福田定夫君
15番	杉山清君	36番	保坂藤吾君
16番	川井昇君	37番	宮本仁君
17番	藤咲徳治君	38番	石崎貞夫君
18番	佐藤國保君	39番	近澤定夫君
19番	羽根石栄一君	40番	篠田守君
20番	寺田和郎君	41番	関谷誠君
21番	三村由利子君	42番	阿久津堅次君

1. 不応招議員

なし

1. 出席議員

1番	寺門博志君	23番	小松崎三夫君
2番	多田政士君	24番	鯉渕秀雄君
3番	阿久津則男君	25番	根本正典君

5番	所	和	明	君	26番	大座畑	洋	二	君
6番	飯	村	吉	伊	君	27番	森	田	勝
7番	小	林	祥	宏	君	28番	浅	野	壽
8番	小田部	博	夫	君	29番	桧	山	年	載
9番	仲	田	澄	雄	君	30番	阿久津	尚	一
10番	玉	川	台	俊	君	31番	小	坏	孝
11番	南	條		治	君	32番	小	松	文
12番	澤	田	豊	一	君	33番	清	水	進
13番	金	子	栄	治	君	34番	小	林	
14番	加	藤	文	夫	君	35番	福	田	定
15番	杉	山		清	君	36番	保	坂	藤
16番	川	井		昇	君	37番	宮	本	
17番	藤	咲	德	治	君	38番	石	崎	貞
18番	佐	藤	國	保	君	39番	近	澤	定
19番	羽根石	栄	一	君	40番	篠	田		守
20番	寺	田	和	郎	君	41番	関	谷	
21番	三	村	由	利	子	君	42番	阿久津	堅
22番	松	崎	信	一	君				次

1. 欠席議員

4番 桐原健一君

1. 説明のため出席した者の職氏名

町		長	金	長	義	郎
教	育	長	森	木	義	男
町	長	公	富	永	郁	夫
総	務	課	長	森	島	哲
企	画	財	政	課	長	加藤
管	財	課	長	海	野	勝
税	務	課	長	加	倉	井
町	民	課	長	丹	下	栄
保	険	課	長	仲	田	政
健	康	福	祉	課	長	綿
産	業	振	興	課	長	高
建	設	課	長	川	又	憲

都 市 計 画 課 長	杉 山 勝 男
下 水 道 課 長	小 林 修 一
会 計 課 長	小 林 陸 春
水 道 課 長	阿久津 和 文
農 業 委 員 会 事 務 局 長	河原井 宗 蔵
教 育 委 員 会 学 校 教 育 課 長	所 道 彦
教 育 委 員 会 生 涯 学 習 課 長	岩 下 泉
桂 支 所 長	谷 津 信 雄
七 会 支 所 長	富 田 一 郎
診 療 所 事 務 長	盛 田 守

1. 職務のため出席した者の氏名

議 会 事 務 局 長	田 上 勤
局 長 補 佐	菊 地 良 子
局 長 補 佐	小 林 恵 子
書 記	鯉 淵 和 己
書 記	佐 藤 宰

1. 議事日程

議 事 日 程 第 1 号

平成17年3月15日（火曜日）

午前10時20分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 承認第18号 専決処分第18号の承認を求めることについて（城里町税条例の一部を改正する条例）
- 日程第4 議案第1号 城里町運動公園設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第5 議案第2号 城里町使用料及び手数料条例の一部を改正する条例について
- 日程第6 議案第3号 水戸地方農業共済事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び水戸地方農業共済事務組合規約の変更について
- 日程第7 議案第4号 常陸大宮市の水戸地方農業共済事務組合からの脱退に伴う財産処分について
- 日程第8 議案第5号 大宮地方広域組合の解散について

- 日程第9 議案第6号 大宮地方広域組合の解散に伴う財産処分について
- 日程第10 議案第7号 常陸大宮市と城里町の火葬場斎場に関する事務の委託について
- 日程第11 議案第8号 茨城租税債権管理機構規約の改正について
- 日程第12 議案第9号 水戸地方広域市町村圏事務組合規約の変更について
- 日程第13 議案第10号 城里町過疎地域自立促進計画について
- 日程第14 議案第11号 城里町公の施設の指定管理者の指定について
- 日程第15 議案第12号 町道路線の廃止について
- 日程第16 議案第13号 町道路線の認定について
- 日程第17 議案第14号 平成16年度城里町一般会計予算について
- 日程第18 議案第15号 平成16年度城里町国民健康保険特別会計予算について
- 日程第19 議案第16号 平成16年度城里町老人保健特別会計予算について
- 日程第20 議案第17号 平成16年度城里町介護保険特別会計予算について
- 日程第21 議案第18号 平成16年度城里町下水道事業特別会計予算について
- 日程第22 議案第19号 平成16年度城里町農業集落排水事業特別会計予算について
- 日程第23 議案第20号 平成16年度城里町簡易水道事業特別会計予算について
- 日程第24 議案第21号 平成16年度城里町水道事業会計予算について
- 日程第25 議案第22号 平成17年度城里町一般会計予算について
- 日程第26 議案第23号 平成17年度城里町国民健康保険特別会計予算について
- 日程第27 議案第24号 平成17年度城里町老人保健特別会計予算について
- 日程第28 議案第25号 平成17年度城里町介護保険特別会計予算について
- 日程第29 議案第26号 平成17年度城里町下水道事業特別会計予算について
- 日程第30 議案第27号 平成17年度城里町農業集落排水事業特別会計予算について
- 日程第31 議案第28号 平成17年度城里町簡易水道事業特別会計予算について
- 日程第32 議案第29号 平成17年度城里町水道事業会計予算について
- 日程第33 議案第30号 城里町教育委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第34 議案第31号 城里町監査委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第35 議案第32号 城里町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第36 選挙第8号 城里町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙について
- 日程第37 請願第1号 地方財政の拡充を求める請願書
- 日程第38 請願第2号 城里町大字赤沢を城里町大字御前山に名称の変更を求める請願
- 日程第39 陳情第1号 「市場化テスト」や「給与構造見直し」に反対する意見書の選択を求める陳情

- 日程第40 陳情第2号 北朝鮮による拉致事件について最も詳しく記述している中学校公民教科書の採択を求める陳情
- 日程第41 報告第3号 城里町次世代育成支援行動計画
- 日程第42 報告第4号 城里町議会情報公開条例施行規則の制定
- 日程第43 報告第5号 城里町議会個人情報保護条例施行規則の制定
- 日程第44 報告第6号 城里町議会事務局処務規程の制定
- 日程第45 報告第7号 城里町議会公印規程の制定

1. 本日の会議に付した事件

- 承認第18号
- 議案第1号
- 議案第2号
- 議案第3号
- 議案第4号
- 議案第5号
- 議案第6号
- 議案第7号
- 議案第8号
- 議案第9号
- 議案第10号
- 議案第11号
- 議案第12号
- 議案第13号
- 議案第14号
- 議案第15号
- 議案第16号
- 議案第17号
- 議案第18号
- 議案第19号
- 議案第20号
- 議案第21号
- 議案第22号
- 議案第23号
- 議案第24号
- 議案第25号

議案第26号
議案第27号
議案第28号
議案第29号
議案第30号
議案第31号
議案第32号
請願第1号
請願第2号
陳情第1号
陳情第2号

午前10時20分開会

議長あいさつ

○議長（関谷 誠君） 議員各位には、何かとご多用のところご出席をいただき、大変ご苦勞さまでございます。

議員の出欠

○議長（関谷 誠君） ただいまの出席議員数は41人です。欠席、4番桐原健一君。

開会の宣告

○議長（関谷 誠君） 定足数に達しておりますので、ただいまから平成17年第1回城里町議会定例会を開会いたします。

開議の宣告

○議長（関谷 誠君） 直ちに本日の会議を開きます。

諸般の報告

○議長（関谷 誠君） ここで、事務局長に諸般の報告をさせます。
議会事務局長。

〔議会事務局長田上 勤君登壇〕

○議会事務局長（田上 勤君） 議長等の諸般の報告をさせていただきます。

今回は、2月中の1カ月のものがございます。

平成17年2月14日、大宮地方広域組合議会臨時会、常陸大宮市役所でございます。寺田、杉山、南條議員が出席をしております。

2月15日、町農業委員会辞令交付式、コミセン城里、議長出席でございます。同じく農業委員会臨時総会、コミセン城里、桧山、浅野、金子議員が出席をしております。同じく15日、自治金融審査会、常北地区商工会、コミセン城里で議長が出席をしております。

2月22日でございます。町村長、議長合同自治研究会、水戸京成ホテル、議長が出席をしております。同じく、水戸地方広域市町村圏事務組合議会定例会、水戸市役所、小松議員、所議員が出席をしております。

2月25日でございます。阿久津藤男町長職務執行者退任式、本庁舎1階、議長が出席しております。

2月28日、金長義郎町長、初登庁、庁舎1階、議長が出席しております。

会議録署名議員の指名

○議長（関谷 誠君） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

本日の会議録署名議員は、会議規則第114条の規定により、

2番 多田政士君

5番 所和明君

6番 飯村吉伊君

を指名いたします。

会期の決定

○議長（関谷 誠君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

議会運営委員会の会議の結果についてのご報告を求めます。

議会運営委員長、42番阿久津堅次君。

〔議会運営委員長阿久津堅次君登壇〕

○議会運営委員長（阿久津堅次君） 去る3月9日に開催いたしました議会運営委員会の協議の結果について報告いたします。

今期定例会に提案されます承認1件、議案32件、選挙1件、請願2件、陳情2件、報告5件、合わせて43件の審議件数並びに一般質問を検討いたしました。その結果、お手元に

配付されております会期日程どおり、本日から3月25日までの11日間とすることに決定いたしました。

議員各位におかれましては、議会運営委員会の決定どおりご賛同くださいますよう、ここにご提案申し上げます。

議長においてお諮り願います。

○議長（関谷 誠君） お諮りいたします。

ただいま議会運営委員長より、定例会の会期は、本日から3月25日までの11日間とされるようご提案がありましたが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関谷 誠君） ご異議なしと認めます。今定例会は、本日から3月25日までの11日間と決定いたしました。

続いて、地方自治法第121条の規定により、説明のため本会議に出席を求めた者の職氏名は、お手元に配付されている名簿のとおりであります。

傍聴人15名を許可いたしました。

町長あいさつ

○議長（関谷 誠君） ここで、町長より特に発言を求められておりますので、この際これを許します。

町長。

〔町長金長義郎君登壇〕

○町長（金長義郎君） おはようございます。

本日は、平成17年第1回の定例議会をお願いいたしましたところ、議員各位には公私ともにお忙しい中ご出席を賜りまして、まことにありがとうございます。私ごとではありますが、去る2月27日、城里町長に就任をいたしました。今後ともご指導、ご鞭撻を賜りますようよろしくお願いを申します。

本定例議会にご提案申し上げます議案は、承認1件、議案32件であります。特に今回は、合併に伴いまして平成16年度予算、また平成17年度の当初予算もございしますが、どうか慎重にご審議の上ご同意を賜りますようお願いを申し上げまして、ごあいさつにかえたいと思います。大変ご苦勞さまでございます。

施政方針

○議長（関谷 誠君） 平成17年度の施政方針について、町長より発言を求められておりますので、これを許可いたします。

町長。

〔町長金長義郎君登壇〕

○町長（金長義郎君） 平成17年第1回城里町議会定例議会の開会に当たり、提出いたしました議案の説明に先立ち、町政運営に関する所信の一端を申し上げます。

私は、このたびの3町村の新設合併により、城里町の初代町長に就任させていただきました。2万3,000人余の城里町町民の負託にこたえることに思いをはせますと、まさに身が引き締まる思いでございます。

城里町は2月1日に誕生したばかりであります。この3町村の合併につきましては、各町村の議員各位を初め合併協議会の委員各位には、平成16年6月の「常北町・桂村・七会村合併協議会」の設立以来、特段のご尽力をいただき、合併に携わった首長の一人として、ここに深く感謝申し上げます。

今後は、それぞれの地域の歴史的背景や風土を新町の町政に生かしていきながら、3町村の垣根を取り払い、町民の融和を図り、城里町のまちづくりの理念であります「人と自然が響きあい ともに輝く住みよいまち」を基本目標として、町民一人ひとりの声を大切に、町民参加・協働のまちづくりに全力で取り組んでまいります。議員各位を初め、町民皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

さて、今、世界的に見ますと、国家間の紛争、国際テロ、大規模災害、さらには貧困、感染症、環境悪化などが大きな脅威となっており、世界は変化と混迷の時代を迎えております。

また、国内におきましては、我が国では、かつて経験したことの無い速さで少子高齢化が進み、本格的な人口減少を迎えようとしている中、日本全体の活力の低下が大きな問題であり、経済社会システムの抜本的な改革が大きな課題となっております。

国においては、国債残高が538兆円に達する厳しい財政状況の中、国の平成17年度の一般会計の予算規模は82兆1,829億円、対前年度比0.1%の伸び率となっております。

また、国が示した17年度の地方財政計画は、対前年度比1.1%の減額となっております。この中で、地方交付税については、地域に必要な行政課題に適切な財源措置を講ずるといふ基本方針のもと、対前年度比0.1%の微増を見たものの、交付税の不足を補う臨時財政対策債については、昨年を引き続き23.1%の大幅減額となっており、地方財政にとっては、依然として厳しい状況にあります。

さらに国は、「改革なくして成長なし」、「民間にできることは民間に」、「地方にできることは地方に」との方針のもと、あらゆる面で構造改革を加速・拡大させており、今後、財政事情も一段と厳しくなっていく中で、地域間の格差はますます拡大し、元気な地域とそうでない地域の二極分化がさらに進むものと考えられ、地域間競争は一層激しさを増してまいります。

平成11年に地方分権法が制定されて以来、地域の行政は地域自身で決定し、その責任も

みずから負うという、「自己決定」・「自己責任」の行政システムが確立されつつあります。

このような地方分権の流れの中で、今地方自治体に求められているのは、簡素で自立した、そして住民に信頼される行財政組織運営の仕組みづくりと、夢と希望の持てる安全で安心な地域社会の形成であります。

これまでの制度や仕組みにとらわれることなく大胆な改革を実現し、限られた財源の中で効率的・効果的な住民サービスを図り、住民にとって必要不可欠なサービスを提供することが求められております。

そのためには、必然的に「あれもこれも」というサービスの肥大化を防ぎながら、重点的な分野への財源投入を図る「あれかこれか」の選択により、歳出の抑制と重点化を進め、また、歳入面でも自主財源の積極的な確保策を講じて、効率的で持続可能な行財政への転換を図ることが急務であります。

城里町においても、合併を契機としてゼロからのスタートという視点に立ち、限られた財政の中での事務事業の厳選と職員の意識・仕事改革を進め、また効率的・効果的な予算配分と最大限の効果が発揮できるような執行体制の確立を図るため、行財政改革を喫緊の課題として取り組んでまいります。

次に、城里町においては、1町2村の総合計画の施策の大綱に沿いながら、城里町の将来像を実現するため五つの基本目標を設定しておりますが、その主な施策について申し上げます。

第1は、「心やすらぐ自然環境のなかで安心して快適に暮らせるまちづくり」であります。

（自然環境・景観の保全）

緑に包まれた豊かな自然環境を後世にわたって保全し、まちづくりに活用していくため、居住環境と自然環境の調和する計画的な土地利用を推進します。

また、学校、家庭、地域、職場、野外活動の場などにおいて、環境美化運動を積極的に実施することにより、住民一人ひとりの環境に対する意識の高揚を図るとともに、地域の特性に即した環境保全対策の取り組みを推進します。

（交通体系の整備）

道路の整備については、町民が安全で快適な生活を営むために、地域活性化の根幹をなすものであり、期待も大きく早期の整備が求められているところであります。

幹線道路については、新町の一体性を確保するとともに、国・県道を補完する幹線町道の整備を計画的に推進してまいります。

近隣の地域と広域的な道路ネットワークの拡充を図るため国・県道バイパスの整備、促進を図ります。

国道バイパスについては、石塚田町の現道から旧桂村上坪の坪小学校までの2キロメー

トル区間が優先区間と位置づけられ、用地測量に着手したところであります。

県道については、旧桂地区の阿波山徳蔵線の路線延長区間において地元説明会が終了し、路線測量を実施しております。地元地権者のご理解を受け、17年度には用地買収に着手してまいります。

また、旧七会地区の町道徳蔵倉見線の早期完成を目指し、17年度より事業着手の運びとなりました。

町道の整備については、通勤、通学、防災上の利便性を考慮し、継続事業を中心として計画的に整備に努めてまいります。生活道路の維持においては、保守点検を主に、歩道の設置や段差解消、排水整備の整備など、安全で人に優しい道路整備に努めてまいります。

また、地域の重要な交通手段であるバス路線網については、現状の路線バスの維持を基本に、既存の福祉バスや新町の主要施設等を巡回するコミュニティバスなどを含めた交通機関の検討・確保を行い、行政区域が広がることによる交通空白地域の解消、交通不便者の利便性の向上、住民交流の促進を図り、交通体制の整備を進めます。

（上水道・簡易水道の整備）

水道事業については、常北地区水道事業・桂地区水道事業の一般会計2事業と七会塩子地区簡易水道事業特別会計で運営をしてまいります。

普及率は92%となっており、町民の多数が利用できるまでに普及しておりますが、長期的な視野に立って給水体制の充実を図るため、施設の拡張・更新や各水道事業の統合整備等を推進し、清浄で安心できる良質な水道水の安定供給に努めてまいります。

水道なくしては健康で豊かな生活も、さまざまな経済活動も営めないほど必要不可欠な社会基盤となっております。

また、統合簡易水道施設整備事業等国庫補助事業を活用し整備を図るとともに、未給水地域（徳蔵地区）の解消に向けた計画を進め、普及率の向上に努めてまいります。

さらに、藤井川ダム再開発事業等の早期完了を要望し、安定した水源の確保により安定した水量、水圧を確保し、都市化の進展や生活向上に伴い増大する水需要と消火用水の確保により、安心して利用できる信頼性の高い豊かな生活基盤を支える水道施設を目指してまいります。

（下水道の整備）

下水道は、私たちの日常生活において不可欠な施設であり、汚水の排除、トイレの水洗化といった生活環境の改善のみならず、農業用水や公共用水域の水質を保全するためにも、重要な施設であります。

このため、平成3年度から那珂久慈流域関連公共下水道事業として、石塚の中心市街地48ヘクタールを整備し、さらに、平成10年7月及び平成14年3月に事業認可面積を拡大しながら、現在185ヘクタールの認可区域内の整備を進めております。

平成16年度においては、石塚・那珂西・下青山地区を含む 152ヘクタールの区域が整備完了いたしました。

特定環境保全公共下水道事業については、平成5年度に策定した計画に基づき平成6年度より事業着手し、粟・阿波山の供用開始と事業変更認可拡大により、現在坏地区の整備を進めております。

今後も引き続き、年次計画により整備区域の拡大に向け進めてまいります。

また、農村地域の生活環境整備を図るために進めている農業集落排水事業は、常北青山・孫根地区のつなぎ込みが順調に進んでおり、平成17年度は、この施設を効率的に稼動しながら維持管理費の節減を図ってまいります。

(生活環境の整備)

新町の都市機能の強化と調和のとれたまちづくりを進めるため、都市計画道「池の内片山線他」が国・県道のバイパス整備に関連した合併市町村幹線道路緊急整備支援事業の支援対象道路として、平成16年11月25日県知事から指定され、幹線道路渋滞の解消に向け、石塚田町の現道から日立・笠間線十字路までのL字間延長 1,150メートル整備区間について、合併特例債・県補助金の活用を図り、県と協調しながら積極的に事業の促進に努めてまいります。

さらに、良好な生活・安定環境づくりに向けて、公営住宅の改修・公園やポケットパークなどの整備を図り、良好な景観を備えた地域環境の場の提供や形成に努めます。

(環境対策の推進)

循環型社会に対応した環境に優しいまちづくりを目指し、良好な環境を次の世代に引き継いでいくため、環境への負荷の少ない社会の構築、住民総参加による行動、地球環境保全の推進を図ります。

また、今日の環境問題の解決には、社会を構成するすべての主体が、それぞれの日常的な活動と環境との関係を認識することが重要であることから、住民、民間団体、事業者との協力連携のもとに環境の保全を計画的に推進します。

一般廃棄物処理事業につきましては、引き続き城北地方広域事務組合により現状を維持してまいります。

不法投棄や野外焼却の防止については、ボランティアUD監視員（不法投棄監視員）や警察等関係機関と連携して監視活動を展開し、住民や事業者へ未然防止に向けた普及啓発を行い、不法投棄防止対策を推進します。

(消防・救急・防災の推進)

昨年は世界的にも多くの自然災害が発生しております。国内においても、記録的な猛暑や豪雨に加え、台風上陸が2けたを記録し、台風22号と23号により本県も大きな被害をこうむりました。

特に、10月下旬に発生した新潟県中越地震では、迅速な初動体制や情報連絡網の整備の

重要性が再認識されております。本町においても地域防災計画を見直し、事前災害が発生した場合の対応に万全を期すため、新規計画の策定を行います。

また、水戸市の協力を得て、水害を想定した水防演習や林野火災防衛演習による消防団員の訓練を実施し、団員の資質向上を図り町民の生命財産の安全確保に努めてまいります。

平成16年の火災については、住民火災10件を含め20件発生しております。事務委託をしている水戸市及び笠間地方広域消防本部との消防救急体制の強化、消防施設及び水利の充実を推進するとともに、平成19年4月の稼動を目標に、町内への消防署所建設を進めてまいります。

また、地域の防火意識を啓発している婦人クラブ活動等を支援し、初期消火訓練の実施や地域の火災防止に努めてまいります。

(交通安全・防犯の推進)

交通事故は、一瞬にして尊い命を奪う悲惨なものであり、深刻な社会問題となっております。

茨城県は、交通死亡事故多発県となっており、死亡事故者は266人を数え、全国ワースト11位という結果となっております。

本町は、県内でも交通事故の少ない地域ではありますが、昨年は2件の死亡事故が発生しており、年齢・性別を問わず重大な交通事故に遭遇する危険性のある社会情勢にあります。

このような現状を踏まえ、自動車交通への依存が高まる中、より安全・円滑かつ快適な交通社会を実現するため、交通安全の推進について、警察など関係機関団体と連携を図り、街頭啓発、交通安全教室の開催等などを通じ、住民の交通安全意識の高揚を図るとともに交通安全施設の整備に努めてまいります。

防犯については、近年の犯罪状況を踏まえ、防犯灯の整備を進めるとともに、警察や防犯連絡員などの関係機関や住民相互の連携のもと、地域ぐるみでの防犯体制の充実や防犯意識の啓発に努めてまいります。

(情報通信網の整備・充実)

情報通信網の整備についてであります。公共施設など高速・超高速で接続する地域公共ネットワークについては、整備を終えております。

今後は、民間事業者へ働きかけ、町内全域の高速通信環境の整備を目指し、また、携帯電話等の移動通信サービスの利用可能な地域を拡大し、地域間の情報通信格差を是正することにより、地域住民の利便性の向上や社会経済活動の活性化を図ります。

第2は、「ともに支えあいすべての人が元気で安心して暮らせるまちづくり」であります。

(保健・医療の充実)

保健事業については、平均寿命が着実に延伸している中、その一方で急速な高齢化の進

行に伴い、介護や、支援を必要とする高齢者もふえています。

そのため、生活習慣病等の発病を予防するとともに、高齢になっても生活の質を保ち、健康で自立した生活を送ることができる「健康寿命の延伸」を図ることが重要となっています。

これらのことから、今後も健康審査の受診勧奨、健康教室や健康相談の開催、保健福祉センターの積極的な活用を図り、町民みずからが健康を管理する習慣をつくるための取り組みと意識の高揚を図ってまいります。

医療福祉事業は、社会的及び経済的負担の大きい乳幼児・父子・母子家庭・重度心身障害者・妊産婦等の医療に係る負担の軽減を図ることを目的とした、県の単独事業であります。

本町におきましては、少子化対策の一環として、合併時より町単独事業であります医療費の無料化の対象年齢を小学校卒業までの児童を対象に行ってまいりましたが、新年度も継続し、児童医療の充実を図ってまいります。

（高齢者福祉の充実）

長寿化した人生を健康で生き生きと過ごすことのできる社会の実現を目指すためには、高齢者一人ひとりがみずからの意思による選択に基づいて自立した生活を営めるよう、また、住みなれた地域で安心して暮らせるよう、高齢者の保健福祉を初めとする諸施策の充実を図る必要があります。

特に、認知症や寝たきりになるなど、介護を必要とする者が増加している状況にあり、これらの問題に対して支援するとともに、高齢者ができる限り介護状態に陥ることなく、健康で生き生きとした生活を送れるよう支援する観点から、介護予防・生活支援事業に取り組めます。

さらに、高齢者の社会参加を促進するため、長年にわたって培ってきた知識や経験を生かして、社会参加を目的として設立されているシルバー人材センターの運営を支援してまいります。

また、高齢者の健康管理と安否確認のため、配食サービスの充実、高齢者の自立した生活を側面から支援するため、地域福祉の意識を高めるためにボランティアの育成、中学生と高齢者のヘルパー養成を推進し、効果的な在宅高齢者保健福祉事業を図ってまいります。

（子育て支援の充実）

近年の出生率の低下、核家族化の進行、女性の社会進出等により、子供を産み育てる環境が大きく変化をしている現状があります。新たな対応が求められている子育て不安の解消や児童虐待予防対策等に取り組む必要があります。

これらのことから、今後も妊婦及び乳幼児に関する一貫した母子保健事業を展開し、育児に関する適切な情報の提供や育児方法に関する指導、健やかに子供を産み育てることが

できるための環境整備に取り組んでまいります。

子育て中の親子の育児支援として、民間保育所の協力を得て地域子育てセンターを引き続き開設し、また、新たに公立の保育所においても地域子育てセンターを開設し、育児不安の親子の交流を支援してまいります。

また、昼間、保護者のいない家庭を支援し、児童の健全な育成を図るため、放課後児童健全育成事業を引き続き実施し、事業の充実に努めてまいります。

子育てで不安やいじめ、不登校、非行など複雑、多様化する児童育成問題に対応するために、地域協力委員や民生委員児童委員、学校等関係機関との連携を密にし、問題解決に努めてまいります。

保育事業につきましては、公立保育所2園、民間保育所3園に委託を行い、保育サービス支援事業を実施し、また特別保育事業で延長保育、一時保育、乳児保育、保育所地域活動、障害児保育を実施し保育の充実に努めてまいります。

なお、急激な少子化の進行による社会経済の影響を避けるため、さまざまな少子化対応施策を推進してきましたが、平成15年度に施行されました「次世代育成支援対策推進法」に基づき、昨年度策定いたしました行動計画の推進を図ってまいります。

（障害者福祉の充実）

障害のある人が障害のない人と同じように生活し、主体性を持って地域の一員として行動することが重要であり、支援費制度として、障害者の立場に立った障害者福祉サービスを利用できるように、制度サービスの紹介等を行っているところであります。

また、従来からの継続事業であります補装具、日常生活用品の給付・更生医療・住宅リフォーム等の事業により障害児・障害者が地域で自立した生活を営めるよう努めてまいります。

障害者福祉ワークス運営事業においては、作業訓練・生活訓練等を実施しているところであり、精神保健事業につきましても、通所による生活訓練等を積極的に展開してまいります。

（地域福祉の充実）

急速な少子・高齢化の進行、生活意識や価値観の変化などにより、福祉を取り巻く環境は大きく変化し、町民のニーズはますます高度化・多様化し、福祉施策の一層の推進や新たな施策の展開が求められております。

地域における福祉サービスの適切な利用を推進し、高齢者や障害者を初め、だれもが家庭や地域で安心して暮らせることのできる社会の実現のために、行政など福祉サービスに頼りきりになることなく、町民自身の努力やお互いに支え、助け合っていくことの重要性が増してきております。

特に、心の支えを必要としている人に対する日常的援助など、きめ細かな対応をしていくには、町民一人ひとりが、地域福祉の担い手として主体的に活動をしていくことが必要

であります。

こうした支え合い活動を活発化させるために、町民みずからが福祉に関心を持ち、理解を深めるとともに、町民同士の交流により連帯意識をはぐくんでいく必要があります。

そのために、社会福祉協議会を中核とし、民生委員児童委員の協力を得ながら、相互扶助意識を高め、地域コミュニティづくりを推進してまいります。

（社会保障制度の充実）

国民健康保健制度、老人保健制度、介護保険制度などの社会保障制度については、制度の周知を促進し、保険税（料）の適正な賦課や収納率の向上、及び医療費などの適正化を図るとともに、基盤を充実させ安定した運営に努めてまいります。

第3は、「豊かな地域資源を活かした魅力と活力にあふれるまちづくり」であります。

（農林業の振興）

本町の農業は、基幹産業として重要な位置を占めており、米・園芸・野菜・果樹・麦・大豆・林産物・茶・畜産を主体とした営農が展開されてきましたが、近年都市化の進展とともに、基幹労働力、若年労働力は他産業に流出し、兼業農家が増加しております。

このため、食糧自給率の低下や農村における高齢化、担い手不足などが生じ、耕作放棄地の増加により、耕地利用率や農業粗生産額の低下に歯どめがかからない状況にあります。

さらに、転作等による条件の悪い谷津田等の地域に対し、中山間地域等直接支払制度を引き続き活用し、農地の保全に努め、さらに、今年度より地域資源を生かした取り組みとして、グリーンツーリズムの事業も推進してまいります。

また、米政策改革については、昨年より米の生産調整を中心とした政策から米づくりの本来あるべき姿の実現に向けた政策への転換として推進してきた水田農業構造改革対策も2年目となり、今年も地域水田農業ビジョンにより推進いたしますが、平成20年までに、米の需給調整は農業者・農業団体が主役として米づくりを担うこととなるため、今後は生産者や地域が一体となり、買ってもらえる米づくり体制の整備を推進してまいります。

さらに、生産基盤の整備では、農業者の省力化と土地利用の効率化を図ってまいります。水田については未整備地区の基盤整備を進め、また、畑地のかんがい施設の整備を進めるため、那珂川沿岸農業水利事業の早期完成を国・県など関係機関に働きかけると同時に、畑地基盤整備を計画的に進め、農道の整備についても促進し、農業機械による生産性の向上や生産物の搬出搬入の合理化を図ってまいります。

畜産については、和牛や酪農・豚・ブロイラー・鶏卵の生産環境は肉・乳製品の輸入自由化や生産者の高齢化等により厳しくなっております。牛海綿状脳症（BSE）・鳥インフルエンザの発生に端を発し、食肉の虚偽表示の発覚等により肉の消費が大幅に減少し、肉の価格下落が生産農家に大きな打撃を与えておりましたが、ここにきてようやく価格が安定してまいりました。

今後も、家畜伝染病に注意を払い、各種防疫対策事業を実施します。また、黒毛和牛に

についても、資質のすぐれた素牛の導入事業として、肉用牛特別導入を関係機関と一体となって推進し、畜産振興を図ってまいります。

また、林業の振興については、住宅構造の多様化等に伴う外材の輸入などにより難しいものがあります。

しかし、森林は災害防止、水資源の涵養など自然環境を維持するために、大切な機能を有し、ゆとりと安らぎを与えてくれるものであります。

このため、植林事業の重要性や緑化運動の普及啓蒙を図るとともに、森林組合等と連携しながら林業振興に努めてまいります。

また、特用林産物（しいたけ）については、海外からの輸入により価格の下落が懸念されており、生産組織の強化を図り補助事業を導入し、生産コストを提言した安定的な生産が行えるよう推進してまいります。

（商工業の振興）

長引く景気低迷の中であって、小売業者を取り巻く環境は、大型量販店の進出や価格競争の激化、また、商圈の広範囲化等極めて厳しい状況にあります。

このような環境の中で、経営基盤の弱い小規模事業者が活力を維持し、さらに発展していくためには、自助努力はもちろんであります。自己意識の改革を強く求めていかなければなりません。

そのためには、商工会を中心とした会員相互の連帯意識の高揚と組織の強化、商工会活動強化のため引き続き助成してまいります。

また、中小企業事業資金に対する利子の補給を行ってまいります。

次に、工業の振興であります。現在の経済状況下では、企業の投資意欲に期待はできませんが、企業誘致につきましては、雇用の場の提供、町民所得の向上、消費人口の増加等が期待できますので、町の活性化を図るため、引き続き関係機関等との連携を図りながら優良企業の誘致に努めてまいります。

また、進出企業及び用地提供者に対しては、今後も企業立地奨励金を交付してまいります。

（観光・レクリエーションの振興）

豊かな自然を生かした「ふれあいの里」・「うぐいすの里」・「山びこの郷」は、本町の観光の核として、重要な位置づけとなっております。

しかしながら、利用者は年々減少の傾向にあります。

このため、利用者増が図れるよう県主催等の観光PR事業へ積極的に参加するとともに、各種イベント・体験教室等を実施し誘客に努めてまいります。

直売センター・物産センターについても、産業の振興を図る観点からPRに努め、利用客の増を図ってまいります。

また、健康増進施設「ホロルの湯」についても、積極的なPRを図りながら利用者の増

に努力してまいります。

イベントについては、町観光協会に依頼し、城里町として一本化を図り実施してまいります。

施設の管理運営については、指定管理者制度に移行できるよう調査・検討を行ってまいります。

第4は、「次世代を担う豊かな心の育成と歴史・伝統を大切にすまちづくり」であります。

(幼児教育・学校教育の充実)

急激な時代変化の中で、町民一人ひとりが生きがいのある充実した生活を実感し、多様な個性を發揮しながら自己実現を図っていきこうとする質の高い社会をつくっていく上で、教育・文化・スポーツ等の果たす役割は、ますます重要なものとなっております。

こうした観点から、「総体としてのまちづくり」の中心に「個人としてのまちづくり」を据えて、「次世代を担う豊かな心の育成と歴史・伝統を大切にすまちづくり」の具現化に努力してまいります。

幼児期における心の教育やしつけは、その後の人間形成に大きな影響を及ぼすため、家庭教育とともに幼児教育の充実が重要であります。

そのため、家庭、保育園、幼稚園、地域等との連携を図り、少子化の進行に対応しながら、基本的な生活習慣の定着と体験学習の充実を図り、豊かな感性と道徳性を培い、健康でたくましい子供の育成ができるよう、教育内容の充実と諸条件の整備に努めてまいります。

学校教育については、個性をはぐくみ、たくましく生きる力の育成が望まれておりますが、本町においても基礎学力の確実な向上とともに、みずから学びみずから考える力を育てる教育、豊かな心を育てる教育、たくましく生きるための健康や体力を育てる教育の実践に努めてまいります。

なお、学校週5日制に伴う対応をさらに進めてまいります。

本年度も学校教育指導員制度を継続し、学校教育全般の向上に努めてまいります。

また、国際化に対応する教育推進のため、引き続き中学校に英語指導助手を配置するとともに、小学校にも引き続き配置してまいります。

さらに、社会人による学習支援事業を導入し、多様な教育活動を進めるとともに中学校にスクールカウンセラーを配置し、小学校との連携をとりながら、生徒指導の充実に努めてまいります。

国のミレニアム計画に沿い、小中学校の児童制度1人当たり1台のコンピューターの整備と、すべての教室からインターネット接続が可能な環境が整備されましたので、IT時代にふさわしいコンピューター使用能力の教育に努力してまいります。

なお、児童生徒の一人ひとりの細やかな教育の対応として、引き続きTT講師を配置してまいります。

施設整備については、小松小屋内運動場実施設計を初め学習環境の安全確保の面から充実を図ってまいります。

学校給食センターの運営については、各センターの特色を生かし、なお一層衛生管理に努めながら学校給食の内容充実を図り、児童生徒の健康づくりに努めてまいります。

（生涯教育・生涯スポーツの推進）

生涯学習・生涯スポーツについては、人生80年時代を迎え、また、社会が複雑・多様化する中、余暇時間の活用の重要性の高まりやニーズの多様化を踏まえ、住民一人ひとりが、それぞれの時代や生活様式に応じて、自由に学び、楽しみ、その成果がまちづくりに反映されるような仕組みづくりに努めてまいります。

そのため、城里町において生涯学習推進大綱を策定し、各種講座・事業のメニュー・質の充実に努め、自主活動団体の育成、人材の育成、相談の充実を図るなど体系的・総合的な事業推進に努めるとともに、各地域の住民の交流を促進してまいります。

また、住民の地域における自主的な活動の活性化を図るとともに、コミュニティセンターや各地域の公民館、トレーニングセンターや運動公園など生涯学習施設や各種運動施設の整備・充実に努めてまいります。

図書施設については、利用率の高い図書館を中心に、各地域公民館にある図書室との連携を図りながら、図書・資料の充実に努め、利用しやすい学習拠点としての機能の充実を図ってまいります。

また、学習機会や各種講座、施設を住民が利用するに当たっては、必要なときに必要な情報が入手できるよう、広報紙やホームページ等による情報提供の充実に努めてまいります。

（芸術・文化の振興）

城里町の住民の速やかな一体性を確保し、住民一人ひとりが城里町に誇りと愛着が持てるようにするには、各地域で行われている芸術・文化活動や古くから残されている文化財を理解し、それを伝承していくとともに、城里町として文化の薫り高いまちづくりを進めることが重要であります。

そのため、学校・家庭・地域の連携・交流を進め、各地域の自然・歴史・伝統・文化に触れることで、関心や理解を深め、人と人とのつながりを大切にする施策を推進してまいります。

芸術・文化については、コミュニティセンターや地域の公民館を活用した多様な事業の展開を図るとともに、住民の自主的・創造的な芸術文化活動について支援を図り、各種の行事を通し住民各層が広く芸術文化に親しみ、心豊かな生活が送れるような環境を整備してまいります。

城里町には、史跡及び遺跡・彫刻・工芸品など有形・無形の文化財が数多く存在しております。

そのため、城里町文化財保護計画を策定し、計画的に文化財の保護・活用を図るとともに、情報冊子やインターネットなどの各種媒体による情報を発信し、広く住民に理解を求め保存と継承に努めてまいります。

第5は、「住民と行政がともに手を取りあう開かれたまちづくり」であります。

(住民主体のまちづくりの推進)

地方分権が進展する中で、複雑化・多様化する行政課題を解決し、活力ある地域づくりを進めるには、住民と行政がともに考え、ともに行動する「協働」によるまちづくりを進めていく必要があります。自治意識の高揚に努め、各種施策への住民参画の拡充や地域コミュニティー・自治組織の振興を図ります。

そのため、町の広報紙やホームページ、インターネットなど多様な広報媒体を用いて、町政状況を積極的に住民に広報・公開するとともに、行政懇談会やアンケート、電子メールなどの機会をとらえて、町民の声を町政運営に生かすよう広報・広聴活動の充実を図ります。

また、新生城里町を町内外に紹介するとともに、城里町の現状と将来のまちづくりの一助とするため、町勢要覧を作成いたします。

(多様な交流の推進)

交通機関の発達や情報化の進展などにより、地域間交流や国際交流が活発になっている中、多様な交流を進めることは、郷土を再認識し愛着を育てるとともに、地域の文化・産業など地域振興を図る上で重要であります。

これまで、旧町村で実施してきました国際間や地域間の「人」や「物」及び「情報」の交流活動を城里町においても推進してまいります。

また、合併を機に、地域住民が早期に新町としての一体性を確保できるよう、町民とともにこの合併を祝い、これからの町政の発展を祈念して合併記念式典を開催し、また、全町的なイベントなどへの積極的な参加に配慮するとともに、各地域に設置された余暇活用施設等の機能を活用し、各地域間の交流、世代間の交流、さらに他地域との交流を積極的に推進します。

(人権尊重の推進)

家庭、職場、地域等において、女性、子供、高齢者、障害者、外国人などに対する人権問題が大きな社会問題となっている中、町民一人ひとりが人権に対する正しい理解と認識を深め、尊重し合うことが重要となっております。

そのために、関係機関等との連携のもと、国の「人権教育・啓発に関する基本計画」に基づき、学校教育や社会教育において人権教育に取り組むとともに、あらゆる機会をとらえ啓発活動の推進を図り、人権問題に対する正しい理解と人権意識の向上に努めてまいります。

(行財政運営の合理化・効率化)

新町の行政運営に当たっては、地方分権の進展や住民ニーズの高度化・多様化に対応するため、各種施策の総合的な推進や合併に伴う各種事業の一元化を通じ、事務事業の見直しを進めてまいりました。合併に伴い行政サービスの水準に地域間格差が生じないよう新町の行政組織の整備を図ってまいりましたが、特に住民窓口部門においては、住民サービスの向上と戸籍事務の迅速化を図るため、新たにコンピューターによる戸籍電算システムの導入を進めてまいります。

また、町有財産の管理、取得並びに処分及び契約検査事務等については、管財課に一元化することにより、事務の効率化と経費節減を図ってまいります。

さらに、契約に関する事務の適正な執行を期するため、事務処理の制度を統一し、一般競争入札を積極的に導入するなど、透明性を確保するため必要な措置を講じてまいります。

また、財政運営に当たっては、交付税や国庫補助金、税財源のあり方が「三位一体の改革」により見直しが図られている中、地方交付税などの削減により、合併しましても、この厳しい状況が続くことが想定されます。

このため、中長期的な財政計画のもと、施策の重要度や費用対効果といった視点のもと財源の重点配分を図るとともに、自主財源の確保に努め、合理的・効率的な財政運営に努めてまいります。

さらに、こうした行財政の運営を適正に管理・推進するため、総合計画を策定し、計画的・総合的な行財政の運営に努めてまいります。

以上、平成17年度における主な施策の概要についてご説明いたしました。

新年度の予算編成に当たっては、地方分権改革の推進や少子高齢化の一層の進展、さらには景気動向など、近時の社会経済の潮流を踏まえつつ、合併初年度として、新町建設計画をベースに、合併協議や事務一元化調整をとおし、住民が合併してよかったと実感できるような地域づくりと、多様な町民ニーズに対する行政サービスの提供に意を配するとともに、将来にわたり希望の持てるまちづくりに向け、予算編成を行っております。

しかしながら、平成17年度地方財政は、平成16年度にも増して厳しい状況であり、三位一体の改革により、老人保護措置費を初めとする各種国庫補助金等が廃止されており、逆に扶助費などの義務的経費が増大しております。

歳入については、町税等の増収が見込めないことから、率先して行財政改革に取り組むため、私を初め特別職の給料、期末手当・職員手当の諸手当等の削減を実施し人件費の抑制を図っております。

また、各特別会計等への繰出金等については、国民健康保険特別会計（事業勘定）へ1億2,303万6,000円、国民健康保険特別会計（施設勘定）へ1億3,408万7,000円、老人保健特別会計へ1億7,378万3,000円、介護保険特別会計へ1億2,368万2,000円、公共下水道事業特別会計へ3億2,515万4,000円、農業集落排水特別会計へ1億6,622万6,000円、簡易水道事業特別会計4,096万6,000円、水道事業会計へ7,031万円、合計で11億

5,724万 4,000円をそれぞれ予算計上しております。

このような状況から、一般財源の不足を補うため、財政調整基金 2,000万円、ふるさと創生基金 1 億円、環境整備基金 1 億円、公共施設整備基金 1 億円、家族旅行村基金 482万 2,000円をそれぞれ取り崩すことといたしました。

この結果、平成17年度の一般会計予算総額については93億 9,700万円で、3 町村の16年度当初予算の合算額と比較して17.6%の減、減税補てん債の借りかえ分 3 億 130万円を除きますと、実質15.3%の減となっております。

続きまして、国民健康保険特別会計（事業勘定）について申し上げます。

国民健康保険は、国民皆保険制度を支える基盤の役割を担っておりますが、医療保険制度を取り巻く情勢は、被保険者の高齢化等により医療費が増大している中で、長期にわたる経済低迷により、医療費の伸びと経済成長率の間に不均衡が生じております。とりわけ国保は、高齢者、低所得者、リストラ等による無職者層等がそれぞれ高い比率を占めざるを得ないなど、その構造的要因から他の制度に比較して財政が大変厳しい状況にあります。

また、平成14年10月の制度改正により老人保健の該当年齢が75歳となり、70歳から75歳までを前期高齢者として国民健康保険で医療給付を行うこととなり、平成19年度までは人数が増加する一方であるため、その負担も国保財政を圧迫しつつあります。

このような状況の中、生活の基本である町民の健康維持、増進のため、医療費の適正化、国保税の収納率の向上を図り、国民健康保険の安定的運営の確保と保険財政の健全化に努めてまいります。

新年度の予算編成につきましては、国県の予算編成方針に基づき編成いたしましたが、特に医療費の動向が国保財政を大きく左右しますので、これらの動向を見きわめながら予算執行に努めてまいります。

予算総額は、歳入歳出ともに別冊予算書のとおり19億 192万 9,000円となっております。

次に、国民健康保険特別会計（施設勘定）について申し上げます。

施設勘定においては、少子高齢化社会の急速な進展や地域住民の多様な医療ニーズに対応すべく、国保診療所と沢山診療所、七会診療所の2カ所にそれぞれ医科・歯科施設を設置し、保健、医療、福祉との連携を図りながら、予防と治療の一体化、地域住民の医療の確保と健康の保持増進を目指し運営を行っております。

地域における、国保診療所施設としての役割と使命が果たせるよう関係機関との連携を密にし、効果的な運営ができるよう予算執行に努めてまいります。

予算総額は、歳入歳出とも別冊予算書のとおり 5 億 3,396万 1,000円となっております。

老人保健特別会計について申し上げます。

老人医療費は、急速な高齢化の進展の中で増大し続けており、その国民医療費全体に占める割合は、年々上昇する傾向にあります。

このような状況を踏まえ、現役世代の負担が過重なものとならないよう老人医療費の適正化を図っていくことが重要になっております。

したがって、さらなる住民の健康に関する意識の向上等、保健事業との連携並びに受給者に対する広報活動等を徹底し、円滑な事業運営に努めてまいります。

新年度の予算編成につきましては、国県の予算編成方針に基づき編成いたしました。今後の医療制度の改革が医療費の動向に、どのような影響を及ぼすかを見きわめながら、予算執行に努めてまいります。

予算総額は、歳入歳出とも別冊予算書のとおり22億 5,538万 6,000円となっております。

次に、介護保険特別会計について申し上げます。

介護保険制度につきましては一定の社会的評価を得ております。本年は「第3期事業計画」を策定し、持続可能な制度として運用していく所存であります。保険者として、地方分権の時代に見合う、給付の適正化や介護予防に向けての環境づくりに努めてまいります。

新年度の予算編成につきましては、3町村の平成16年度実績を基本とした予算計上となっております。

予算総額は、歳入歳出とも別冊予算書のとおり6億 6,836万 2,000円となっております。

続きまして、下水道事業特別会計について申し上げます。

流域下水道事業は、事業認可区域185ヘクタールを年次計画に基づき、石塚地区について、工費の節減に努めながら污水管渠工事を進め、普及率の向上を図ってまいります。

また、特定環境保全公共下水道事業については、事業認可区域200ヘクタールを年次計画に基づき、坪地区について、工費の節減に努めながら污水管渠工事を進め、早期完了を目指し、完了地区より順次供用開始し、普及率の向上を図ってまいります。

予算総額は、歳入歳出とも別冊予算書のとおり11億 8,069万 1,000円となっております。

続きまして、農業集落排水事業特別会計について申し上げます。

農業集落排水処理施設は、現在、上入野、常北青山、北方高久、孫根地区が順調に稼動しておりますが、町財政が逼迫している中、施設の効率的な稼動を目指し、経費の節減を図ってまいります。

予算総額は、歳入歳出とも別冊予算書のとおり2億 1,289万 4,000円となっております。

続きまして、簡易水道事業特別会計について申し上げます。

新年度の簡易水道事業特別会計予算については、施設の維持管理が主なもので、歳入歳出とも別冊予算書のとおり5,947万 7,000円となっております。

続きまして、水道事業会計について申し上げます。

新年度の統合簡易水道施設整備事業の整備計画は、常北地区小松浄水場系では、上入野地区から増井地区までの配水管新設を進めてまいります。これらは流量不足等の解消を図っていくものです。この統合簡易水道施設整備事業が完成いたしますと、長期的及び安定的な水源確保により、配水区域全域に安定した水圧と安全かつ、良質な水道水の供給が図られることとなります。

桂地区は、鷹匠橋配水管布設替え実施に向けた調査をいたします。

また、七会徳蔵地区の給水区域拡張等認可申請等を進めてまいります。

石塚浄水場系では、松山下取水場から取水する水利権開発のため、県に対して藤井川ダム再開事業の建設負担金を負担いたします。

また、水道事業の運営及び水道施設の維持管理につきましては、公営企業の基本原則を堅持しながら、給水サービスの一層の向上に努めてまいります。

予算総額は、別冊予算書のとおり、収益的収入及び支出は、5億 3,545万 5,000円であります。

資本的収入は1億 6,399万円で、支出は2億 9,445万 6,000円であります。

以上、一般会計及び特別会計並びに企業会計の概要についてご説明申し上げます。

本年度の一般会計、特別会計及び企業会計を合算しました平成17年度城里町予算総額は、170億 3,961万 1,000円となります。

執行に当たりましては、役職員一丸となって、町民の福祉増進と活力ある元気なまちづくりのために、全力を尽くして町民の期待と信頼にこたえる決意であります。

議員各位を初め町民皆様のご理解と、なお一層のご協力を心からお願い申し上げまして、本日の施政方針にかえたいと思います。

どうもありがとうございました。

承認第18号 専決処分第18号の承認を求めることについて（城里町税条例の一部を改正する条例）

○議長（関谷 誠君） 次に、日程第3、承認第18号 専決処分第18号の承認を求めることについて（城里町税条例の一部を改正する条例）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長金長義郎君登壇〕

○町長（金長義郎君） 承認第18号、専決処分第18号の承認を求める件であります。国において不動産登記法が改正されたことに伴い、不動産登記法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律が平成17年3月7日に施行されたため、町税条例の一部を改正し、同年3月7日から施行したものです。

以上、承認第18号の提案理由を申し上げましたが、何とぞ慎重にご審議の上、ご承認を賜りますようお願いを申し上げます。

議案第1号 城里町運動公園設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（関谷 誠君） 次に、日程第4、議案第1号 城里町運動公園設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長金長義郎君登壇〕

○町長（金長義郎君） 議案第1号 城里町運動公園設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例についてであります。城里町大字栗地内に整備しておりました栗多目的運動広場が完成します。運動公園設置及び管理に関する条例に新たに加えるものであります。

以上、議案第1号の提案理由を申し上げましたが、何とぞご審議の上、決定くださるようお願いを申し上げます。

議案第2号 城里町使用料及び手数料条例の一部を改正する条例について

○議長（関谷 誠君） 次に、日程第5、議案第2号 城里町使用料及び手数料条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長金長義郎君登壇〕

○町長（金長義郎君） 議案第2号 城里町使用料及び手数料条例の一部を改正する条例についてであります。城里町大字栗地内に整備しておりました栗多目的運動広場が完成します。施設の使用料を規定するものであります。

何とぞ慎重にご審議の上、議決を賜りますようお願い申し上げます。

議案第3号 水戸地方農業共済事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び水戸地方農業共済事務組合同約の変更について

○議長（関谷 誠君） 日程第6、議案第3号 水戸地方農業共済事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び水戸地方農業共済事務組合同約の変更についてを議題といたし

ます。

提案理由の求めを求めます。

町長。

[町長金長義郎君登壇]

○町長（金長義郎君） 議案第3号 水戸地方農業共済事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び水戸地方農業共済事務組合規約の変更についてであります。平成17年3月31日限り、水戸地方農業共済事務組合の構成市町村でありました常陸大宮市が脱退するため、地方自治法第290条の規定により議会の議決を求めるものであります。

何とぞ慎重にご審議の上、決定くださるようお願いを申し上げます。

議案第4号 常陸大宮市の水戸地方農業共済事務組合からの脱退に伴う財産処分について

○議長（関谷 誠君） 次に、日程第7、議案第4号 常陸大宮市の水戸地方農業共済事務組合からの脱退に伴う財産処分についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

[町長金長義郎君登壇]

○町長（金長義郎君） 議案第4号 常陸大宮市の水戸地方農業共済事務組合からの脱退に伴う財産処分についてであります。平成17年3月31日限り、水戸地方農業共済事務組合から脱退するため、財産処分について、地方自治法第290条の規定により議決を求めるものであります。

何とぞ慎重にご審議の上、決定をくださるようお願い申し上げます。

議案第5号 大宮地方広域組合の解散について

○議長（関谷 誠君） 次に、日程第8、議案第5号 大宮地方広域組合の解散についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

[町長金長義郎君登壇]

○町長（金長義郎君） 議案第5号 大宮地方広域組合の解散についてであります。平成17年3月31日限り、大宮地方広域組合を解散するため、地方自治法第290条の規定により議会の議決を求めるものであります。

慎重にご審議の上、決定を賜りますようお願い申し上げます。

議案第 6 号 大宮地方広域組合の解散に伴う財産処分について

○議長（関谷 誠君） 次に、日程第 9、議案第 6 号 大宮地方広域組合の解散に伴う財産処分についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長金長義郎君登壇〕

○町長（金長義郎君） 議案第 6 号 大宮地方広域組合の解散に伴う財産の処分についてであります。平成17年 3 月31日限り、大宮地方広域組合を解散し、保有財産を処分するため、地方自治法第 290条の規定により議会の議決を求めるものであります。

何とぞ慎重にご審議の上、決定を賜りますようお願い申し上げます。

議案第 7 号 常陸大宮市と城里町の火葬場斎場に関する事務の委託について

○議長（関谷 誠君） 続いて、日程第10、議案第 7 号 常陸大宮市と城里町の火葬場斎場に関する事務の委託についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長金長義郎君登壇〕

○町長（金長義郎君） 議案第 7 号 常陸大宮市と城里町の火葬場斎場に関する事務の委託についてであります。平成17年 4 月 1 日から、城里町の旧桂村区域の火葬場斎場に関する事務を常陸大宮市に事務委託することについて、地方自治法第 252条の14第 1 項の規定により議会の議決を求めるものであります。

何とぞ慎重にご審議の上、決定を賜りますようお願い申し上げます。

議案第 8 号 茨城租税債権管理機構規約の改正について

○議長（関谷 誠君） 次に、日程第11、議案第 8 号 茨城租税債権管理機構規約の改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長金長義郎君登壇〕

○町長（金長義郎君） 議案第 8 号 茨城租税債権管理機構規約の改正についてであります。今般進行しております市町村合併について、市町村の合併の特例に関する法律第 9 条の 3 の規定により、平成16年10月から平成17年 3 月28日までの 6 カ月間の合併に伴う茨

城租税債権管理機構構成市町村の数の減少及び選挙区の関係市町村の構成を改正するものであります。

何とぞ慎重にご審議の上、決定を賜りますようお願い申し上げます。

議案第 9 号 水戸地方広域市町村圏事務組合理約の変更について

○議長（関谷 誠君） 続いて、日程第12 議案第 9 号 水戸地方広域市町村圏事務組合理約の変更についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長金長義郎君登壇〕

○町長（金長義郎君） 議案第 9 号 水戸地方広域市町村圏事務組合理約の一部を改正する規約の変更であります。構成市町村の市町村合併について、市町村の合併の特例に関する法律第 9 条の 3 の規定により、平成16年10月から平成17年 3 月22日までの 6 カ月間の、合併に伴う水戸地方広域市町村圏事務組合の構成市町村の数の減少及び規約を改正するものです。

何とぞ慎重にご審議の上、決定を賜りますようお願い申し上げます。

議案第 1 0 号 城里町過疎地域自立促進計画について

○議長（関谷 誠君） 続いて、日程第13、議案第10号 城里町過疎地域自立促進計画についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長金長義郎君登壇〕

○町長（金長義郎君） 議案第10号 城里町過疎地域自立促進計画についてであります。旧七会村地域の過疎地域自立促進特別措置法第 6 条第 2 項の規定により策定した前期計画が本年 3 月で満了となるため、平成17年度からの過疎地域自立促進計画後期 5 カ年計画を策定し、同法第 6 条第 1 項の規定により議会の議決を求めるものであります。

何とぞ慎重にご審議の上、決定を賜りますようお願い申し上げます。

議案第 1 1 号 城里町公の施設の指定管理者の指定について

○議長（関谷 誠君） 続いて、日程第14、議案第11号 城里町公の施設の指定管理者の指定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長金長義郎君登壇〕

○町長（金長義郎君） 議案第11号 城里町公の施設の指定管理者の指定についてであります。地方自治法第 244条の2 第3項の規定に基づき、城里町桂老人福祉センターについて、社会福祉法人桂村社会福祉協議会を指定管理者に指定するため、同法第 244条の2 第6項の規定により議会の議決を求めるものであります。

何とぞ慎重にご審議の上、決定を賜りますようお願い申し上げます。

議案第 1 2 号 町道路線の廃止について

○議長（関谷 誠君） 次に、日程第15、議案第12号 町道路線の廃止についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長金長義郎君登壇〕

○町長（金長義郎君） 議案第12号 町道路線の廃止についてであります。大字上入野地内町道1396号線外4路線については、畑地基盤整備に伴い廃止するものであります。

何とぞ慎重にご審議の上、決定を賜りますようお願い申し上げます。

議案第 1 3 号 町道路線の認定について

○議長（関谷 誠君） 続いて、日程第16、議案第13号 町道路線の認定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長金長義郎君登壇〕

○町長（金長義郎君） 議案第13号 町道路線の認定についてであります。町道1396号線及び1402号線については、大字上入野地内の畑地基盤整備の完了に伴い、新たに認定するものであります。

さらに、大字那珂西地内、町道1509号線から町道1514号線並びに大字石塚地内町道3314号線については、住宅団地開発に伴いそれぞれ認定するものであります。

何とぞ慎重にご審議の上、決定を賜りますようお願い申し上げます。

議案第14号 平成16年度城里町一般会計予算について

○議長（関谷 誠君） 続いて、日程第17、議案第14号 平成16年度城里町一般会計予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長金長義郎君登壇〕

○町長（金長義郎君） 議案第14号 平成16年度城里町一般会計予算についてであります。今般の常北町、桂村、七会村の新設合併に伴い、一般会計予算を編成するものであります。

予算の総額は、歳入歳出それぞれ39億 5,130万円であります。

何とぞ慎重にご審議の上、決定を賜りますようお願い申し上げます。

議案第15号 平成16年度城里町国民健康保険特別会計予算について

○議長（関谷 誠君） 次に、日程第18、議案第15号 平成16年度城里町国民健康保険特別会計予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長金長義郎君登壇〕

○町長（金長義郎君） 議案第15号 平成16年度城里町国民健康保険特別会計予算であります。今般の常北町、桂村、七会村の新設合併に伴い、国民健康保険特別会計予算を編成するものであります。

予算の総額は、事業勘定において歳入歳出それぞれ6億 4,541万 2,000円あります。

施設勘定において、歳入歳出それぞれ1億 4,519万 1,000円あります。

何とぞ慎重にご審議の上、決定を賜りますようお願い申し上げます。

議案第16号 平成16年度城里町老人保健特別会計予算について

○議長（関谷 誠君） 次に、日程第19、議案第16号 平成16年度城里町老人保健特別会計予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長金長義郎君登壇〕

○町長（金長義郎君） 議案第16号 平成16年度城里町老人保健特別会計予算であります
が、今般の常北町、桂村、七会村の新設合併に伴い、老人保健特別会計予算を編成するも
のであります。

予算の総額は、歳入歳出それぞれ6億1,040万7,000円であります。

慎重にご審議の上、決定を賜りますようお願い申し上げます。

議案第17号 平成16年度城里町介護保険特別会計予算について

○議長（関谷 誠君） 次に、日程第20、議案第17号 平成16年度城里町介護保険特別会
計予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長金長義郎君登壇〕

○町長（金長義郎君） 議案第17号 平成16年度城里町介護保険特別会計予算についてで
ありますが、今般の3町村の新設合併に伴い、介護保険特別会計予算を編成するものであ
ります。

予算の総額は、歳入歳出それぞれ2億1,668万円です。

慎重にご審議の上、決定を賜りますようお願い申し上げます。

議案第18号 平成16年度城里町下水道事業特別会計予算について

○議長（関谷 誠君） 次に、日程第21、議案第18号 平成16年度城里町下水道事業特別
会計予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長金長義郎君登壇〕

○町長（金長義郎君） 議案第18号 平成16年度城里町下水道事業特別会計予算について
であります。今般の3町村の新設合併に伴い、下水道事業特別会計予算を編成するもの
であります。

予算の総額は、歳入歳出それぞれ7億6,938万9,000円です。

何とぞ慎重にご審議の上、決定を賜りますようお願い申し上げます。

議案第19号 平成16年度城里町農業集落排水事業特別会計予算について

○議長（関谷 誠君） 次に、日程第22、議案第19号 平成16年度城里町農業集落排水事

業特別会計予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

[町長金長義郎君登壇]

○町長（金長義郎君） 議案第19号 平成16年度城里町農業集落排水事業特別会計予算についてであります。今般の3町村の新設合併に伴い、農業集落排水事業特別会計予算を編成するものであります。

予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億496万6,000円であります。

何とぞ慎重にご審議の上、決定を賜りますようお願い申し上げます。

議案第20号 平成16年度城里町簡易水道事業特別会計予算について

○議長（関谷 誠君） 次に、日程第23、議案第20号 平成16年度城里町簡易水道事業特別会計予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

[町長金長義郎君登壇]

○町長（金長義郎君） 議案第20号 平成16年度城里町簡易水道事業特別会計予算についてであります。今般の3町村の新設合併に伴い、簡易水道事業特別会計予算を編成するものであります。

予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,420万6,000円であります。

何とぞ慎重にご審議の上、決定を賜りますようお願い申し上げます。

議案第21号 平成16年度城里町水道事業会計予算について

○議長（関谷 誠君） 次に、日程第24、議案第21号 平成16年度城里町水道事業会計予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

[町長金長義郎君登壇]

○町長（金長義郎君） 議案第21号 平成16年度城里町水道事業会計予算についてであります。今般の3町村の新設合併に伴いまして、水道事業会計予算を編成するものであります。

予算の内訳は、収益的収入で1億3,265万5,000円、収益的支出を1億7,619万7,000円、資本的収入で2億7,329万5,000円、資本的支出で2億7,098万3,000円とするもの

であります。

慎重にご審議の上、決定を賜りますようお願い申し上げます。

議案第22号 平成17年度城里町一般会計予算について

○議長（関谷 誠君） 次に、日程第25、議案第22号 平成17年度城里町一般会計予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長金長義郎君登壇〕

○町長（金長義郎君） 議案第22号 平成17年度城里町一般会計予算についてであります。概要につきましては、冒頭に平成17年度予算説明の要旨の中でご説明申し上げましたとおりであります。予算の総額は、歳入歳出それぞれ93億9,700万円です。厳しい財政環境の中での予算編成ではありますが、予算の執行に当たりましては、町民の福祉の向上と活力あるまちづくりのため、全力を傾注し、町民の期待と信頼にこたえてまいりたいと考えておる所存であります。

何とぞ慎重にご審議の上、決定を賜りますようお願い申し上げます。

議案第23号 平成17年度城里町国民健康保険特別会計予算について

○議長（関谷 誠君） 次に、日程第26、議案第23号 平成17年度城里町国民健康保険特別会計予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長金長義郎君登壇〕

○町長（金長義郎君） 議案第23号 平成17年度城里町国民健康保険特別会計予算についてであります。概要につきましては、冒頭に平成17年度予算説明の中でご説明申し上げましたとおりであります。

予算の総額は、事業勘定で歳入歳出それぞれ19億192万9,000円で、施設勘定においては歳入歳出それぞれ5億3,396万1,000円です。

予算執行に当たりましては、国民健康保険事業の健全な運営を確保し、社会保障及び保険事業の充実に全力を傾注し、施設勘定においては診療所の運営を円滑に実施し、保健施設の中核として町民の公衆衛生の向上及び増進に寄与してまいりたい決意であります。

何とぞ慎重にご審議の上、決定を賜りますようお願い申し上げます。

議案第24号 平成17年度城里町老人保健特別会計予算について

○議長（関谷 誠君） 次に、日程第27、議案第24号 平成17年度城里町老人保健特別会計予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長金長義郎君登壇〕

○町長（金長義郎君） 議案第24号 平成17年度城里町老人保健特別会計予算についてであります。概要につきましては、冒頭に説明の中で申し上げましたとおりであります。

予算の総額は、歳入歳出それぞれ22億 5,538万 6,000円であります。

予算の執行に当たりましては、町民の老後における健康の保持と適切な医療の確保を図ることに全力を傾注し、町民の期待と信頼にこたえてまいりたい決意であります。

何とぞ慎重にご審議の上、決定を賜りますようお願い申し上げます。

議案第25号 平成17年度城里町介護保険特別会計予算について

○議長（関谷 誠君） 次に、日程第28、議案第25号 平成17年度城里町介護保険特別会計予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長金長義郎君登壇〕

○町長（金長義郎君） 議案第25号 平成17年度城里町介護保険特別会計予算についてであります。概要につきましては冒頭に申し上げたとおりであります。

予算の総額は、歳入歳出それぞれ6億 6,836万 2,000円であります。

予算の執行に当たりましては、加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病等により要介護状態になった者を、共同連帯の理念に基づいて本町の実態に即した福祉の向上に全力を傾注し、町民の期待と信頼にこたえていく決意であります。

何とぞ慎重にご審議の上、決定を賜りますようお願い申し上げます。

議案第26号 平成17年度城里町下水道事業特別会計予算について

○議長（関谷 誠君） 次に、日程第29、議案第26号 平成17年度城里町下水道事業特別会計予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長金長義郎君登壇〕

○町長（金長義郎君） 議案第26号 平成17年度城里町下水道事業特別会計予算についてありますが、概要につきましては冒頭に申し上げたとおりであります。

予算の総額は、歳入歳出それぞれ11億 8,069万 1,000円であります。

予算執行に当たりましては、公衆衛生の向上及び公共用水域の水質の保全に全力を傾注し、町民の期待と信頼にこたえてまいる決意であります。

何とぞ慎重にご審議の上、決定を賜りますようお願い申し上げます。

議案第27号 平成17年度城里町農業集落排水事業特別会計予算について

○議長（関谷 誠君） 次に、日程第30、議案第27号 平成17年度城里町農業集落排水事業特別会計予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長金長義郎君登壇〕

○町長（金長義郎君） 議案第27号 平成17年度城里町農業集落排水事業特別会計予算についてありますが、概要につきましては冒頭にご説明を申し上げたとおりであります。

予算の総額は、歳入歳出それぞれ2億 1,289万 4,000円であります。

予算の執行に当たりましては、農村集落における生活環境の整備及び公共用水域の水質の保全に全力を傾注し、町民の期待と信頼にこたえてまいる決意であります。

何とぞ慎重にご審議の上、決定を賜りますようお願い申し上げます。

議案第28号 平成17年度城里町簡易水道事業特別会計予算について

○議長（関谷 誠君） 次に、日程第31、議案第28号 平成17年度城里町簡易水道事業特別会計予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長金長義郎君登壇〕

○町長（金長義郎君） 議案第28号 平成17年度城里町簡易水道事業特別会計予算についてありますが、概要につきましては冒頭に内容を説明申し上げたとおりであります。

予算の総額は、歳入歳出それぞれ5,947万 7,000円であります。

予算の執行につきましては、七会塩子地区簡易水道事業の施設の維持管理及び公衆衛生の向上と生活環境の改善のため全力を傾注し、町民の期待と信頼にこたえてまいる考えで

ございます。

どうか慎重にご審議の上、決定を賜りますようお願い申し上げます。

議案第29号 平成17年度城里町水道事業会計予算について

○議長（関谷 誠君） 次に、日程第32、議案第29号 平成17年度城里町水道事業会計予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長金長義郎君登壇〕

○町長（金長義郎君） 議案第29号 平成17年度城里町水道事業会計予算についてであります。概要につきましては冒頭に内容説明を申し上げたとおりであります。

予算の内訳は、収益的収入支出で5億3,545万5,000円、資本的収入で1億6,399万円、資本的支出を2億9,445万6,000円とするものであります。

予算の執行に当たりましては、清浄にして豊富な水の供給を図り、もって公衆衛生の向上と生活環境の改善のため全力を傾注してまいりたいと考えております。

何とぞ慎重にご審議の上、決定を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（関谷 誠君） ここで、午後1時まで休憩いたします。

午後零時04分休憩

午後1時06分開議

○議長（関谷 誠君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

さらに傍聴人2名を許可いたしました。

ここで、町長より発言がございました。

町長。

〔町長金長義郎君登壇〕

○町長（金長義郎君） 私の午前中の提案議案の概要説明の中で、お手元に配っております提案議案の概要の説明に「要旨」というふうになっておりますが、それらの文言につきまして、説明中に削除したり追加したりする文言がございましたが、ご了解を願いたいと思います、お手元は要旨でありますので。

議案書差しかえ

○議長（関谷 誠君） ここでお諮りいたします。

ただいま町長より、日程第33、議案第30号ないし日程第35、議案第32号について議案書

を差しかえたいとの申し出がありました。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関谷 誠君） ご異議なしと認めます。よって、議案書を差しかえることに決定しました。

議会事務局長をして議案書を配付させます。

〔議案書配付〕

議案第30号 城里町教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについて

○議長（関谷 誠君） 日程第33、議案第30号 城里町教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長金長義郎君登壇〕

○町長（金長義郎君） 議案30号 城里町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてであります。今般の東茨城郡常北町、同郡桂村、西茨城郡七会村が合併し、城里町が設置されましたことに伴い、教育委員会の委員の選任をするものであります。

まず、4年委員として、城里町大字錫高野 159番地、三村亮一さんと、城里町大字下古内 930番、高野 静さんを選任するものであります。

三村さんは、教師として教育の伸展にご尽力をいただきましたが、平成14年3月に城里町立桂中学校長を最後に退職し、現在は常北幼稚園の園長として幼児教育にご尽力をいただいております。

高野さんは、自営業のかたわら小学校、中学校のPTA活動、さらには旧常北町体育協会の理事長として町教育の伸展に寄与されました。

次に、3年委員として、城里町大字大綱 338番地 森 昌子さんを選任するものであります。森さんは、現在、知的障害者更生施設愛の里更生園事務長として、知的障害者の援護事業に取り組まれております。

次に、2年委員として、城里町大字下青山 620番地、所 好夫さんを選任するものであります。所さんは、教師として教育の伸展にご尽力をいただきましたが、平成9年3月に城里町立石塚小学校長を最後に退職しております。

次に、1年委員として、城里町大字阿波山 783番地、萩谷竹二さんを選任するものであります。萩谷さんは、教師として教育の伸展にご尽力をいただきましたが、平成11年3月、旧御前山村立御前山中学校長を最後に退職しております。

5名の方は、性格温厚にして人望も厚く、人格識見ともに最適任者であります。よって、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により議会の同意を求める

ものであります。

何とぞ慎重にご審議の上、ご同意を賜りますようお願い申し上げます。

日程変更

○議長（関谷 誠君） お諮りいたします。

議事日程の一部を変更し、議案第30号を先議したいと思えます。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関谷 誠君） ご異議なしと認めます。よって、議案第30号を先議することに決定しました。

採 決

○議長（関谷 誠君） これより議案第30号 城里町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（関谷 誠君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり同意することに決定しました。

議案第31号 城里町監査委員の選任につき同意を求めることについて

○議長（関谷 誠君） 次に、日程第34、議案第31号 城里町監査委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、除斥に該当すると認められますので、37番宮本 仁君の議場退場を求めます。

〔37番宮本 仁君退場〕

○議長（関谷 誠君） ここで、議案第31号の提案理由の説明を求めます。
町長。

〔町長金長義郎君登壇〕

○町長（金長義郎君） 議案第31号 城里町監査委員の選任につき同意を求めることについてであります。

城里町監査委員に、知識経験者の区分から城里町大字那珂西2258番地、一木◎彦さんを選任するものです。一木さんは、茨城県職員として県政発展に寄与され、茨城県教育長、

教育次長を最後に退職をされております。退職後は、町行政の発展にご尽力をいただき、さらには合併協議会委員として今般の城里町誕生にご尽力をいただきました。

同じく議会選出区分から、城里町大字高久 406番地、宮本 仁議員を選任するものであります。宮本議員さんは現在5期目で、その間、旧桂村において議会議長、各常任委員会委員長等を歴任され、地方自治の伸展にご尽力をいただいております。

両名とも性格温厚にして人望も厚く、人格識見ともに最適任者であります。よって、地方自治法第196条第1項の規定により議会の同意を求めるものであります。

何とぞ慎重にご審議の上、ご同意を賜りますようお願い申し上げます。

日程変更

○議長（関谷 誠君） 　　ここでお諮りいたします。

議事日程の一部を変更し、議案第31号を先議したいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関谷 誠君） 　　ご異議なしと認めます。よって、議案第31号を先議することに決定しました。

採 決

○議長（関谷 誠君） 　　議案第31号 城里町監査委員の選任につき同意を求めることについて、ただいま一木◎彦君、37番宮本 仁君を選任したい旨のご提案がありました。

議案第31号は、本案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関谷 誠君） 　　ご異議なしと認めます。よって、一木◎彦君、宮本 仁君を城里町監査委員に選任することに決定いたしました。

ここで、37番宮本 仁君の議場入場を求めます。

〔37番宮本 仁君入場〕

議案第32号 城里町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

○議長（関谷 誠君） 　　次に、日程第35、議案第32号 城里町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長金長義郎君登壇〕

○町長（金長義郎君） 議案第32号 城里町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてであります。今般の東茨城郡常北町、同郡桂村及び西茨城郡七会村が合併し、城里町が設置されたことに伴い、固定資産評価審査委員会委員に、城里町大字磯野 284番地、小林利信さん、城里町大字孫根 511番地、青柳輝夫さん、城里町大字塩子2824番地、仲田一司さんを選任するものであります。

3名とも、旧町村の固定資産評価審査委員会委員長を歴任しており、性格が温厚にして人望も厚く、人格識見ともに最適任者であります。よって、地方自治法第 423条の規定により議会の同意を求めるものであります。

何とぞ慎重にご審議の上、ご同意を賜りますようお願い申し上げます。

日程変更

○議長（関谷 誠君） ここでお諮りいたします。

議事日程の一部を変更し、議案第32号を先議したいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関谷 誠君） ご異議なしと認めます。よって、議案第32号を先議することに決定しました。

採 決

○議長（関谷 誠君） 議案第32号 城里町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてを採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（関谷 誠君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり同意することに決定しました。

日程変更

○議長（関谷 誠君） さらにお諮りいたします。

議事日程の一部を変更し、日程第 6、議案第 3号 水戸地方農業共済事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び水戸地方農業共済事務組合規約の変更について、ないし日

程第10、議案第7号 常陸大宮市と城里町の火葬場斎場に関する事務の委託について、以上5件を先議したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関谷 誠君） ご異議なしと認めます。よって、議案第3号ないし議案第7号を先議することに決定しました。

議案第3号～議案第7号に対する質疑

○議長（関谷 誠君） これより議案第3号ないし議案第7号に対する質疑に入ります。まず、議案第3号についての質疑を求めます。ありませんか。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（関谷 誠君） 質疑なしと認めます。

○議長（関谷 誠君） 次に、議案第4号についての質疑を求めます。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（関谷 誠君） 質疑なしと認めます。

○議長（関谷 誠君） 次に、議案第5号についての質疑を求めます。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（関谷 誠君） 質疑なしと認めます。

○議長（関谷 誠君） 次に、議案第6号についての質疑を求めます。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（関谷 誠君） 質疑なしと認めます。

○議長（関谷 誠君） 次に、議案第7号についての質疑を求めます。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（関谷 誠君） 質疑なしと認めます。

以上で、質疑を終結いたします。

討 論

○議長（関谷 誠君） これより討論に入ります。

議案第3号に対する討論はございませんか。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（関谷 誠君） 討論なしと認めます。

○議長（関谷 誠君） 次に、議案第4号に対する討論はございませんか。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（関谷 誠君） 討論なしと認めます。

○議長（関谷 誠君） 次に、議案第5号に対する討論はございませんか。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（関谷 誠君） 討論なしと認めます。

○議長（関谷 誠君） 次に、議案第6号に対する討論はございませんか。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（関谷 誠君） 討論なしと認めます。

○議長（関谷 誠君） 次に、議案第7号に対する討論はございませんか。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（関谷 誠君） 討論なしと認めます。

以上で、討論を終結いたします。

採 決

○議長（関谷 誠君） これより採決に入ります。

まず、議案第3号 水戸地方農業共済事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び水戸地方農業共済事務組合同規約の変更についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（関谷 誠君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（関谷 誠君） 次に、議案第4号 常陸大宮市の水戸地方農業共済事務組合からの脱退に伴う財産処分についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（関谷 誠君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（関谷 誠君） 次に、議案第5号 大宮地方広域組合の解散についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（関谷 誠君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（関谷 誠君） 次に、議案第6号 大宮地方広域組合の解散に伴う財産処分についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（関谷 誠君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（関谷 誠君） 次に、議案第7号 常陸大宮市と城里町の火葬場斎場に関する事務の委託についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（関谷 誠君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

以上で、議案第3号ないし議案第7号の採決を終結いたします。

質 疑

○議長（関谷 誠君） 続いて、これより質疑に入ります。

承認第18号 専決処分第18号の承認を求めることについて（城里町税条例の一部を改正する条例）の質疑を求めます。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（関谷 誠君） 次に、議案第1号 城里町運動公園設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例についての質疑を求めます。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（関谷 誠君） 次に、議案第2号 城里町使用料及び手数料条例の一部を改正する条例についての質疑を求めます。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（関谷 誠君） 次に、議案第8号 茨城租税債権管理機構規約の改正についての

質疑を求めます。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（関谷 誠君） 次に、議案第9号 水戸地方広域市町村圏事務組合規約の変更についての質疑を求めます。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（関谷 誠君） 次に、議案第10号 城里町過疎地域自立促進計画についての質疑を求めます。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（関谷 誠君） 次に、議案第11号 城里町公の施設の指定管理者の指定についての質疑を求めます。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（関谷 誠君） 次に、議案第12号 町道路線の廃止についての質疑を求めます。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（関谷 誠君） 次に、議案第13号 町道路線の認定についての質疑を求めます。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（関谷 誠君） 次に、議案第14号 平成16年度城里町一般会計予算についての質疑を求めます。

25番根本君。

〔25番根本正典君登壇〕

○25番（根本正典君） それでは、質疑をさせていただきます。

平成16年度城里町予算書の中で、34ページ、健康増進施設直売所設計委託と工事請負費の中の健康増進施設直売所建設工事なのですが、今回、企画費の中に計上されておりますので、企画課の方が発注窓口という形になるんだらうと思いますけれども、暫定予算書の中では、産業振興課から出ていたはずなのです、私の記憶で。なぜこのような変更が行われたのか、この点についてお伺いをしたいと思います。

○議長（関谷 誠君） 質疑は、同一議員につき、同一議題について3回を超えないようによろしく願いいたします。

企画財政課長。

〔企画財政課長加藤木昭博君登壇〕

○企画財政課長（加藤木昭博君） 25番根本議員さんのご質問にお答えをしたいと思います。

ただいまありました健康増進施設の直売所建設工事でございますけれども、この施設につきましては、2月1日の城里町発足時には、所管事務が産業振興課に移動したところですが、直売所建設工事予算につきましては、昨年の旧常北町定例議会の平成16年6月の補正予算に計上し、議決をいただいております。しかし、その後の合併事務の調整協議がなされなかったため、今回、協議の結果、暫定予算ではただいまお話がありましたように商工費の中に入っておりますけれども、企画費の方に戻しまして、企画財政課で対応するという事になったわけでございます。

以上の理由で、企画財政課の方に戻してございます。

○議長（関谷 誠君） 25番根本君。

〔25番根本正典君登壇〕

○25番（根本正典君） ただいまのは経過説明であって、なぜ戻したかの理由については触れられておりませんので、その理由をお伺いしているわけですのでよろしくお願いいたします。

○議長（関谷 誠君） 企画財政課長。

〔企画財政課長加藤木昭博君登壇〕

○企画財政課長（加藤木昭博君） 再度の質問にお答えをしたいと思います。

2月1日調整時点で、どちらも初めての協議ということで、旧桂村でございまして、調整した中でなかなか前の経過等もわからないということで、ただいま申し上げましたように、補正予算のところで対応していったほうがよいのではないかとということになったために、企画費に戻したわけでございます。

○議長（関谷 誠君） 25番根本君。

〔25番根本正典君登壇〕

○25番（根本正典君） 最後の質疑になっちゃいますけれども、ちょっと説明になっていないと思うのです。ですから、なぜ産振課から企画課の方に戻すべきだという判断がなされたのか、その点について、どのような理由に基づいてそうなったのかということをお尋ねしているわけですから、質疑の趣旨をよく受けとめていただいて、きちんと回答をいただきたいと思います。

○議長（関谷 誠君） わかりましたか、今の。わからないなら答えたって何回も何回もになっちゃうから、よく協議して答えてください。

企画財政課長。

〔企画財政課長加藤木昭博君登壇〕

○企画財政課長（加藤木昭博君） 25番の根本議員さんのご質問でございますけれども、当初は事務事業の中で企画課に戻しておくわけだったのでございますけれども、健康増進施設が、

2月1日に産業振興課にいつてしまったために、そのためにこの施設も一緒に暫定予算の中で産業振興課に入ってしまったということでございます。それで、先ほど申し上げましたように、企画の方にいつてしまったのは、戻したということでございます。

〔「説明になっていない」と呼ぶ者あり〕

○議長（関谷 誠君） ほかにございますか。

32番小松君。

〔32番小松文良君登壇〕

○32番（小松文良君） 予算書71ページ、中学校建設費でございますが、屋外倉庫及びトイレ工事、これはまだ発注していないそうですが、本年度も3月いっぱい終わっちゃうわけです。これは本年度の事業ですが、いつごろ発注の予定ですか。

それともう一つ、土木費その他、まだまだ工事費の予算がありますが、これも年度末近くて、年度内に完了ということは不可能だと思いますが、どういうふうなことで工事を進めているわけですか、ちょっとお聞きします。

○議長（関谷 誠君） 学校教育課長。

〔教育委員会学校教育課長所 道彦君登壇〕

○教育委員会学校教育課長（所 道彦君） ただいまの小松議員さんの質問にお答えいたしたいと思います。

桂中学校建設に伴いまして、屋外倉庫及びトイレ工事でございますが、2月に入りまして繰り越しの手続等についてというふうなことで、企画財政課の方から連絡等がございました。ところが、合併直後というせいもありまして、その提出期間内に資料を上げられなかったというようなことでございまして、時期等につきましては、設計は完了いたしまして、起工等の伺いも済んでおります。早急にとり行いたいと思っております。

○議長（関谷 誠君） 建設課長。

〔建設課長川又憲明君登壇〕

○建設課長（川又憲明君） ただいまの土木工事関係のご質問でございますが、予算書の59ページをお願いしたいと思います。

土木費の道路維持費でございますが、中ほどの15節の工事請負費 7,003万 5,000円、この中での事業はほとんど完了しております。そのうち繰越分として 475万円、これは予算書の10ページに繰越明許費としまして町道排水路整備の上青山の方の地内なのですけれども、475万円が繰り越しております。

さらには、前回ご説明したかと思うのですけれども、橋梁工事の 1,200万円、災害復旧費 2,528万円、河川復旧工事 3,696万 5,000円、これらは国の補助事業のため、繰越明許となっております。ほかにつきましては、全部完了しております。

○議長（関谷 誠君） 小松君。

〔32番小松文良君登壇〕

○32番（小松文良君） 今質問しましたように、中学校建設費に当たっては、もう年度末、事業が年度内に完了しない、そういった状態の場合には、やはり繰越明許をつくって次年度に繰り越す。そういったあれが必要ではないかと思われませんが、この点はどういうふうに考えておりますか。

○議長（関谷 誠君） 学校教育課長。

〔教育委員会学校教育課長所 道彦君登壇〕

○教育委員会学校教育課長（所 道彦君） ただいまの小松議員さんのご質問にお答えします。

小松議員さんのご指摘はまことにそのとおりでございまして、私どもの事務のおくれと申しましょうか、そういうことに起因することであり、大変申しわけなく思っております。

○議長（関谷 誠君） 小松君。

〔32番小松文良君登壇〕

○32番（小松文良君） やはり予算の執行が年度末ぎりぎりの場合間に合わない、そういった面で執行した場合には当然、工事と事務的なこと、いろいろな不備が生じる場合がございますので、やはり余裕を持った発注、ことしの場合は合併等いろいろ行事があったからやむを得ない部分もあるとは思いますが、今後どの課におかれましても、こういった工事関係、その他においては、無理して年度末間に合わないときには繰り越し、きちんとした手続、それが必要だと思われます。

質問を終わります。

○議長（関谷 誠君） ほかにございせんか。

3番阿久津則男君。

〔3番阿久津則男君登壇〕

○3番（阿久津則男君） ことしは温かいと言われながらも大変雪が降るのが多いような気がいたします。今月3月4日にも、大変大雪が降りました。私どもの家の前では、15センチくらい積もりましたし、塩子の奥、道木橋あるいは倉見地区では25センチから30センチの雪が積もったと聞いております。私の家の前は、県道ということでその日のうちに除雪をしていただいた。地元の業者に除雪をしていただきましたが、倉見、道木橋に至っては、町道なんでしょうけれども、1日おくれた次の日になってしまったということで、16年度の予算でそういった除雪の予算が立ててあったのかどうか。あるいはもう一つ、おくれたというのが事実であれば、なぜ1日おくれたのかお伺いしたいと思います。

○議長（関谷 誠君） ちょっと申し上げます。

質疑でありますので、私見の言葉はちょっとご遠慮いただきたい。

○3番（阿久津則男君） では、予算がのっているかどうかは。

○議長（関谷 誠君） それに対してわからないとか、そういうことは結構です。

○3番（阿久津則男君） よろしく申し上げます。

○議長（関谷 誠君） 建設課長。

〔建設課長川又憲明君登壇〕

○建設課長（川又憲明君） ただいまの質問でございますが、今回、合併というようなことで、予算の関係もいろいろございましたが、旧七会さんの地区に、委託業務として除雪の方を予算が40万円ほど立ててありました。そのうちで大体この前の雪の中でほぼ予算全部終了したというようなことでございます。本年度につきましては、総体的な中で実施していくということでございます。

○3番（阿久津則男君） わかりました。

○議長（関谷 誠君） ほかにございませんか。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（関谷 誠君） ないようでありますので、次に進みます。

○議長（関谷 誠君） 議案第15号 平成16年度城里町国民健康保険特別会計予算についての質疑を求めます。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（関谷 誠君） 次に、議案第16号 平成16年度城里町老人保健特別会計予算についての質疑を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関谷 誠君） 次に、議案第17号 平成16年度城里町介護保険特別会計予算についての質疑を求めます。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（関谷 誠君） 次に、議案第18号 平成16年度城里町下水道事業特別会計予算についての質疑を求めます。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（関谷 誠君） 次に、議案第19号 平成16年度城里町農業集落排水事業特別会計予算についての質疑を求めます。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（関谷 誠君） 次に、議案第20号 平成16年度城里町簡易水道事業特別会計予算についての質疑を求めます。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（関谷 誠君） 次に、議案第21号 平成16年度城里町水道事業会計予算についての質疑を求めます。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（関谷 誠君） 次に、議案第22号 平成17年度城里町一般会計予算についての質疑を求めます。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（関谷 誠君） 次に、議案第23号 平成17年度城里町国民健康保険特別会計予算についての質疑を求めます。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（関谷 誠君） 次に、議案第24号 平成17年度城里町老人保健特別会計予算についての質疑を求めます。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（関谷 誠君） 次に、議案第25号 平成17年度城里町介護保険特別会計予算についての質疑を求めます。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（関谷 誠君） 次に、議案第26号 平成17年度城里町下水道事業特別会計予算についての質疑を求めます。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（関谷 誠君） 次に、議案第27号 平成17年度城里町農業集落排水事業特別会計予算についての質疑を求めます。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（関谷 誠君） 次に、議案第28号 平成17年度城里町簡易水道事業特別会計予算についての質疑を求めます。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（関谷 誠君） 次に、議案第29号 平成17年度城里町水道事業会計予算について

の質疑を求めます。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

議案第14号～議案第29号の委員会付託

○議長（関谷 誠君）　　ここでお諮りいたします。

ただいま議題となりました議案第14号 平成16年度城里町一般会計予算についてないし議案第29号 平成17年度城里町水道事業会計予算について、お手元に配付いたしました議案付託表のとおり所管の常任委員会に付託したいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関谷 誠君）　　ご異議なしと認めます。よって、議案第14号ないし議案第29号については、所管の常任委員会に付託することに決定いたしました。

請願第1号 地方財政の拡充を求める請願書

請願第2号 城里町大字赤沢を城里町大字御前山に名称の変更を求める請願

陳情第1号 「市場化テスト」や「給与構造見直し」に反対する意見書の採択を求める陳情

陳情第2号 北朝鮮による拉致事件について最も詳しく記述している中学校公民教科書の採択を求める陳情

○議長（関谷 誠君）　　ここで、請願陳情の取り扱いについて、去る3月9日に議会運営委員会を開催し、受理しました請願陳情の取り扱いについて協議しましたので、議会運営委員長よりご報告をいただきます。

議会運営委員長阿久津堅次君。

〔議会運営委員長阿久津堅次君登壇〕

○議会運営委員長（阿久津堅次君）　　去る3月9日に開催しました議会運営委員会において、議長より諮問のありました今期定例会に提案されます陳情2件、請願2件について付託先の協議の結果について報告いたします。

請願第1号 地方財政の拡充を求める請願書、請願第2号 城里町大字赤沢を城里町大字御前山に名称の変更を求める請願、陳情第1号 「市場化テスト」や「給与構造見直し」に反対する意見書の採択を求める陳情の3件については総務常任委員会へ付託し、また陳情第2号 北朝鮮による拉致事件について最も詳しく記述している中学校公民教科書の採択を求める陳情は教育経済常任委員会へ付託することに決定いたしました。

議員各位におかれましては、議会運営委員会の決定どおりご賛同くださいますようこ

にご提案申し上げます。

議長においてお諮り願います。

委員会付託

○議長（関谷 誠君） お諮りいたします。

請願 2 件、陳情 2 件の付託先については、ただいまの議会運営委員長の報告どおり請願第 1 号ないし請願第 2 号並びに陳情第 1 号については総務常任委員会へ、陳情第 2 号については教育経済常任委員会へ付託することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関谷 誠君） ご異議なしと認めます。請願 2 件、陳情 2 件については、所管の常任委員会へ付託することに決定いたしました。

ここで暫時休憩いたします。

休憩中に議会運営委員会を開催いたしますので、事務局にお集まり願います。

なお、休みの時間帯の中では、できれば控室中心あたりにて休憩していただきたいと思っております。

午後 1 時 5 5 分休憩

午後 2 時 2 3 分開議

○議長（関谷 誠君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

散会の宣告

○議長（関谷 誠君） 本日の日程はすべて終了いたしました。

なお、次の本会議は 3 月 18 日午後 1 時に、本議場において開会いたしますので、時間厳守の上ご参集ください。

本日はこれにて散会いたします。大変ご苦労さまでした。

午後 2 時 2 4 分散会

第 2 号

[3 月 18 日]

平成17年第1回
城里町議会定例会会議録 第2号

平成17年3月18日 午後1時07分開議

1. 応招議員

1番	寺門博志君	22番	松崎信一君
2番	多田政士君	23番	小松崎三夫君
3番	阿久津則男君	24番	鯉渕秀雄君
4番	桐原健一君	25番	根本正典君
5番	所和明君	26番	大座畑洋二君
6番	飯村吉伊君	27番	森田勝一君
7番	小林祥宏君	28番	浅野壽一君
8番	小田部博夫君	29番	桧山年載君
9番	仲田澄雄君	30番	阿久津尚一君
10番	玉川台俊君	31番	小坪孝君
11番	南條治君	32番	小松文良君
12番	澤田豊一君	33番	清水進喜君
13番	金子栄治君	34番	小林宏君
14番	加藤文夫君	35番	福田定夫君
15番	杉山清君	36番	保坂藤吾君
16番	川井昇君	37番	宮本仁君
17番	藤咲徳治君	38番	石崎貞夫君
18番	佐藤國保君	39番	近澤定夫君
19番	羽根石栄一君	40番	篠田守君
20番	寺田和郎君	41番	関谷誠君
21番	三村由利子君	42番	阿久津堅次君

1. 不応招議員

なし

1. 出席議員

1番	寺門博志君	23番	小松崎三夫君
2番	多田政士君	24番	鯉渕秀雄君
3番	阿久津則男君	25番	根本正典君

6番	飯村吉伊君	26番	大座畑洋二君
7番	小林祥宏君	27番	森田勝一君
8番	小田部博夫君	28番	浅野壽一君
9番	仲田澄雄君	29番	桧山年載君
10番	玉川台俊君	30番	阿久津尚一君
11番	南條治君	32番	小松文良君
12番	澤田豊一君	33番	清水進喜君
13番	金子栄治君	34番	小林宏君
14番	加藤文夫君	35番	福田定夫君
15番	杉山清君	36番	保坂藤吾君
16番	川井昇君	37番	宮本仁君
17番	藤咲徳治君	38番	石崎貞夫君
18番	佐藤國保君	39番	近澤定夫君
19番	羽根石栄一君	40番	篠田守君
20番	寺田和郎君	41番	関谷誠君
21番	三村由利子君	42番	阿久津堅次君
22番	松崎信一君		

1. 欠席議員

4番	桐原健一君	31番	小坪孝君
5番	所和明君		

1. 説明のため出席した者の職氏名

町	長	金長義郎				
教	育	長	森木義男			
町	長	公室	長	富永郁夫		
総	務	課	長	森島哲男		
企	画	財	政	課	長	加藤木昭博
管	財	課	長	海野勝美		
税	務	課	長	加倉井一史		
町	民	課	長	丹下栄一		
保	険	課	長	仲田政男		
健	康	福	祉	課	長	綿引昭治
産	業	振	興	課	長	高橋洋造
建	設	課	長	川又憲明		

都 市 計 画 課 長	杉 山 勝 男
下 水 道 課 長	小 林 修 一
会 計 課 長	小 林 陸 春
水 道 課 長	阿久津 和 文
農 業 委 員 会 事 務 局 長	河原井 宗 蔵
教 育 委 員 会 学 校 教 育 課 長	所 道 彦
教 育 委 員 会 生 涯 学 習 課 長	岩 下 泉
桂 支 所 長	谷 津 信 雄
七 会 支 所 長	富 田 一 郎
診 療 所 事 務 長	盛 田 守

1. 職務のため出席した者の氏名

議 会 事 務 局 長	田 上 勤
局 長 補 佐	菊 地 良 子
局 長 補 佐	小 林 恵 子
書 記	鯉 淵 和 己
書 記	佐 藤 宰

1. 議事日程

議 事 日 程 第 2 号

平成17年3月18日（金曜日）

午後1時07分開議

日程第1 一般質問

1. 本日の会議に付した事件

一般質問

午後1時07分開議

議員の出欠

○議長（関谷 誠君） 議員各位には、何かとご多用のところご出席をいただき、大変ご苦勞さまでございます。

ただいまの出席議員数は36名です。欠席、4番桐原健一君、5番所 和明君、31番小坪 孝君。延刻、24番鯉淵秀雄君、25番根本正典君、33番清水進喜君であります。ほか

全員出席であります。

開議の宣告

○議長（関谷 誠君） 定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

なお、説明のため、町長、教育長、室長、課長、局長、支所長、事務長が出席しております。

傍聴人7名を許可いたしました。

一般質問

○議長（関谷 誠君） 本日は、一般質問から入ります。

通告第1号、34番小林 宏君の発言を許可いたします。

34番小林 宏君。

〔34番小林 宏君登壇〕

○34番（小林 宏君） 今回の城里町の町長選は、三つどもえの厳しい選挙戦でしたが、6,428票というすばらしい得票を得て見事に当選されました。まことにおめでとうございます。

しかし、これからの町政運営は、地方分権法の制定により、三位一体の改革等で財政は非常に厳しいものがあります。選挙公報や街頭演説等で大勢の町民に訴えてきた選挙公約の数々、その中でも特に徹底した行財政の改革により財政基盤を確立して、多くの町民が望んでいる上下水道の整備や生活道路等の住環境整備は一刻も早く実現をしていただきたいと思います。

金長町長のもう一つの選挙公約で、合併問題についてお触れになりましたが、できるだけ早い時期に水戸市との合併を視野に入れていと申しておりました。多くの町民が望んでいるところでございます。早期実現に向かってより一層の努力をしていただくことをお願い申し上げて、通告しておきました一般質問に入ります。

駐車場の問題ですが、5点ほど順次お伺いをしてまいります。

まず第1点目は、合併に伴い公用車及びマイカー通勤の職員等の駐車場の確保はできたのかという点をお伺いいたします。

旧常北町時代の公用車は何台で、マイカー通勤の職員は何人だったのでしょうか。合併に伴い本庁舎へ駐車する公用車は何台増加して何台になったのか。また、本庁舎へマイカー通勤の職員は何人増加して、合計何人になったのか。増加した車両の駐車場はどこの駐車場とどこの駐車場へ何台ずつで、どのような駐車スペースを用意できたのか。かなり大きな駐車場が必要になるのではないかと考えております。その対策はできたのでしょうか

ということをお伺いします。できるだけ詳しい説明をお願いいたします。

第2点目は、石塚地区に中央、これは佐久山ともいうそうですが、田町、新町の3カ所の町営駐車場がありますが、普通乗用車の基準でそれぞれ何台駐車できるのか。私はこの件で平成12年第1回定例議会のときも一般質問でこの問題をお伺いした経緯がございます。そのときは、中央は46台、田町が14台、新町15台、合計75台という答弁でございましたが、現在でもその点は変わらないのかどうか、再度お伺いいたします。

第3点目は、3カ所のただいま申し上げました駐車場の管理運営は、いままで同様に商工会へ委託しているのかどうかという点をお伺いいたします。各駐車場には掲示板で駐車場を利用する際に遵守事項や注意事項が明記されております。遵守事項の要点を二、三読んでみますと、駐車場は商工業者への来客者を主に対象にしており、近在の方の駐車及び通勤者の車両は駐車できません。しないでくださいとか、遠慮してくださいではなく、はっきりできませんと明記しております。使用時間は原則として午前8時から午後8時まで、同一車両の使用時間はおおむね2時間以内とする、このようになっております。しかし、私自身、3カ所の駐車場とも調査してまいりましたが、すべての駐車場は夜間駐車や同一車両が長時間駐車してあり、遵守事項や注意事項は全く無視されている状態でございます。いわゆる野放しの状態でございます。特に中央駐車場においては、昼夜を問わず特定の人が車庫がわりに駐車していると思われる方も多く見受けられるわけでございます。本来の使用目的が損なわれているのが現状でございます。中央駐車場は本庁に隣接しており、役場の駐車場として確保するには最適な場所です。私は、この際中央駐車場は速急に一般車両の使用を禁止して、役場の専用駐車場にすべきであると思います。町長の答弁をお願いいたします。

第4点目は、本庁舎敷地内においても不法駐車が見受けられます。その対策はどのようにしてきたのかをお伺いいたします。同一人物と思われる方の車両が、昼夜を問わず車庫がわりと思われる長時間駐車していることを何度も見ております。このような場合、登録ナンバーで所有者を現在は特定できるわけですから、その人に注意したり、あるいはできるだけではなく絶対にやらないでくださいというようなくらいまでの注意はできないものかどうか。また、夜間であれば警備員がおるわけですから、そのような不法をしている車がどのくらいあるのか、これも調査をして早急に対応してもらわないと、合併してそれだけでなくとも駐車場が狭いわけですから、このような対策も有効にできるようにぜひお願いしたい。特にコミュニティセンター城里で催事があったときなどは、駐車場不足でどこへもとめることができないのだと。一般あるいはそれ以外の人でも非常に困っている、議員さんあたりも困っている人がいるのではないかなと私は思います。やはりどこの催事場へ行っても、駐車場へ案内して、ここは満杯だからこの先のところへとめてくださいとかいう誘導員が要するというのまで私らには苦情を言ってくる人がいるわけですから、この点もきちっと管理をお願いしたい、このように思うわけでございますけれども、今後の対策につ

いて、できれば町長から詳しく説明をお伺いいたします。

最後の質問になりますが、本庁舎の民有地 705平方メートル、約 214坪を駐車場として借用しているわけですが、契約期間、契約者、契約条件等の内容について明確な説明をお願いいたします。この問題についても私は12年の第1回議会定例会のときに一般質問でお伺いしましたが、一般予算書から駐車場借用代が削除されて、職員の福利厚生費が前年度まで 100万円であったのがいきなり 150万円になったという経緯がございます。このようになったのはなぜかとそのときに聞いたわけですが、当時の町長の答弁は、借用している駐車場は、職員がほとんど使用しているので、温交会が地主と契約をし、温交会の方で払っていると申ししておりました。マイカー通勤者には交通費手当等支給しておりますので、温交会の方で駐車場借上料として50万円を払うのでは、これは通勤者には二重の手当の支払いというような考えもできないわけではないわけではあります。私は、温交会が地主と契約するのではなく、やはり町が契約をして、どなたがとめても大丈夫なような駐車場にするのが私は正しい方向でいくのではないかと、このように思っているわけではあります。この点も詳しい説明をお願いしたい。

平成17年度の今回の予算書には、総務費、一般管理費の中で14節で使用料及び賃借料の中で、駐車場借上料として 143万 5,000円、19節の負担金補助及び交付金の中で 109万 5,000円を計上しております。その内容は、この私がただいま申し上げた温交会のものとダブっているのか、あるいはそちらが今言った平成17年度の予算の中に計上されているのかどうか、この点をお伺いをして、第1回目の質問を終わりにします。

○議長（関谷 誠君） さらに傍聴人1名を許可いたしました。

町長。

〔町長金長義郎君登壇〕

○町長（金長義郎君） 34番小林 宏議員からの一般質問でございますが、駐車場の問題で5点ほど一般質問を受けておりますので、順次お答えを申し上げたいと思います。

最初に、合併に伴い公用車及び職員等の駐車場の確保はどのようになっておるかということでございますが、いわゆる本庁舎、第2庁舎、コミセン城里、保健福祉センターを含めまして、そこには15課、局、室、館があり、現在公用車は45台あります。そのほかに常北町社会福祉協議会、城北地方広域事務組合、水戸地方農業共済事務組合常北支所及び常北商工会を含めると、57台がいわゆる公的な車としてあるわけでありまして、そのほか、職員の数が全部で 135名おります。そのほかに常北町社会福祉協議会、城北地方広域事務組合、水戸地方農業共済事務組合常北支所及び常北商工会を含めると 155名の職員がいわゆる本庁勤務ということになっておりまして、ほとんどの職員が自家用車の通勤となっております。

駐車場につきましては、公用車は本庁舎裏、コミセン城里の西側、保健福祉センター前としておりますが、数台分不足しており、本庁舎とコミセン城里の間にも駐車をしておる

ような現在の状況であります。

職員の駐車場は、コミセン城里西側の道路沿い、第2駐車場、旧石塚診療所跡、常北公民館の下、保健福祉センター前の町営駐車場等を利用しております。本庁舎及びコミセン城里、保健福祉センター等への来庁者、利用者を考慮すれば、会議、イベント開催時にはコミセン城里前の駐車場は満車となって、コミセン広場を使用しているような現在の状況であります。

今後は、職員の駐車場につきましては、別に民地を借用し、本庁の駐車場については利用しない方向で検討をしておるところであります。特に民地の借地料については、職員の理解を得て職員が負担していただくということで、職員から負担をもらって、それを職員の駐車場として借り上げる、そういう方向で今検討に入っている段階であります。

続きまして、石塚地内の佐久山、田町、新町の町営駐車場には、普通乗用車基準で何台駐車できるかということですが、いわゆる佐久山駐車場については46台であります。田町駐車場は、前回のご答弁の中では14台となっておりますが、私の方の資料では13台。それから新町駐車場については、平成12年のご答弁の中では15台ということですが、12台と押さえております。

続きまして、3カ所の町営駐車場の管理運営はどのようになっているかということですが、町営駐車場管理規則により秩序の維持に努め、施設の保全に必要な措置を講じて、町内の商工業者等の来客等の利便に供しておるわけであります。今でも商工会に委託をしておるのかということですが、平成15年の3月31日までは商工会に委託をしておりましたが、現在は町が維持管理を行っております。同一車両が長時間駐車しておるか、そういうことがいろいろありますが、今後は、特に目的外の使用、禁止行為等がないように、案内板等を充実させ、周知をして、原則的な利用に戻っていただきたいと考えております。

続きまして、本庁舎の敷地内に不法駐車が見受けられる、その対応はどうしているのか。いわゆる同一人物が長時間駐車場を使っておることだと思っておりますが、コミュニティセンター城里の利用時間は午後10時までとなっており、おそくまで駐車してある自動車もあります。年間を通し駐車しておる自動車もあるのは事実のようであります。今後は、庁舎管理規則に基づき、駐車禁止の張り紙、またはガードマン等の巡回でそれらに対して対応してまいりたい、そういうふうと考えております。

続きまして、本庁舎前の私有地 705平米の借用している土地の契約期間、契約者、契約条件等を明確に説明を願いたいということですが、この敷地契約については、昭和54年1月30日に旧常北町と、石塚2299番地、柳橋喜平氏との間で駐車場用地として20年間の契約をなされております。賃借料については3年ごとに見直す契約であったため、改定をしております。現在は年間50万ということで賃借料を定めております。この契約につきましては平成11年4月1日から平成21年3月31日までの10年間の契約をしております。

これらの駐車場の賃借料の問題であります、いわゆる旧常北町の職員互助会温交流会の方へ50万を補助として出して、それを駐車場の料金として賃借料として補助をしておったということが事実であります、今後はそれらも含めて職員の駐車場については駐車料金を徴して職員用の駐車場の方で対応してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いをいたしたいと思います。

○議長（関谷 誠君） 34番小林 宏君。

[34番小林 宏君登壇]

○34番（小林 宏君） それでは、2回目の質問を行います。

1番については、現在の説明では幾らも不足しないかとめられる、このようなお話を聞きました。

2点目については、前と若干台数が違うけれどもほとんどかわりないということです。私はこの、役場にすぐ隣接している中央駐車場についてどのくらいのスペースがあるのかなというのを再度確認したわけだったのですが、その点は前と同じ46台だというお話を今お伺いしました。

第3点目については、今でも商工会に委託していたのだけれども、今度は、4月からは町が管理する、このようなお話だということなのです。私はこの質問の中で、一番役場に近いあれだけの立派ないい駐車場があるのを、商工業者のために置いておくのだ、このような答弁を、前のときもそうでしたが、今度もそのような答弁ですけれども、実際、ではあそこへ買い物に行って何人の人がとめて、利用して帰っているのか。私はこれは甚だ疑問であるのです。ましてやこのように財政も厳しい、もう各種の補助金までカットしなければ予算を計上できない。積立基金も取り崩してやるというようなのに、あれだけのいい場所にありながら、民間の人に無料で貸しておく。そして片方は第2駐車場として今度は職員の駐車場として、まあ一部補助金をもらうとか、通勤する方には駐車料を出してもらうというような前向きの答弁のようですけれども、片方は有料で支払っておく、片方では無料で貸しておく、これは私は町民の理解を得られないのではないかと。各種団体等へもかなりの補助金のカットをしている時代に、あそこをなぜ町が使用してできるだけ役場敷地周辺の駐車場を広く使えるようにしないのかなと、いつも不思議に思っているわけです。幾ら立て看板を、先ほど町長が立て看板を立てたりいろいろなことをするといっても、もう実際立派なのが立っているわけです、先ほど説明したとおりに。それでも全然その効果はないと言ってもいいと思います、守っていないのですから。だからそこらは錠をかけて、8時なら8時までということになっているのですから、その後は錠で、ちゃんとガードマンもいることですから、あそこまで歩いていったって幾らでもないのですから、役場の敷地の一部と思われる場所なのですから。だからそのくらいまで徹底してやるのか、あるいはそうでなしに、公用車の何台か、ここでいう公用車のほかにそれ以外の車もあつたりして、合計で57台ある、そのうちの46台ですから、公用車分はほとんどそこへとめられると

いう計算になるわけですから、そのくらいまで徹底してやることを私はお願いしたい。今度の一般質問の中で私はこの点が一番なのです。片方は有料で借りている。片方はあれほどの便利のいいところを無料にしておくというこの点は、やはりこれほど厳しい財政の中ではもう徹底してこういう見直しをして初めて行財政の改革と言えるのではないかと思うわけです。この点をもうちょっと有効活用的、町有地なのですから、だれに遠慮も要らないわけですから、もう堂々とその点は改善していただきたいと強く要望します。

それから、それ以外の項目についても大体私が思っていたとおりの答弁でございますから、今後改善するという方向で、民間の人にいきなりとめるなどいっても、入り口にドアでもガードマンでもいなかったら、これはなかなか難しいわけですから、それはやはりそういう取り締まりをやっているの、あれは注意をしたんだという効果があれば十分かなと。だんだんその人もとめなくなるのではないかなと。大体、車を駐車場がわりに使うということ自体は、車庫証明をとらなければ車は購入できないことになっているのですから、どなたもすべて車庫はあるわけなのですから、それが原則なのですから、その辺はやはり注意をしていただき、正しい町有地の使い方をしていただきたいということをお願いして、第2回目の質問にいたします。

○議長（関谷 誠君） 町長。

〔町長金長義郎君登壇〕

○町長（金長義郎君） 特に再質問の中では、いわゆる佐久山駐車場の問題かと思えます。中央駐車場、これらの管理等につきまして、もう少し厳しくというようなことでございますが、私は、最初この駐車場を設けた趣旨というのは、地域の商店街の利便性を図るという目的であったのではなかろうかというふうに今考えているわけです。そういう中で佐久山駐車場、田町駐車場、新町駐車場というものを町の中へ設けて、町内に買い物に来た人に利便性を図っていく、そういうことが目的ではなかろうかと。そこに同一車両が長時間とまっているとか、そういうことになって、何か変な運用になっているのかなと思っておりますので、そういう利用状況をよく踏まえまして対処してまいりたいと考えております。

○議長（関谷 誠君） 34番小林 宏君。

〔34番小林 宏君登壇〕

○34番（小林 宏君） それでは3回目の質問になります。

やはり地元商工業者のために駐車場として開放しているのだと、それが趣旨ではないかと。町長は最初から常北町時代の町長さんでないので、このいきさつについてはわからないと思うのですが、それにしても現状は、これだけ厳しいわけですから、それで駐車場を民有地……。それから先ほど答弁が漏れましたが、私、そっちの話ばかりで、先ほどの、17年度予算の中にことしのあれが含まれているのか、この答弁をもらわなかったのだが、それも答弁お願いします。17年度予算の一般管理費の中で143万5,000円と109万5,000円が先ほど言った駐車場とか、賃借料として補助金とかで含まれているのかとい

うことを私さっき質問しましたね。そのことはご説明いただけていないのです。これは担当課長でもいいから答弁をお願いします。

またもとに戻りますけれども、もう既に立派な立て看板が、掲示板ができていますね。それでも遵守していないのです。だからその点を、ただ看板だけではとても解決はできない、対策はなっていないということを申し上げたいのです。その点をやるのであれば、もうちょっと今後、だれもが見ても、あ、今度は違うんだな、同一車両がとまっていないんだな、車庫がわりに使っていないんだなというのがわかるような対策を講じてほしい、その点は再度要望します。

それから、先ほどの申し上げた数字についての答えをお願いします。

○議長（関谷 誠君） 町長。

〔町長金長義郎君登壇〕

○町長（金長義郎君） 看板の件はご要望ということで。

○34番（小林 宏君） ええ、それはそのようにしていただきたいということです。

○町長（金長義郎君） わかりました。

先ほどの補助金と賃借料の件ですが、143万5,000円等につきましては、職員駐車場として新規に借りるという分でございます。これにつきましては、職員から駐車料金を負担をして歳入に入れて歳出で組む。それと、109万5,000円の中には、編成時は、12月末、1月のころに予算を編成いたしましたので、その中には50万という金は含まれております。それですから、今回そういう形で職員から駐車料金を徴収して、入れるものは入れる、出すものは出すということになれば、50万は不用額になる、そういうふうに思っております。

○34番（小林 宏君） ありがとうございます。

○議長（関谷 誠君） 以上で通告第1号、34番小林 宏君の一般質問を終結いたします。

次に、通告第2号、18番佐藤國保君の発言を許可いたします。

18番佐藤國保君。

〔18番佐藤國保君登壇〕

○18番（佐藤國保君） 3町村の合併により新生城里町が誕生いたしました。新時代にふさわしく、町民参画の町政が公正公平をモットーに行われることを切に願うものであります。特に執行部のより一層のご協力と町発展のためのご尽力を賜るものでございます。

それでは、通告に従いますところの一般質問を始めさせていただきます。

第1番目、介護保険の件でございます。今回、介護保険法が一部改正される法律案が通過をいたしました。この場合に、これからの時代というものは依然として少子高齢化の傾向に歯止めがかからないのが現状でございます。ますます高齢化社会に突入をしてまいります。そうしていきますことによって、介護保険制度を利用する方が非常にふえてまいります。そうした対応を考えていくところにこの介護保険法改正案の大事なところがあると思われまます。毎年予算額は上昇の一途をたどるでありましよう。その状況を踏まえ、いか

に要介護状態等を軽減、悪化を防止していくことが、我々各関係者の努力していく大事な一点であると思われるものでございます。

それでは、第1点目の予防重視型システムへの転換ということでございます。これは今までどちらかというそのままにして進む、介護の状態が進んでもどうのということとはございませんでしたけれども、これからは要介護にならないようにその防止をしていくシステムを拡充していただきたいというのが現状ではないかと思われまます。当町におきましては、それはいろいろな組織団体があると思われまますが、この点についてどのような努力をされておるのか、この点をまず伺いをいたします。この中にいわゆる軽度者、いわゆる要支援・要介護1がこれからどんどん増加をしまっているでございましょう。この増加を防ぐ対策を立てていくことが非常に大事ではないかと思われまます。その点お願いをいたします。

次に、施設給付の見直しということでございます。これは今の状態をかながみますと、国側では非常にこの点は厳しくやっけてまいると思われまます。そういった場合に、どうしても、利用する場合の低所得者に対する対応が非常におろそかになってしまうのではないかと懸念がございまます。そういう面で、低所得者の利用が困難にならないように、決して差別をしないようにというのが非常に大事なことでないかと思われまます。その点の対応をお伺いしたいと思ひまます。これは保険の給付ということにもなると思ひまます。

次に、新たなサービス体制体系の確立ということでございまます。これは私ども地域においては、いろいろな町を私も調べまましたところ、ほとんどの市町村がこの対応に当たっけておいでのようにございまます。当町においては、こういったもので今地域の新しいサービスを考へておるとか、例えばひとり暮らし高齢者や認知症、いわゆる痴呆症と言われまましたが、そういう高齢化の増大もこれから懸念されるわけがございまます。そういった面の対応をどうされるのか。それは、やはり地域密着型のサービスの創設ということになると思ひまます。そういった面で、ひとり暮らしの高齢者がこれからふえてくるでございましょう。そういったことを考へまますと、今年配の、高齢者の方の一番考へておいでになることは、老後はだれも家族と一緒に過ごしたいというのが総意であると言われまます。そういった場合に、この点も私どもしっかり地域で考へていかねばならないと思ひまますので、ご回答のほどよろしく伺いをいたしたいと思ひまます。

次に、サービスの質の確保と向上ということでございまます。これは今、特養にしてもいろいろな指定業者が取り消される状態が非常にふえておひまます。その中で一番大事なことは、例えばこの養護施設はこういう状態ですよという開示を義務づけていくということが根幹になるわけがございまますので、その辺もしっかりと調査、情報等にのせていただひいて、そしてこちらから選べるようなサービス向上の施設を指導していただひきたいと思ひまます。そういった面で今の状況では、どうしてもこちらが選ぶのではなくて、あきを探すというような状態だと思われまますので、その辺はやはりいかに高齢化社会のそういった利用者が

ふえているかということでございます。そういった面でケアマネジメントの見直しも必要ではなかろうかと思われまます。

第5点目、いわゆる負担のあり方でございます。これから負担はいろいろな形で変わってまいりと思っておりますので、制度の見直しでございますが、この間、全員協議会のと きだったと思っておりますが、お話になっておいでのことは、介護認定審査会の充実ということの中で、年1回やっている人と年2回やっている人がおりますよというお話がございましたが、この辺を非常に厳格にやっていただかなければならない状態ではなかろうかと思われまます。なぜかというならば、私、ちょっとお伺いいたしましたところの方が言っておりました。前年まで介護2だったのが今度は介護1になった、その理由がわからないと。それはなぜかならば、その辺をしっかりとご説明をいただくということによって、いわゆるサービスを受ける方も安心されるのではないかと。この現行の認定調査項目というのは79項目あるそうでございます。それに今度はもっと新しいものが加わってまいりわけでございますので、その辺をよろしくご検討のほどお願いいたします。

次に第2番目、学校の治安・安全対策についてお伺いをいたします。

これは既に文科省よりいろいろな通達事項があるかと思われまますが、ご存じのとおり、大阪府寝屋川市の市立中央小学校で教職員殺傷事件が起きたわけでございます。これは学校の安全対策が大きな問題になっている現状を如実にあらわしたものだと思われまます。その中で、いわゆる国レベルの対応についてはこれから、された大阪教育大学池田小学校の事件にしましても、積極的に取り組んでまいりまますということでございます。そういう面を踏まえて、この件についてどういうふうに対応されるのか、3点ほどお伺いをいたします。

まず、各学校の防犯装置についてでございます。全国の幼稚園、小中学校などを対象とした文科省の調査によると、昨年3月末現在で、防犯カメラやセンサーなど防犯監視システムを整備している学校の比率は、大阪府が一番高く78.8%、あと47都道府県の全国水準は40.6%と、大きく大阪が上回っております。ところが、肝心の、上回ってはあったのですけれども、事件が起きたのは大阪府の学校でございました。それはなぜそうなったのかと申しますと、いわゆる搬入するインターホンと防犯カメラはそこに設置しておりましたと、教員室のモニター画面でも来訪者を確認した上で、当町もやっておいでのようすけれども、名札をつけてもらう体制になっていりましたと。こうした監視システムを備えているにもかかわらず、逮捕された少年は、かぎがかかっていない南門から校内に侵入した。モニターを確認している教員もいなかったと指摘されております。こういう面で、文科省よりの防犯装置設置についてのカリキュラムはあるのかないのかをお伺いをいたします。

次に第2点目、学校安全警備員の配置についてでございます。これはなぜ必要かとい申しますと、やはり大阪府では既にこういう事件が起きておりますので、各学校に1名ずつ配置をいたしましたそうでございます。これには物すごく予算等がかかります。それを踏まえますと、当町の学校には大規模な、要するに規模数によってはいろいろ差はあるでしょうけ

れども、こういう一言を父兄から言われております。プロの警備員が門のところに立っているのが一番安心を確保し、かつ開かれた学校づくりに通ずる、こう言われております。そういう面で学校安全警備員の配置についてどうするのかお伺いいたします。

次に、第3点目が、児童生徒に対する危険管理体制及び日常の指導徹底についてをお伺いいたします。これは恐らく各学校において行われておると思います。そういった面で、どういうふうに注意をし、どういうふうに指導なさっているのか、お伺いをいたします。

次に、第3項目めの、今回の贈収賄事件の経過及び今後の状況についてをお伺いいたします。この問題については、旧常北町の名前が全国に知れ渡ったということは周知の事実でございます。うわさというものはいつか消えてしまいますけれども、これに関係した方々は非常に痛烈ないわゆる傷を負っておいでのように思われます。まずこの点についての、官製談合の疑いありと各紙に掲載されましたが、その後の状況はどうなっているのかをお伺いいたします。これは皆さんご存じのとおり、3代にわたって、前任者、前々任者、前々々任者、3人の町長さんがこれにかかわっていたというような新聞内容が載っております。

ここで、新潟県新潟市の官製談合の処分の例をお話申し上げたいと思います。これは新潟市発注工事をめぐる官製談合事件で、市は、篠田 昭市長ら三役を含め、市幹部職員73人を減給などの処分をしたということでございます。これを考えますと、既に常北町という町は消えて、その組織体自体も完全に変わりました。ところがこの件については、まだそういう件についての収支報告がどこからもされておられません。そういう点をお伺いして、本当に3代にわたって官製談合が行われていたのかいなかったのか、これは私ども町民が非常に注目することではなかろうかと思われます。わかる範囲で結構でございますので、ご返答のほどお願いをいたします。

次に2点目が、今回の事件をしっかりと踏まえ、新町の入札に対する考え方をお伺いいたします。

入札の既に委員長及びそういった編成等ができておいでになると思いますが、この内容については、それこそ本当に公正公平でなければならないと思います。これは工事の規模によってその業者の選定は非常に難しいでしょうけれども、かつて前任者がこういうことを言っておったことがございます。いわゆる電子入札等も考えておりますということでございます。そういった面で、しっかりとこの入札の件についてもお伺いをいたしまして、この3点目は終了いたします。

次に、第4項目、町営住宅入居希望者についてお伺いいたします。入居可能な住宅に対する公表について、町広報紙等に掲載する考えはあるかということでございます。

私、先日、ある方にお電話をいただきました。それはどういう電話かといいますと、申し込みにいったら非常に対応が悪いと、何か知らないがきちんと対応してくれなかったというお話がございました。これは旧常北町のときにも、私何回も申し上げましたけれども、

本当に変わっていないのか、その対応の仕方というのはどういうものですかと聞きましたところ、いわゆる申込書もくれないし、何の説明もないし、今はあきはありません、それで終わってしまった、そういう状況でございますので、これは担当者がしっかり決まっているのかいないのか、そうした中でこれから大変大事なことになってまいります。

そういった面で、今、徳蔵及び七会地区の塙にすばらしい町営住宅ができております。そうしますと、今募集して入れるところというのはあの二つしかないのでしょうか。また、旧常北、旧桂地域にはそういった住宅の建設計画及び改築計画はあるのかないのか、それをお伺いして第1点目を終了いたします。よろしくお願いいたします。

○議長（関谷 誠君） 町長。

〔町長金長義郎君登壇〕

○町長（金長義郎君） 18番佐藤國保議員からのご質問でございますが、最初に介護保険法の一部を改正する法律についてということで、その中に5項目ほどの質問事項がございます。予防重視型システムへの転換について、施設給付の見直しについて、新たなサービス体系の確立について、サービスの質の確保・向上について、負担のあり方・制度運営の見直しについてということでございますが、いずれも関連がございますので、これら5点について一括してご答弁を申し上げたいと思います。介護保険法が施行されてから約5年がたっております。制度全体を抜本的に見直した初めての改革でありますので、総括的に答弁を申し上げたいと思います。

今回の見直しの根本的な考え方は、制度の持続可能性、超高齢化社会の構築、社会保障制度の総合化を柱にしております。また、見直しの主なポイントは、総合的な介護予防対策の導入と、施設の利用者負担の見直しであります。先ほど佐藤議員からもありましたように、予防対策、そういうものを重視していくということでございますが、城里町においても介護サービスを日常的な生活価格で利用できるようにするため、平成17年度中に策定する第3期介護保険事業計画の中で見直しされる制度の性格づけをそういう中に反映をしていきたいということを考えているわけでございます。

いずれにしましても、保険でありますので、その負担と給付の問題、給付を拡大していくということになりますと、それはやはり利用者の負担増につながっていく。しかしやはり、そういう中でのサービスもきめ細かにやっていかなければならない、そういうことでありますが、そういうことを含めまして第3期介護保険事業計画の中で充実をしていきたい、そういうふうに考えておるわけであります。

続きまして、学校の安全対策についてであります。各学校の防犯装置についてということで、小学校の日中の防犯装置につきましては、非常警報装置、防犯テレビカメラの設置、インターホン等の防犯装置を設置して対応しております。夜間の防犯装置につきましては、センサー設置、及び巡回を警備会社との委託契約によって対応をいたしております。中学校の日中防犯装置につきましても、非常警報装置、防犯テレビカメラ設置、インター

ホン設置等により対応しております。夜間の防犯装置につきましても、センサー設置、及び巡回を警備会社との委託契約によって対応しております。

また、学校警備員の配置であります。警備員を配置してはどうかというご意見かと思いますが、児童生徒の安全対策の上から、それらのことは重要であるというふうには認識しておりますが、現在のところは配置をしておりません。近隣町村等の状況とあわせて検討いたしてまいりたいと考えております。

それから児童生徒に対する危機管理体制、及び日常の指導徹底についてということですが、危機管理体制につきましては、開門、閉門の確認、及び来校者の記録、名札の着用、職員、保護者による巡視及び校外パトロール、不審者出没の情報緊急連絡及び広報無線等による防犯呼びかけをいたしております。日常の指導徹底につきましては、不審者を想定した避難訓練、登校・下校時の集団行動、防犯ベルの携帯及び緊急避難家庭の確認等を行い、防犯について指導しております。

学校の安全等につきましては、やはり従前は地域住民とのかかわりの中で学校が守られてきたということがありましたが、逆に最近はそういうものを排除しながら、人を余り信用しない、そういう体制になっていることは、私は非常に悲しい現実だな、そういうふうに思っております。いずれにしましても、そういうことも踏まえながら、安全対策には十分に留意してまいりたい、そういうふうに考えております。

次に、今回の贈収賄事件の経過及び今後の状況についてということですが、官製談合の疑いありというふうに報道されたが、その後の状況はどうかということですが、新聞に、第1回の公判においての冒頭陳述においてその内容が新聞に掲載されたということで承知はしております。その後の経過につきましては、現在裁判中ですが、それらの裁判の結果によって明らかになると思っておりますが、そういうことを踏まえながら対応してまいりたい、そういうふうに考えております。

続きまして、その後の発注件数であります。町の財務規則及び契約事務に関する各規定に基づいて現在のところ執行しております。

それから、今回の事件をしっかり踏まえて、新町の入札に対する考え方を伺いますということですが、公共事業の発注につきましては、地方自治法上に定める条項にあっては一般競争入札が原則であります。例外的に指名競争入札並びに随意契約を認められておるということですが、城里町におきましても、主要な工事、一般土木、建築、電気設備、冷暖房、給排水、アスファルト舗装、そういうものにつきましては、原則として500万以上の事業については一般競争入札に付するというので実施をしてまいっております。これらにつきましては、一般競争入札以外には指名競争入札、随意契約等もござりますが、それらについて透明性を高めるために、そういうシステムをつくって実施に当たってまいりたいと考えておるわけであり。首長が恣意的に、いわゆる自分の意のままに業者選定等に介入ができないようなシステムが大事であるし、やはり

町長にはそれらの倫理観が求められておるもの、こういうふうには認識をいたしております。

次に、町営住宅の入居希望者についてということですが、入居可能な住宅に対する公表について町広報紙等に掲載する考えはあるかということですが、城里町の町営住宅管理条例の第3条に、町長は入居者の公募を次に掲げる方法によって行うものとし、ということで、新聞、ホームページ、町庁舎その他町内の区域の適当な場所における掲示、町の広報紙とありまして、今月発行の広報しろさとに町営住宅入居募集のお知らせを掲載いたしました。また、今後も公募等について広報紙等に掲載してまいりたいと考えております。

申込者にやや不親切ではないかというご意見でございますが、そういうことにつきましては職員教育もあわせて徹底してまいりたいと考えております。

また、常北、桂、七会以外に新規のところがあるかということですが、現在のところ、新規入居は七会地区以外にはございません。

○議長（関谷 誠君） 18番佐藤國保君。

〔18番佐藤國保君登壇〕

○18番（佐藤國保君） それでは2回目の質問をいたします。

介護保険の総体的な点でございますが、これからの世代というのは、全く見直しのとおりに予防重視型にしていかねばならないと思います。例えば、では具体的にはどういうふうによればいいのかということは、専門分野でございますのでお考えいただいていると思います。

例えば、これを考えた場合には、食べ物に対しての取り組み方、及び日常の活動の取り組み方、そういうところのケアが非常に大事になってまいるわけでございます。例えば、筋力向上、これは簡単にできるということです。この間の新聞の中にも載っておりました。というのは、どういうことかといいますと、6分間歩行距離とかというのは、いすに座って、立って、ちょっと30メートルぐらい歩くわけです。そして立ったり座ったりやることによって筋力を増すということです。あとはタイムド・アップ・ゴー、これについては、本当に簡単に、皆さんに強制をしないでも、日常どういうところにもできるというような筋力アップができるわけでありまして。そしてまた大事なことは、口から、口腔機能向上と言われる、食べ物に対してもきちんと、例えば三度三度飯を食べるとか、そういったものも、いわゆる地域密着型及び家族全員でケアをしていかねばならないと思われまして、そういう細かい点もやはりこれからしっかりとお願いをしたいと思っております。

茨城県でも数多くの自治体がそれをやっております。例えば利根町なんか行きますと、非常に簡単に体操をやって筋力アップを図っておいでになる地域があるそうでございます。これは当町においてもこういう点を具体的に取り入れて、一つ一つ介護保険の向上アップにつなげて、自己介護に、自分がやれる範囲を教えていくことが予防介護につながっていくのではないかと思います。その点も踏まえ、具体的にひとつお願いをいた

したいと思います。

次に、あとは、2点目は何人かの方が後でまた質問があるようでありますので、これは了解をいたしました。

一番最後の、町営住宅、この間いただきました旧1町3カ村のあれがございまして、その中で、住宅に関してのファミリー向けちんしょう住宅の供給、これは旧常北町でやっていることですね、旧常北地域と言った方がいいと思いますけれども。次に七会地域では、公共住宅における多子世帯の優先入居型ということと言われております。桂においては公営住宅の整備事業という中でと言われておりますけれども、この中で一番大事なことは何を言われているのかということと言いますと、低所得者、住宅になかなか入ろうとしても入れない、そういう方に対しての、この中でと言われておりますが、現実、例えば、一番人口密度の多い常北地域におきましては、希望者がたくさんおってもなかなか入れないと。そういう中には、いわゆる自己破産した方とか、あるいは生活保護を受けねばならないとか、そういった方がたくさんおいでになる。そういったときの対応の仕方についてもこれは今後考えていかねばならないなと思います。あき待ちでは、その人たちははどこへ行けばいいのかということになります。そしてその中でこういう1項目があります。高額な家賃で民間住宅に入居しているあるいは狭い住居における待機者を減らすためには、滞納者、収入超過者等の高所得者に対する対策ということと言われておりますが、この辺もやはり真剣に取り組んでいかないことには、こういった面の優遇性というのがどうしても公平にはいかないのではないかと思いますので、よろしくご返答のほどお願いいたします。

○議長（関谷 誠君） 町長。

〔町長金長義郎君登壇〕

○町長（金長義郎君） 佐藤議員さんの再質問にお答えを申し上げたいと思います。

介護保険法の関係でございますが、予防重視の方向へ転換をすべきだ、ご説ごもつともでございます。今回の見直しの考え方としては、量から質へのサービスの改革の推進、それから在宅支援の強化と利用者負担の見直し、市町村の保険者機能の強化、予防重視型の介護システムへの転換、ケアモデルを寝たきり型から認知型への転換、居宅ケアを家族同居型から同居プラス独居型に拡大していく、そういうことであります。また、見直しの主なポイントとしましては、要支援・要介護1を対象にした筋力向上トレーニング等を導入した総合的な介護予防システムの確立、在宅と施設の利用者負担の不均衡を是正するために施設入所者のホテルコスト等の見直しをする、それから既存のサービスの機能拡大、多様化による地域密着型のサービス創出、介護保険の対象を介護つき有料老人ホームまで拡大をしていく、それから地域包括支援センター整備や情報開示の徹底等によるサービスの質の向上等であります。

なお、今回の改正法案につきましては、今国会中で成立し、一部を除き平成18年度から実施される予定でありますので、それらに合わせて対応してまいりたいと考えております。

続きまして、住宅の問題であります。低所得者層が入居できないのではないかと
ご指摘でございますが、保証人制度、それから未納対策ということにつきましても十分検
討しながらそれらに対応してまいりたいと考えております。よろしく願いいたします。

○議長（関谷 誠君） 18番佐藤國保君。

〔18番佐藤國保君登壇〕

○18番（佐藤國保君） それでは最後の3回目になりますので、介護保険法を再度お伺
いいたしたいと思っております。

これは隣の、先ほど小林議員さんの方からお話ございましたように、水戸の合併を視野
に入れてということで町長もそのようなお考えだそうでございますが、この中で、水戸市
は来年度事業より筋力トレーニングを非常に重要視をして健康増進を図り、寝たきりなど
の介護状態をできるだけ少なくするというように、具体的な案が出ております。では、常
北町は具体的に何を考えているのかということをお伺いいたしたいのですが、茨城
県の中でも、この間、玉造町よかったネットというのをやっておりました。それから美野
里町には93歳のホームヘルパーがおいでになりまして、自分より年下の人を一生懸命面倒
を見ている画面が出ておりました。

これを考えますと、介護というのは住民参加、世代交流、そして官民一体になって初め
てサービスが効率的に進んでいくのではないかとことだと思っております。であるならば、
当町にも七会と常北町には福祉センターがございます。この辺をしっかりと利用して、ど
うすれば介護しなくて済むような健康な町にしていけるのか、これをしっかりと研究をし
ていただいて、明年度の、17年度一応は施行となっておりますが、1年くらいの余裕はあ
るそうでございます。そういう点で、しっかりと立案をされて、特に健康増進施設のプー
ルというのは、歩行困難者が歩いて非常に回復力があるというようなお話も伺ってお
ります。そういう点をよく踏まえていただいて、しっかりとした対策をお願いをいたしまし
て、質問いたします。

以上です。ありがとうございました。

○議長（関谷 誠君） 以上で、通告第2号、18番佐藤國保君の一般質問を終結いたしま
す。

次に、通告第3号、6番飯村吉伊君の発言を許可いたします。

6番飯村吉伊君。

〔6番飯村吉伊君登壇〕

○6番（飯村吉伊君） 3町村が合併いたしまして城里町になり、新町長さんの金長さん
が誕生いたしまして、一般質問を受けられることを光栄に存じます。

私は、水道事業についてと、町営住宅の2件についてお伺いしたいと思います。

まず最初に（1）で、徳蔵地区水道基本計画が策定されておりました。その時点では、
独自水源と旧常北町からの水源の利用の二つの方法が示されてございました。そのどちら

に決定したかお伺いしたいと思います。

まず、その内容といたしましては、徳蔵地区の水道につきましては、大谷原ダムより水源を求めることで当初始まりましたけれども、岩層が悪いため、ダム建設についてはあきらめ、その後、七会地内で水源を那珂水系ダム事務所主催で水源を求めましたが、幸いにして塩子地内にその水源を求めることができました。しかしながら、その時点では、議会に示された資料で1と2となっておりましたが、資料1の方では、その自己水源を利用してやる方法が資料1の方で旧七会時代に議会に説明されました。その総事業費が17億8,000万でございました。その後、資料2で徳蔵地区の水道整備計画について示されました。その手法、事業費比較について示されてございますが、その時点では七会村の独自の水源を使った場合と、もう一つは旧常北町の水源を利用して水道を計画した場合のことが示されてございました。その資料2の方で示されているときには、工事費で取水工事と浄水工事が削減されますので、その総事業費が13億7,172万円となっております。常北から引いた場合には約3億程度の減額を見られるわけでございます。これについて1番ではお伺いしたいと思います。

次に(2)で事業認可の取得については何年度になるのかということでございますが、水道事業につきましては、事業認可をとらなくてはならないと思いますので、その点についてお伺いしたいと思います。

(3)では、事業認可が受けられれば事業開始でございますが、これらについては事業開始が何年度になりますか。それと、その事業実施期間、それらについて(3)でお伺いしたいと思います。

あと、町営住宅につきまして、城里町の町営住宅、何カ所かあると思いますが、その入居状況について、さらには(2)で塩子地区、徳蔵地区の入居状況についてお伺いしたいと思います。

以上、町長さんにお伺いしたいと思います。

○議長(関谷 誠君) 町長。

[町長金長義郎君登壇]

○町長(金長義郎君) 6番飯村吉伊議員からの水道事業整備について、それから町営住宅についての2点についてお答えを申し上げたいと思います。

最初に、水道整備事業についてであります。徳蔵地区水道基本計画について、独自水源と旧常北からの水源の利用の二つの方法が検討されましたが、その後どのように決定したかということでございます。

城里町建設計画の主要事業の中で、上下水道整備、いわゆる水道については、徳蔵地区の整備を主要事業の一つに位置づけて、プロジェクトチームの中で検討を重ねてまいりました。そういう中で、七会地区水源からの整備費用に対して、旧常北からの水源の利用の方が維持管理等が削減になるというような考え方から、常北地区水道事業の小松系の給水

区域拡張による整備の方針が報告され、幹事会、合併協議会で報告をしてきたところでございます。いわゆる試案の2番ということでもあります。そういう中で、計画給水区域の設定に当たっては、その目的、公共性から可能な限り広域的な配慮のもとに、施設、経営の両面から合理的な水道計画となるように求められており、まさに合併によって事業整備の方向が可能となってきたわけでありますので、常北地区からの送水による整備に向けてまいりたいと考えておるところであります。

それから、事業認可取得については何年度になるかということではありますが、平成17年度の中で変更認可申請を進めてまいります。

それから事業開始年度はいつか、さらに何年間の事業で実施するのかということですが、事業開始年度につきましては、事業認可が終われば18年度から事業に取り組んでまいりたいと考えております。また、事業年度につきましては、これからの認可申請の中で検討してまいります。国、県等との協議を踏まえて、できるだけ早い期間の中で整備を進めて、水道事業の全町一元化を図ってまいりたいと考えておるところであります。

それから町営住宅であります。城里町の町営住宅の入居状況ですが、いわゆる常北地区については、管理戸数 265戸、入居戸数 229戸、入居率86.4%であります。空き家が36戸ありますが、このうち政策空き家、いわゆる将来建てかえ等がありますのであけておく、そういう政策空き家が28戸あるわけです。桂地区につきましては、管理戸数が 140戸、入居戸数が 119戸、入居率85%です。空き家21戸がありますが、そのうち政策空き家が10戸あります。七会地区につきましては、管理戸数が44戸、入居戸数が30戸、入居率が68%、空き家14戸につきましては、今月公募募集を実施をいたしております。全体で管理戸数 449戸、入居戸数 378戸、入居率84%、空き家71戸のうち政策空き家が38戸ありまして、政策空き家を入居率で換算していきまると、入居率は92%という率になるわけがあります。

それから塩子地区、徳蔵地区の入居状況であります。塩子の塙団地については平成14年度に10戸、16年度に10戸建設をいたし、現在20戸管理をいたしております。そのうち、現在11戸が入居いたしております。また、徳蔵団地は平成16年度に8戸建設いたし、現在3戸が入居いたしておりますので、なお、空き家14戸については、現在公募中であります。

以上が入居状況でございます。よろしくお願いたします。

○議長（関谷 誠君） 6番飯村吉伊君。

〔6番飯村吉伊君登壇〕

○6番（飯村吉伊君） 水道事業につきましては了解いたしました。

この町営住宅の（2）の方の塩子地区と徳蔵地区につきましては、入居者が少のうございまして、これらについて現在募集しているとは思いますが、これらについての状況をあと1回さらにお願したいと思っております。と申しますのは、特に徳蔵地区につきましては、その地域にある西小学校ですが、これらについて、もうことしから複式学級におそらくな

っておると思うのです。ですから、徳蔵地区につきましては特に入居を強く要望いたしたいと思います。お願いします。

○議長（関谷 誠君） 町長。

〔町長金長義郎君登壇〕

○町長（金長義郎君） 徳蔵地区の入居を進めてもらいたいということだと思いますが、私も先日、徳蔵地区のあの団地を見ました。まだ入っていないところがいっぱいあるなどという感じでは見てきましたが、やはり笠間方面へ勤めるとか、いろいろな勤め方によっては場所的にはいいのではないかと、そういうこともありますので、PRをしながら入居募集に努めてまいりたいと考えております。

○議長（関谷 誠君） 6番飯村吉伊君。

〔6番飯村吉伊君登壇〕

○6番（飯村吉伊君） ただいま申しましたとおり、塩子地区、徳蔵地区の完全入居を希望いたしまして、終了したいと思います。

○議長（関谷 誠君） 以上で、通告第3号、6番飯村吉伊君の一般質問を終結いたします。

ここで、2時45分まで休憩いたします。

午後2時27分休憩

午後2時46分開議

○議長（関谷 誠君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次に、通告第4号、13番金子栄治君の発言を許可いたします。

13番金子栄治君。

〔13番金子栄治君登壇〕

○13番（金子栄治君） 初めに、このたびの城里町の初代の町長に就任なされ、まことにおめでとうございます。旧御前山村の役場の職員として長年の行政マンの手腕を買われ、助役に抜てきされ、故郷の旧桂村においては村長を2期務められたこと、旧常北町、旧桂村、旧七会村の町村合併に当たっては、副会長として新設合併を、三村会長を補佐し、阿久津副会長ともども2月1日合併をなし遂げました。50日以内に新町長を選出するというスケジュールの中で3名の町長候補者が立候補の表明をいたしました。6日間の選挙戦の中で金長義郎候補に多くの議員各位が支持をなされ、城里町の有権者の方々もこのような結果を出されました。「人と自然が響きあい ともに輝く住みよいまち」、人口2万3,000余の城里町の船出の船長としてかじ取り役を任されたわけであります。

私の今回の一般質問は、町長選に立候補したときの選挙公約に基づいて質問をいたします。

第1点目は、保健・福祉を充実し、皆が安心して暮らせるまちづくりの中で、十万原に

水戸協同病院の誘致を挙げておられます。水戸協同病院の現況を見ると、病院の老朽化や道路交通のアクセスの悪さ、駐車場の不足など幾つかの要因があり、移転やむなしの現況であると思います。十万原の約70%が水戸エリアにあると聞いております。移転の可能性が高いと思います。隣接している城里町にとってこの病院の移転がもたらす経済的な波及効果は大きいことが予測できます。具現化時期について、また、現在の進捗状況について町長の答弁をお願いいたします。

第2点目は、仕事と子育てが両立できるような行政、この中で、少子化対策についても掲げております。このことは国政レベルのテーマではありますが、身近な問題として避けては通れないことでもあります。核家族化、女性の晩婚化による高齢出産、女性の社会進出により多くの共働き家庭の出現、教育費が多くかかるなどの要因がありますが、女性が子供を出産できる年齢が20歳代から30歳代に限定されているだけに、解決方法の早急な対応が要求されます。民間の保育園や幼稚園がある地域はよいのですが、地域差は出ています。

このような現況の中で、地方行政が対応できる保育園と幼稚園の共用化が構造改革特区の中で活用が可能になりました。運動場はもちろん、建物などの施設も同じ場所で共用化が可能であります。保育時間の延長や、朝夕の通勤で忙しい母親が1カ所での対応ができることなど、子供を1人でも多く産み育てられる環境づくりをすることが急務であると思います。町長の答弁をお願いいたします。

第3点目は、豊かな自然を守り、生活環境や農村環境を整備して安全に暮らせるまちづくり、この中で上下水道を取り上げております。先ほど6番飯村議員からもありましたが、私もこの中で特に小勝、五字（徳蔵、上赤沢、下赤沢、大網、真端）地区についての水道整備について述べております。塩子、小勝の一部は水道が整備されておりますが、約10年間、先ほど述べました地域が整備をされておられません。水源確保の大谷原川ダム構想も、再評価委員会の出現でとりやめとなりました。しかし、合併協議会の中でもこの事業は取り上げていただきました。事業認可の取得をしていただき、ぜひこの水道事業を立ち上げていただきたいと思います。町長の答弁をお願いいたします。

第4点目は、地域の特性に合った産業を育成し、活力のある町を目指します。この中で、グリーンツーリズムの推進を掲げています。私は、このことを「緑の旅」と解釈していますが、早いところからの古くて新しいスローガンであり、快い響きがあります。都会と中山間地域を結ぶ、宿泊や農業体験などプログラムはたくさんあると思います。

城里町は、162平方キロの広い面積を持ち、東京から常磐高速で1時間余りの道のりであり、御前山、那珂川、藤井川、ふれあいの里、うぐいすの里、山びこの郷、道の駅かつら、物産センター山桜、放牧場が3場あり、ひたち平和墓地公園、ゴルフ場が7場あり、またツインリンクもてぎへの通過点でもあります。都会の人たちがたくさん訪れております。四季折々のすばらしい自然景観と、食と農業に関する情報や、農業体験の普及・啓発活動が必要であると思います。この城里町に多くの方々が訪れておりますので、この多くの

人たちに対する情報とメッセージ、そして周遊コースなどの施策について、町長の答弁をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

○議長（関谷 誠君） 町長。

〔町長金長義郎君登壇〕

○町長（金長義郎君） 13番金子議員からのご質問でございますが、第1点は保健・福祉を充実し、皆が安心して暮らせるまちづくり、次に、仕事と子育てが両立できるような行政、豊かな自然を守り、生活環境や農村環境を整備して安全に暮らせる町、地域の特性に合った産業を育成し、活力のある町、その4項目であります。ご答弁を申し上げたいと思います。

最初のご質問でございますが、十万原に水戸協同病院の誘致と、その具現化時期についてということですが、これはちょっと誤解を招くかなと思いますが、やはり総合病院というような考え方で進めてまいりたいと思います。特定の病院という意味ではございません。二次医療に対応できるような総合病院を誘致してはという考えであります。この総合病院誘致に関する請願書につきましては、平成16年9月14日付で旧常北町議会に提出されて、議会より県知事あてに意見書を提出されておるといような内容でございますが、そういうものを総合的に引き継ぎながら、やはり十万原に総合病院を誘致しようという考え方でございます。

これらに伴いまして、平成16年10月6日に旧常北町においては、総合病院誘致促進協議会の準備会が開催をされまして、協議会の要綱、委員、今後の活動として、看板や懸垂幕の設置について協議をしてきたという経過もございます。これを今後は、やはり城里町全体、それ以外の那珂町、水戸、その辺まで範囲を広げながら誘致活動を進めていくべきではなかろうかと考えておるところであります。しかし、病院そのものは非常に経営が厳しいという中でありますので、非常に時間もかかるのではなかろうかと思いますが、それらについても検討しながら進めてまいり。現在までに懸垂幕の設置、看板、そういうものをつけて、いわゆるPR活動をしておるとい段階でございます。

具現化の時期につきましては、それら周辺町村の動向というものを見ながら、やはり莫大な経費負担も想定をされますので、そういうことも含めながら全体として考えていくべきだと思いますが、いずれにしましてもやはり住民の身近にそういう安心できるような医療機関がくるということは、私は、非常に安心・安全なまちづくりに欠かせないものであると考えておりました。今後、県を初め関係機関と協議を重ねながら進めてまいりたいと考えておるところであります。

続きまして、仕事と子育てが両立できるような行政ということで、少子化対策ということですが、少子化対策につきましては、急激な少子化が進んでおる中で、国、地方公共団体、企業が一体となって取り組んでいく必要があるということから、次世代育成支援対策推進法が制定されておるところであります。本町においても少子化が進行してお

りまして、次代を担う子供を育てる家庭を地域社会全体で支援していこうというような観点から、これらの次世代育成支援行動計画を今回策定をして、それに基づいて今後進めていくというところであります。

この計画の期間は平成17年から平成26年までの10年間ということで、子供を産んで、そして育てやすい環境の整備を図るとともに、地域の特性を生かすために地域住民のニーズに合った事業を推進し、子育て支援に努力してまいりたいと考えておるところであります。

それと、幼稚園と保育所が共用できるような構造特区の活用についてということですが、幼稚園と保育園の共用化については、平成16年3月に文部科学省、厚生省の共同通達によって、構造改革特別区域における幼稚園と保育所の保育室の共有化事業について認められるということになったわけでありまして。従前は、施設が離れていてはだめだとか、そういうこともありました。ごく最近になって、離れていても事務の一元化はできる、そういうこともうたわれてきておるわけでありまして。県内においては、下館市、下妻市、旧金砂郷町で実施しておりますが、城里町の現状については、公私立あわせまして幼稚園や保育所というのがあります。そういうものの地域の状況を十分にかんがみまして、考慮しながら調査、検討してまいりたいと考えておるところであります。

続きまして、上下水道、特に七会地区の水道事業の問題であります。先ほど飯村議員からもご質問がございましたが、今回の建設計画の中で七会地区の水道、水源、それから水道事業について、常北地区から水をもっていく、ダムとか地下水に頼らないということで計画を立てて、17年度にそれらの認可申請、そして18年度には事業実施に入りたい、そういうふうに考えておりますので、よろしく願いをいたしたいと思っております。

続きまして、地域の特性に合った産業を育成し、活力ある町をとというようなことで、グリーンツーリズムの推進についてということですが、金子議員おっしゃるとおりであります。やはり城里町は城里町の地域特性を生かしながらそういうものを産業の活性化を図っていくことが非常に大事かと思っております。そういう中でグリーンツーリズムの推進であります。事業初年度ということで、近隣で実施しているところを参考にして、当町においてもまず検討委員会を立ち上げて組織を整備して事業推進を図ってまいりたい。そういう中で具体的な方向づけをしていきたいと思っております。

平成17年度は、県の補助事業によりまして山菜、キノコ類の生産振興を図るとともに、産直組織が主体的に取り組むことができるように、旧町村に整備されました直売センター等の施設を活用して、観光、商工の振興とあわせて、都市と農村の交流、農業体験などによってグリーンツーリズムが定着できるように支援してまいりたい。また、毎年県で実施しておる城北地域の森と川の交流事業によるしろきたウォーキング、そういうイベントなども通じながら、城里町のよさをPRして町の活性化を図ってまいりたいと考えておるわけでありまして。

ある機関の調査によりますと、将来は、例えばある一定の1人の人が都会に50%住んで

田舎に50%住む、そういう住み方になるだろうということも言われております。やはりそういう住み方になっていったら、やはりそういう中での住民税の問題とかいろいろと出てくると思いますが、そういうことを推進しながら、やはり税収のアップにもつなげていければ、そういうことも考えております。

以上、ご答弁を申し上げましたが、よろしくお願いをしたいと思います。

○議長（関谷 誠君） 13番金子栄治君。

〔13番金子栄治君登壇〕

○13番（金子栄治君） 2回目の質問をいたします。

1点目の十万原に総合病院の誘致に対しましては、隣接市町との絡みもあるでしょうし、今後とも精力的に取り組んでいただきたいと思います。やはり十万原に総合病院がきますと、人の流れが出ます。あそこに住宅政策が出ていると思いますが、そのような解決策にも連なっていくと思えます。よろしくお願います。

第2点目の、特に少子化問題はこれからの政治の大きなテーマであります。先ほど町長は、次世代支援制度もありますという答弁がありました。ちょっと重複しますが、現在茨城県では、常陸太田市と合併しました旧金砂郷町が、構造改革特区の指定を受け、幼稚園と保育園の共用化を進めております。それから下館市もそうであります。構造改革とは、簡単にいうと、政府や行政が民間企業の競争のじゃまをしないということだと思えます。しかし、民間が入らない地域は行政が対応しなければならないと思えます。町長も地域間の競争の時代に入ったことを認めていることと思えます。アイデアや企画力を駆使して、行政でできることは行政が率先して対処すべきだと思えます。このことについてはさらに町長の答弁をお願いいたします。

第3点目の小勝、五字地区（徳蔵、上赤沢、下赤沢、大網、真端）に対する水道整備では、17年度城里町水道事業会計予算の中で、水道事業認可申請委託補助金が上げられていますので、今後の進展に期待をいたします。

それから、第4点目のグリーンツーリズムの施策の展開によっては、今後私たちのこの中山間地域や特に農業の活性化に連なると思えます。やはり少子化と絡めて、この地域に後継者が残らないというのは一番大きなマイナスであります。やはり後継者対策も含めてこのグリーンツーリズムの事業は多くのメリットが生まれてくると思えます。よろしくお願います。

少子化対策について、町長の答弁をお願いします。

○議長（関谷 誠君） 町長。

〔町長金長義郎君登壇〕

○町長（金長義郎君） 少子化対策の中で、特に金子議員さんがおっしゃりたいのは、いわゆる保育所の民営化とかそういうことで、いわゆる民間活力を導入しろということがあっても、やはり民間でペイしないものは入ってこないだろう、そういうことかと思えます。

私もそのような考えは持っております。やはり地域の均衡ある発展、バランスのとれた発展、そういうものの中には、やはり民間でペイしない部分については行政も責任を負いながら、やはり進めていく部分があるということはよく認識をいたしております。

○議長（関谷 誠君） 13番金子栄治君。

〔13番金子栄治君登壇〕

○13番（金子栄治君） 3回目の質問をいたします。

少子化に対してであります。今後の対応として少子化問題について、町長の諮問機関の設置を望むものですが、町長の答弁をお願いします。

それから、合併してよかったと思える、城里町を考えている町民の声としてお受け取りいただきたいと思えます。「人と自然が響きあい ともに輝く住みよいまち」のスローガンのもと、金長町長に政治手腕を発揮していただきたいと思えます。

これで私の一般質問を終わりにします。ありがとうございました。

○議長（関谷 誠君） 町長。

〔町長金長義郎君登壇〕

○町長（金長義郎君） 少子化に対する対応策と申しますか、そういうことに対する諮問機関を設置してはどうかというご意見ですが、次世代育成の策定等もあります。そういう中でよく検討をさせていただきたいと思えます。

○議長（関谷 誠君） 以上で通告第4号、13番金子栄治君の一般質問を終結いたします。

次に、通告第5号、23番小松崎三夫君の発言を許可いたします。

23番小松崎三夫君。

〔23番小松崎三夫君登壇〕

○23番（小松崎三夫君） まず初めに、金長町長、城里町初代町長にご就任、まことにおめでとうございます。心からお祝い申し上げます。これから城里町の発展にご活躍を多いに期待しております。

それでは、通告どおりに質問をいたしますが、先ほどの佐藤議員と重複する箇所がございますが、ご了承してください。

まず初めに、ことしも小中学校の卒業式がとり行われますが、児童生徒の防犯及び安全対策についてお聞きいたします。

世間では大阪の児童殺傷事件、このごろにおきましては変質者による女子児童殺害事件と、痛ましい事件が発生し、教職員も刺殺されるという事件が報道されたことは皆さんも記憶に新しいことと思えます。そこで、本町も率先して生徒を痛ましい事件から、行政並びに町民一人ひとりが思考し、子供たちを守っていかなければならないと思うわけでございます。

その点をお踏まえいただきまして、最初に、防犯ベルについてでございますが、本町におきまして防犯ベルの配布状況は、常北、桂地区は配布してございますが、七会地区にお

いては配布されていない状況でございます。桂地区では既に五、六年ぐらい前になると記憶しておりますが、小学校入学式の際に新入生全員に配布を開始し、現在に至るわけでございます。今年度は、七会地区は東・西小学校合わせて17名、桂地区は、坪・岩船・北方・沢山小学校合わせて68名、常北地区は、石塚、小松、青山、古内小学校合わせて134名、総勢219名の予定ですが、新入生全員に防犯ベルを配布できるのか、または配布できない理由があるとするならば、その要因と今後はどのような対策をとっていくのか、お聞かせ願いたいと思います。

次に、緊急避難家庭についてでございます。七会、桂、常北地区とも避難家庭が設置してあると思いますが、標示板が統一されておりません。2月1日付をもちまして城里町が誕生したわけでございますので、標示板の統一及び設置場所等の再検討を早急に対応していただきたいと思います。また、現在の緊急避難家庭として協力していただいているご家庭においては、ご家庭の状況が多少なりとも昨年とは変わっているかもしれません。もし変化しているとしたら、そのようなご家庭をそのまま緊急避難家庭として指定をしておいたままで果たしてよいものか、定期的に指定場所を検討することが必要だと考えますが、どのようにお考えかお聞かせ願いたいと思います。

続いて、防犯灯についてもご質問いたします。

今現在、防犯灯は、七会・桂地区におきまして何基設置してあるのか、また、山沿いの地域においては家屋も少なく、照明不足だと感じます。また、防犯灯の設置数は妥当であると考えておられるのか、防犯灯設置の要望はあるのか、お聞かせ願いたいと思います。

続いて、各小学校の防犯対策についてもご質問いたします。

現時点において小中学校への不審者の侵入を未然に防ぐためにどのような措置をとって安全確保をしているのか。また、緊急事態を想定した具体的な訓練等を実施するよう要望いたしますが、今後に取り組んでいく防犯対策をお聞かせください。

次に、小学校の統廃合についてご質問いたします。

何年前からか、少子化問題が取りざたされており、町内においても論外ではございません。今年度も小中学校において入学式がとり行われますが、年々新入生の減少傾向が見受けられます。これを踏まえて、この先統廃合を思案されておられるのか、所信をお伺いいたします。

次に、スポーツ少年団のバス利用についてご質問いたします。

昔は、完全な体に神宿ると言われておりまして、体の健全なことが心身ともに健全に発育する条件だと考えられていたようでございます。この事柄は、現代社会においても通用することであると考えられます。すなわち、青少年非行化問題が最近特に大きくなっておる要因だと考えられます。その点、本町におきましては、幸いにも各小学校、中学校、及びスポーツ少年団等の活躍が盛んで、多種にわたりスポーツに取り組んでいることは大変結構なことでありまして、しかしながら、一面の悩みといたしまして、町内、他の市町村の

小中学校及びスポーツ少年団等の交流試合を行いたいとしても、交通機関の問題が生じております。バスで行くにしてもお金がかかり、父母の負担にもなるわけです。そこで伺いたいことは、親善交流試合等を行う場合に町営バスを運行していただけないものか、利用できないとすれば、その理由についてお聞かせください。

以上、児童生徒の防犯及び安全対策について4点、小学校の統廃合1点、スポーツ少年団のバス利用について1点をご質問いたしました。各項目において明確かつ適切なお答をお願いたします。答弁次第では再質問をいたします。

○議長（関谷 誠君） ただいま24番鯉渕秀雄君が出席されました。

町長。

〔町長金長義郎君登壇〕

○町長（金長義郎君） 23番小松崎三夫議員からのご質問にご答弁を申し上げます。

1点目は、児童生徒の防犯及び安全対策について。2点目は、小学校の統廃合について。3点目はスポーツ少年団のバス利用についてという内容でございます。

最初の生徒の防犯及び安全対策についての中で、防犯ベルについてであります。小学校におきましては、旧常北町、桂村では全児童に配布をいたしております。旧七会村におきましては、経過等はいかなる理由かわかりませんが、配布はされておられません。それから中学校につきましては、常北中学校では50個を用意し、希望者に貸与しております。桂中学校においては、女子生徒全員に配布しております。七会中学校においては配布はされておられません。今後の取り組みといたしましては、防犯ベルの効果の啓蒙を図って、町民会議等のご協力をいただきながら普及を図ってまいりたいと考えております。

次に、緊急避難家庭であります。旧常北町、旧桂村、旧七会村合わせて400戸の家庭にご協力をお願いしております。それらの中で、標示板の破損、色あせ等が見られておりますことから、16年度予算において早速作成をして配布する予定になっておりますので、よろしくお願いをいたしたいと思っております。

次に防犯灯であります。防犯灯設置につきましては、区長等の設置要望に基づいてこれらの現状を確認の上、通学路で危険な場所、屈折または遮蔽物があって通行上危険な場所等に設置をいたしております。現在までの設置状況につきましては、合併により引き継いだものについて、常北地区1,122基、桂地区524基、七会地区261基、計1,907基を管理をいたしております。確かに長い通学路、暗い地区もありますので、なお一層それらについて配慮をしながら進めてまいりたい、このように考えているところであります。

続きまして、小学校の防犯安全対策であります。佐藤議員さんの答弁と重複いたしますが、現在の状況につきましては、職員及び保護者等によります立哨、パトロール、登校・下校時の集団行動の徹底、不審者を想定した避難訓練、不審者出没の緊急伝達、広報無線による呼びかけ等により、防犯安全対策に努めております。今後の対策につきましては、

P T A、地域団体、警察関係機関等の連携、ご協力をいただき、さらに安全性を高めてまいりたいと考えております。

続きまして小学校の統廃合であります。少子化時代を迎えて、年々子供さんが減っておるといのは事実であります。城里町内では小学校が10校あるわけですが、やはり今までの長い経過を見ていきますと、それぞれ地域の中でその学校がシンボリックな位置づけになって地区が運営されてきたということもあります。経済効果ばかりではなくて、そういう中身の問題も考えながら進めるべきだと考えておりますが、今後の少子化の流れの中では、やはり統合ということも十分検討しながら進めていく必要がある、そういうふうに認識をいたしております。それらに当たっては、地域住民の本当の声をくみ上げ、また地域住民のコンセンサスを得ながら進める必要があると思います。通学距離への対応、また既存建物の利活用、そういうものを含めながら総体的にやはり考えていくべきではないかと考えておるところであります。

続きまして、スポーツ少年団のバス利用であります。ご承知のとおり、公用バス管理規定の使用基準では、議会、町の執行機関に関する担当事務、行政機関に関する組織団体が使用する場合となっております。確かに議員お説のとおり、スポーツによって体を鍛え、またそれらによって心がつくられていく、それも確かに大事であります。ご質問のスポーツ少年団の対応であります。基本的に任意団体であります。スポーツ少年団活動にバスを利用することは、他の各種の任意団体にも波及をし、申し出があればすべて対応することになり、また、運転士が1人というような現状で対応できないのが事実であります。したがって、従来どおり子供会等で対応を願いたいと考えておりますので、どうかご理解を賜りたいと思います。

○議長（関谷 誠君） 23番小松崎三夫君。

〔23番小松崎三夫君登壇〕

○23番（小松崎三夫君） 各小学校の防犯及び安全対策についてでございますが、県外ではいろいろと対策を考えておられるようで、児童生徒が校内に残っているときはガードマンが一日じゅう常駐しているところもあると聞いております。また、防犯カメラを設置しているところもございます。本町も常北中学校、石塚小学校だけが防犯カメラを設置してあると先日の全員協議会の中で答弁をいただきましたけれども、他の小中学校へ思案をしているのか、再度所見をお聞きしたいと思っております。

それと最後に、どうしてもそのスポーツ少年団のバス利用ということは全く考えていない、そういう解釈でいいでしょうか。

要するに、全協のとき答弁してくれたでしょう。だから、よその学校もやってくれるかと。

○議長（関谷 誠君） 町長。

〔町長金長義郎君登壇〕

○町長（金長義郎君） 学校の安全対策等につきましては、教育長の方からご答弁を申し上げたいと思います。

○23番（小松崎三夫君） 町長、バス利用。

○町長（金長義郎君） バスのスポーツ少年団の利用につきましては、現在のところ、原則的には、先ほどご答弁申し上げましたように、その団体において対応いただければと思っております。よろしくお願いいたします。

○23番（小松崎三夫君） 今のところは考えていないと。

○議長（関谷 誠君） 教育長。

〔教育長森木義男君登壇〕

○教育長（森木義男君） 23番小松崎議員さんの、特に学校の安全確保の対策の中で学校警備員の配置と、防犯カメラの今後の対策についてというふうに受けとめてよろしいかと思っておりますので、答弁させていただきます。

確かに、安全面ではご承知のようにソフト面とハード面があるわけでございまして、この防犯カメラをハード面としてとらえますと、石塚小と常北中の配置は平成16年度、今年度ですが、に設置したわけでございます。そのいきさつは、大きな国道、あるいは夜間の出入り等々がございまして、そのために議会のご理解をいただきまして設置したということでございまして、これで終わりということではないわけでございます。確かに桂の小学校、中学校にも同じ123号線に沿っている学校もございますので、今後そういう必要性、本当は全部設置できればいいのでありますけれども、いろいろその他のことがございますので、順次必要に応じて設置を考えていくべきであろうというふうに考えているところでございます。

それから学校警備員の配置であります。確かにこれは究極の安全だと私も認識している一人でございます。これは一番安全のあれでございますけれども、なおこの辺についてはやはりいろいろな角度、諸条件がございますので、きょうあすということにはできないのかなという認識は持っております。

なお、蛇足になって大変恐縮ですけれども、県では、このハード面、ソフト面に分けて、年に1度定期的に整備状況の調査も来ておりますので、それにもこたえながら、参酌しながら子供の安全に努めてさせていただきたい、そう思っております。

○議長（関谷 誠君） 23番小松崎三夫君。

〔23番小松崎三夫君登壇〕

○23番（小松崎三夫君） 再度教育長に質問いたしますが、これ、3回目いいんだよな。

○議長（関谷 誠君） はい。

○23番（小松崎三夫君） しつこいようですが、具体的には来年とか再来年とかということは答弁できないのですか。

○議長（関谷 誠君） 教育長。

〔教育長森木義男君登壇〕

○教育長（森木義男君） 誠意を持っての気持ちでおりますと、ただいまのご質問に17年度に何基、18年度に何基というそれは今のところ持ってございませんが、早急にそれは取り組んでいくべきだと考えてございます。ご理解をいただければありがたいと思います。

○議長（関谷 誠君） 23番小松崎三夫君。

〔23番小松崎三夫君登壇〕

○23番（小松崎三夫君） 速急には考えてはいると、いつとは言えないでしょうけれども。我々も、児童生徒がこれから安全に通学できるように、ぜひ行政の方にもご尽力いただきまして、ぜひ設置するものは早急に設置していただきたい、そういう念を押しまして私の質問を終わりにします。

○議長（関谷 誠君） 以上で通告第5号、23番小松崎三夫君の一般質問を終結いたします。

次に、通告第6号、10番玉川台俊君の発言を許可いたします。

10番玉川台俊君。

〔10番玉川台俊君登壇〕

○10番（玉川台俊君） 第1回議会定例会に当たり、通告によるところの一般質問を始めます。

初めに、政治倫理に関して伺います。

旧常北町、桂村にはそれぞれ政治倫理条例がありました。新生城里町には現在白紙の状態にあります。政治倫理条例は、町政が町民の厳粛な信託に基づくものであることを認識し、町民全体の奉仕者として町政に当たるとともに、町民の町政に対する正しい認識及び自覚を喚起し、民主的な政治の発展に寄与することを目的としていることは町長もご存じのとおりであります。旧常北町においては、条例設置を求め、住民の直接請求が行われた経緯もあり、また、城里町の9割近い町民が政治倫理条例のもとにあったわけで、城里町においても政治倫理条例の設置が強く求められております。

私の記憶では、昨年11月16日であったと思いますが、この日に行われた合併協議において、合併後の議会で倫理条例を検討していくことが3町村の議会代表の間で合意されており、議会においても城里町にふさわしい条例を設置できるよう早急に議論していく必要があると考えておりますが、議会だけではなく執行部を含め議論も必要と思います。そこで、町長の政治倫理条例に対する考えを伺います。

2点目は、ホロルの湯に関して伺います。

行政に求められていることは、サービスの質の向上と、コストの削減であります。国が進める構造改革に例えるならば、民間にできることは民間に任せることであり、これからの城里町行政においてもあらゆる面で求められる問題であると思います。このことを踏まえ、まさにホロルの湯は民間で運営していく事業であると思います。17年度予算か

ら見ますと、ホロルの湯は管理運営委託費 2 億 1,357 万 3,000 円を拠出し、そこから 1 億 8,585 万 9,000 円の使用料収入を得るわけで、差し引き 2,771 万 4,000 円の赤字ということが考えられます。しかしながら、確かに入湯税収入が施設運営に伴い得られるわけで、予算書では約 4,000 万円の税収を見込んでいることをあわせ考えますと、1,000 万強の黒字とも見るができるでしょうけれども、担当課の報告では、前年比利用者が 1 万人ほど減少する見込みであることや、現状維持での運営でも人件費の自然増加と利用者の減少の拡大が予想される中で収支が悪化することは明らかであります。17 年度一般会計予算も前年比 15.3% の減という厳しいものであり、基金の取り崩しをしながらの財政を考えますと、ホロルの湯は行政から切り離し、民間で運営していくべき事業であると思います。17 年度の施政方針で町長は、今後のホロルの湯のあり方について、管理運営を指定管理者制度に移行できるよう、調査検討すると言われましたけれども、具体的にどのようにお考えかを伺います。

○議長（関谷 誠君） 町長。

〔町長金長義郎君登壇〕

○町長（金長義郎君） 10 番玉川議員からのご質問でございますが、第 1 点目は、政治倫理条例に関してであります。第 2 点目はホロルの湯に関してということですが、政治倫理条例の制定につきましては、ご指摘のように旧常北町では町長、助役、収入役、教育長並びに議会議員が守るべき遵守事項を定めて、平成 16 年の 1 月から施行されております。また、旧桂村においては、議会議員がみずから守るべき遵守事項を定め、平成 15 年の 12 月から施行がされておるところであります。あわせて、やはり住民に対しても責任を求めている、そういう内容であります。両町村とも議員提案により制定されたものであり、住民等の厳粛な信託にこたえるために、倫理基準をみずから定め、公正で民主的な行政の進展を目指したものであります。

ご承知のように、一般職に属するすべての地方公務員は、営利企業等への従事が地方公務員法により制限をされており、また特別職である町長や議員にも地方自治法により就業の制限がされております。このような中であって、条例を制定する目的は、住民の代表である首長等及び議員が全体の奉仕者として住民の信頼にこたえ、いやしくもその地位による影響力を不正に行使して自己の利益を図ることのないよう、必要な措置を定めるところにあると認識をしておるところであります。したがって、政治倫理条例を自主的に制定して、行政に携わる者と住民が信頼関係で結ばれたとき、公正で開かれた民主的な町政の進展が約束されるものと思いますので、制定に向けてのご尽力を期待するところであります。

私は、倫理は道徳、いわゆるその人の持つ道徳でもあり、哲学でもあり、そういう中で、法に触れなくても、規範を示していくということが大切ではないかと思います。それぞれ持つおる基準、物差しが個人によってはいろいろ違ふと思いますが、そういう中である

程度の基準を示していくということも必要ではないか、そういうふうに理解をいたしております。

次に、ホロルの湯に関してであります。平成14年の6月にオープンをいたしまして、開発公社へ委託運営をしております。内容につきましては、ピーク時より利用者が減少しておるといことは事実であります。平成16年度の収入等については減になるというような見込みになっておりますが、計数的には先ほど玉川議員ご指摘のとおりであります。平成15年の9月に地方自治法が一部改正されまして、管理の委託等については、従来は公共団体または公共的団体に委託できるという条文が、指定管理者制度が導入されて、民間でもそういうものは委託を受けられるというふうな法改正がなされたところであります。いずれにいたしましても、現在ホロルの湯の収支状況について精査をしながら、説明を求めて受けておる段階であります。やはり一般企業からすれば減価償却費、起債償還費というものを含めて収支の中で検討すべき問題だと認識をいたしております。それらを精査をしながら健全な運営に向けて努力をしてみたいと考えております。

○議長（関谷 誠君） 10番玉川台俊君。

〔10番玉川台俊君登壇〕

○10番（玉川台俊君） ご答弁ありがとうございました。

確認をしたいと思えます。政治倫理についての考え方としては、町長は、執行部も含めた内容が望ましいと考えていると、私はそのように解釈いたしましたが、それでよろしいかを確認したいと思います。

続いて2点目のホロルの湯に関してでございますけれども、先ほども私が言ったとおり、現在のスタイルのままでも人件費というものは、定期昇給と申しますか、年々ふえていくわけでございます。それに対して施設そのものは、修理がかさむということもありますし、当初の計画では5年ごとにリニューアルをすとか、そういう費用が発生していくわけでございます。例えば早期に運営自体を職員含めて全く民間に移行することができれば、町として考えるときに、現在の水準でも4,000万の入湯税が得られるということでもありますから、その方が小さな行政をつくっていく意味では望ましいと考えますので、早急にご検討願えればありがたいと思えます。

以上、確認をいたしたいと思えます。

○議長（関谷 誠君） 町長。

〔町長金長義郎君登壇〕

○町長（金長義郎君） 政治倫理条例の考え方ではありますが、私は、執行部そのものは法的にもいろいろ規制を受けておりますし、資産公開もやっております。そういう中で、改めてそこまで進めるのはいかなものか、そういうふうには考えておりますが、その辺についても十分検討させていただきたい、基本的にはそういう考えであります。

それからホロルの湯の民間運営であります。総体的なことを、一部分だけをつつくと

いますか、一部分だけを見るのではなくて、総体的に、開発公社の問題とかそういうものを含めながら、やはり民間に移行すべきものは移行する、そういう考えで進めていきたいと考えております。

○議長（関谷 誠君） 10番玉川台俊君。

〔10番玉川台俊君登壇〕

○10番（玉川台俊君） ホロルの湯についてでございますけれども、公社の問題が当然あります。それを民間にできるということが一番望ましいとは思いますが、難しさも認識しております。しかしながら、民間にできるということのメリットとして、対応が早い、質の向上もいいでしょうし、むだのない人材活用もできるでしょうし、利用者の声にすぐにこたえる体制がすぐにできる、こういうこともあります。それらもお考えいただいて、早急に民営化を具体的に考えていただければありがたいと思います。

以上で質問を終了します。

○議長（関谷 誠君） 以上で通告第6号、10番玉川台俊君の一般質問を終結いたします。ここで、3時55分まで休憩いたします。

午後3時45分休憩

午後3時55分開議

○議長（関谷 誠君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。本日の日程は、すべて終了しました。

日程変更について

○議長（関谷 誠君） ここでお諮りいたします。

過日、議会運営委員会を開催し、会期日程の一部変更について検討いたしました。第8日目は休会でありましたが、議会日程を一部変更し、第8日目の3月22日は午前10時より再開し、一般質問から入りたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関谷 誠君） ご異議なしと認めます。よって、第8日目の3月22日は午前10時から再開し、通告第7号、21番三村由利子君の一般質問から入ることに決定しました。

散会の宣告

○議長（関谷 誠君） 本日はこれにて散会いたします。大変お疲れさまでした。

午後3時57分散会

第 3 号

[3 月 22 日]

平成17年第1回
城里町議会定例会会議録 第3号

平成17年3月22日 午前10時05分開議

1. 応招議員

1番	寺門博志君	22番	松崎信一君
2番	多田政士君	23番	小松崎三夫君
3番	阿久津則男君	24番	鯉渕秀雄君
4番	桐原健一君	25番	根本正典君
5番	所和明君	26番	大座畑洋二君
6番	飯村吉伊君	27番	森田勝一君
7番	小林祥宏君	28番	浅野壽一君
8番	小田部博夫君	29番	桧山年載君
9番	仲田澄雄君	30番	阿久津尚一君
10番	玉川台俊君	31番	小塚孝君
11番	南條治君	32番	小松文良君
12番	澤田豊一君	33番	清水進喜君
13番	金子栄治君	34番	小林宏君
14番	加藤文夫君	35番	福田定夫君
15番	杉山清君	36番	保坂藤吾君
16番	川井昇君	37番	宮本仁君
17番	藤咲徳治君	38番	石崎貞夫君
18番	佐藤國保君	39番	近澤定夫君
19番	羽根石栄一君	40番	篠田守君
20番	寺田和郎君	41番	関谷誠君
21番	三村由利子君	42番	阿久津堅次君

1. 不応招議員

なし

1. 出席議員

1番	寺門博志君	22番	松崎信一君
2番	多田政士君	24番	鯉渕秀雄君
3番	阿久津則男君	25番	根本正典君

5番	所	和	明	君	26番	大座畑	洋	二	君
6番	飯	村	吉	伊	君	27番	森	田	勝
7番	小	林	祥	宏	君	28番	浅	野	壽
8番	小田部	博	夫	君	29番	桧	山	年	載
9番	仲	田	澄	雄	君	30番	阿久津	尚	一
10番	玉	川	台	俊	君	31番	小	坏	孝
11番	南	條		治	君	32番	小	松	文
12番	澤	田	豊	一	君	33番	清	水	進
13番	金	子	栄	治	君	34番	小	林	
14番	加	藤	文	夫	君	35番	福	田	定
15番	杉	山		清	君	36番	保	坂	藤
16番	川	井		昇	君	37番	宮	本	
17番	藤	咲	德	治	君	38番	石	崎	貞
18番	佐	藤	國	保	君	39番	近	澤	定
19番	羽根石	栄	一	君	40番	篠	田		守
20番	寺	田	和	郎	君	41番	関	谷	
21番	三	村	由	利	子	君	42番	阿久津	堅
									次
									君

1. 欠席議員

4番	桐	原	健	一	君	23番	小松崎	三	夫	君
----	---	---	---	---	---	-----	-----	---	---	---

1. 説明のため出席した者の職氏名

町		長	金	長	義	郎
教	育	長	森	木	義	男
町	長	公	室	長	富	永
総	務	課	長	森	島	哲
企	画	財	政	課	長	加藤
管	財	課	長	海	野	勝
税	務	課	長	加	倉	井
町	民	課	長	丹	下	栄
保	険	課	長	仲	田	政
健	康	福	祉	課	長	綿
産	業	振	興	課	長	高
建	設	課	長	川	又	憲
都	市	計	画	課	長	杉
						山
						勝
						男

下水道課長	小林修一
会計課長	小林陸春
下水道課長	阿久津和文
農業委員会事務局長	河原井宗藏
教育委員会学校教育課長	所道彦
教育委員会生涯学習課長	岩下泉
桂支所長	谷津信雄
七会支所長	富田一郎
診療所事務長	盛田守

1. 職務のため出席した者の氏名

議会事務局長	田上勤
局長補佐	菊地良子
局長補佐	小林恵子
書記	鯉淵和己
書記	佐藤宰

1. 議事日程

議事日程第3号

平成17年3月22日（火曜日）

午前10時05分開議

日程第1 一般質問

1. 本日の会議に付した事件

一般質問

午前10時05分開議

議員の出欠

○議長（関谷 誠君） 議員各位には、何かとご多用のところご出席をいただき、大変ご苦労さまです。

ただいまの出席議員数は38名です。欠席、4番桐原健一君、23番小松崎三夫君、遅刻、28番浅野壽一君、12番澤田豊一君、ほか全員出席であります。

開議の宣告

- 議長（関谷 誠君） 定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。
なお、説明のため、町長、教育長、室長、課長、局長、支所長、事務長が出席しております。
傍聴人11名を許可いたしました。

一般質問

- 議長（関谷 誠君） 本日は、一般質問から入ります。
次に、通告第7号、21番三村由利子君の発言を許可いたします。
21番三村由利子君。

〔21番三村由利子君登壇〕

- 21番（三村由利子君） 一般質問の前に、このたび初代町長就任、まことにおめでとうございます。信頼できる人物として負託を受けたわけでありますから、町民の期待にこたえるよう、しっかりと執行していただきたいと思うものであります。よろしく願いいたします。

それでは、通告によりまず一般質問に入らせていただきます。

平成の大合併で、県下でも5番目に誕生の産声を上げた新生城里町であります。1町2村が対等の立場に立っての話し合いが、スムーズな合併に至った要因であり、心のわだかまりも生じなかった大きな成果であると私は考えます。

新町のかじ取りを負託された町長におかれては、住民の幸せを第一に考えると表明されたとおり、今後のまちづくりの責任は非常に重いものがあると考えます。一つになった町内を一望し、まちづくりに思いをはせると、血沸き肉踊る思いがするのではないかと考えます。それだけに、町長の手腕、力量が問われるところが大きく、遅滞ないまちづくりが求められることとなります。

本町の特性である豊かな自然は、総面積約161平方キロメートルに及び、その6割が森林を占めております。通勤圏を見ても、就業者の約50%は本町内に就業していることから考え、生活圏は町内にとどまっている人が多いことがわかります。

かつて私は、全くの自主的な学習会として、常北町まちづくり研究会に所属し、新聞社、開発公社、消防団関係、大学の助教授等、その筋のオーソリティを囲んで研究協議を深める経験をしたことがありました。その研究結果を端的にあらわしますと、豊かな自然環境の中で人間関係を大切にしながら、趣味豊かに生きたいと願う町民の姿があったと記憶しております。

まちづくりは、地域の歴史や実態を見直し、特色や問題点を浮き彫りにする特色形成論

か、計画事業を選別し、長期の視点に立って重点プロジェクトを決めていく重点政策論があると言われます。本町は、年少人口が16%と減少傾向にあるとともに、高齢化率が22%を超え、少子高齢化の進展は加速の状況にある中で、地域に散在する高齢者の生活を目の当たりに見ると、この対策はまちづくりの焦眉の課題であると考えます。このことは、時代の変化であり、生活者重視の地域づくりを構築することに、意識の改革が求められているものと考えます。

また、豊かさの価値基準も、これまでの物質的な豊かさより精神的な豊かさへと大きく変化していることなども、まちづくりの上の視点とする必要があると考えます。どんなに欧米の文化が入ってきて、どんなに経済大国になっても、隣人愛と互助の精神が、私たち日本人の中に流れていると私は確信いたしております。向こう三軒両隣の隣人愛を、今こそまちづくりに復活させるべきではないかと私は考えます。

合併後のまちづくりの第一歩は、町内の一体感の醸成であると言われ、各種施策の推進やイベント等が実施されると思いますが、一方で、地域住民主体の支え合いのまちづくりの指導、啓発を優先すべきではないかと考えます。地域の人々、特に高齢者の方々は、周囲の人々の支えが、その優しさがどんなに必要なかを知っておりますから、支え合い、ボランティアグループの育成事業には、特に力を入れ、優先すべき事業であると思い、積極的に取り組んでいただきたいと思うものであります。

よい市民である資格として、自分のことや自分の家庭のことばかりではなく、社会に対する関心を示すこと、住みやすい社会にするために役立ちたいと考えることが、市民の要件とするという福祉の専門書がありました。城里町の町民が、協働社会を構成する一員としての当然の義務と責任を果たすための活動を推進することが肝要かと考えます。

また、町民に対して、広報広聴体制を充実させ、行政座談会を開催し、町民の声を聞く姿勢、行政と町民の情報交換を積極的に推進することにより、共通認識を持つことで、精神的な一体感を図る努力が必要と考えます。これまでの行政の殻を破り、我が城里町のまちづくりの確かな一歩を踏み出さなければなりません。

いつの時代でも、行政が守らなければいけないものは変わらないと思いますが、その守り方は、時代の環境の変化、流れに合わせて変えていくものであり、変えていかなければならない時代の節目に、私たちは今立っていることを自覚しなければならぬと思います。一体感の醸成、旧町村の垣根を越え、協働の心をいかに早く、どのような方法で実現していくか、町長の所見をお伺いいたします。

次に、合併後のまちづくりで、地域のコミュニティー、文化等をどう継承していくかという質問ではありますが、合併すると地域のコミュニティー、地域の文化がなくなるのではないかという点が、合併のデメリットの問題として議論されることがあります。行政区域が大きくなることによって、コミュニティー施策がおろそかになるということはいけないことと考えます。コミュニティー育成事業が、主要事業に掲げられておりますが、その内

容はどのようなものかを町長に伺います。

コミュニティーは住民の生活の基盤であり、コミュニティーなしでは地域、町の活性化はあり得ないと考えます。

町長の所見をお伺いしまして、1回目の質問を終わります。

○議長（関谷 誠君） 町長。

〔町長金長義郎君登壇〕

○町長（金長義郎君） 21番三村議員からご質問でございますが、合併後のまちづくりについてということで、旧3町村の一体感の醸成をどのようにして実現させていくのかというご質問かと思えます。

確かに、常北町、桂村においては、合併後50年を経しております。七会村においては、明治22年にいわゆる明治の大合併をして、それから117年というようなそういう歴史の中で、今まで歩んできたわけでありまして、それぞれ各町村の今までの流れ、しきたり、そういうものの中で、今回3町村が合併をしたわけでありまして、私も早くそういう3町村が一体感を醸成できるような機会をつくって、またそういう働きかけをしていきたいと、そういうふうに考えておるところであります。

第1番目には、やはりそういう3町村の住民の融和を図っていくということが、一番大事であるかなと思っておるところであります。これらの中で、3町村間の住民の交流を活発化していく、いろいろな今後の町の事業の展開に当たっては、3町村の住民の方々が、それぞれ交流できるような事業展開を図っていくべきだと考えておるところであります。

具体的には、町民運動会とか、夏祭りイベント、そういうものも、それぞれの地域で今までやってまいりましたが、そういうことも近い将来には一体感が図れるような事業に持っていく、そういうことが大事であると思っておるところであります。また、それぞれの現在、社会福祉協議会等の合併等も進めておりますが、そういう中であって、地域の福祉団体、いろいろな事業団体、そういうものもやはり一体化していくというような働きかけをしながら、それぞれの町村の今までの垣根を取り払って、融和を図ってまいりたいと思っておるところであります。

いずれにいたしましても、やはりこの3町村の地域そのものは、地理的、また人的にもいろいろな今までの交流があったわけですから、そういうものをなお一層深めながら、新しい視点でまちづくりに向けて努力をしてみたいと、そういうふうに考えておるところであります。

それから、合併後のまちづくりについて、地域コミュニティーをどういうふうに考えていくのかということでございますが、先ほど申し上げましたように、いわゆる私は明治22年の合併、全国的に約7万2,000町村があったという中で、いわゆる今の大字体といいますか、いろいろものをしっかりしていけば、やはり地域は活発化していく。そういうふうなスタンスを持っているわけでありまして。

今、地方分権、そういうものが叫ばれておりますが、原点に返って、そういう昔の大字といえますか、そういうものが活発化していけば、やはり自主的なそういう中での相互扶助、そういうものが生まれてきながら地域が活発化していく。そのために、今回、七会村でも区長制度ができましたが、そういう制度を生かしながら、それぞれ区長さんも、町と地域の連絡だけではなくて、それぞれの地域を自分たちがつくっていく、そういう気持ちになって、そのコミュニティーづくりをやっていくということが一番大事なのかな、大切なのかなと思っておりますので、そういうところから、地域の今までの文化とか伝統、そういうものを生かしながら新しいコミュニティーをつくっていくべきだと考えておるところであります。

○議長（関谷 誠君） 21番三村由利子君。

[21番三村由利子君登壇]

○21番（三村由利子君） 町内の一体感をいかに醸成するかという質問に対して、住民の融和、文化の交流のできる事業を推進していくという答弁と、それから社会福祉協議会の話が出てまいりました。この社会福祉協議会についても、後ほどお伺いいたしますが、まずこのまちづくりの旗振り役であります職員の皆さんたちの意識がどういう状況にあるかということで、そのまちづくりの展望は開けるのかということになると思います。

まちづくりをこれから自分たちがするんだという職員の皆さんたちの自覚と使命感、これを皆さんがどの程度自覚されているかということに尽きると思うのです。ただ、机上のプランだけでは、私は、町民のニーズに合った果たしてまちづくりができるかということとは、大変疑問でございます。これまでの横並び主義的な事業を展開するということでは、個性のあるまちづくりはできないと思いますので、まずこれまでのやり方を変えていこうというトライアルな考えですね、そういうものが非常に大事なかなと思います。

職員の皆さんの中には、これまでのやり方が非常にやりやすいとか、それからやり方がなじんでいるから、これまでのやり方に追従してやっていくんだという行政の権限を守るタイプと、それから、いや実際に挑戦して、新しいまちづくりの第一歩は我々がつくっていこう、旗振りは我々が自信と責任を持ってやるんだという、そういう執行部の皆さんの意識がまず、私は根本的に大事なかなと思います。

ですから、職員の皆さんにどの程度まちづくりに対する意欲、そういうものがあるかということで、この一体感がいかに早く醸成できるかということにつながるのではないかと思います。

非常に財政難であるから、住民のニーズに合ったものがないということでは、私、町民の皆さんには申しわけないと思うのです。お金がなくてもできること、これは幾らでもあるわけです。そういうものを、皆さん知恵を絞って、地域に出向いて、これは行政のやれることが幾らでもあるはずですので、ぜひともその辺をご検討いただいて、職員の皆さんの意識の改革、とにかくゼロからのスタートのまちづくりでありますから、これから

我々でこの城里の町をつくるんだという意識改革を、ぜひともお願いしたいと思います。

それから、まずコミュニティー文化の継承ということで、大字の復活というような答弁が町長からございました。地域の交流、地域の住民が主体となったコミュニティー文化の継承ということでもありますけれども、昔は、要するに村制度がありました。そういう町内会が主体となって、いろいろな祭りや町内会が盛んに行われておりました、その集落ごとのらしさというものが、地域に存在していたわけでもありますけれども、こういう祭りやイベントを持続的にやっていくことが、その文化とかコミュニティーを継承していくということでもありますので、そういう伝統、祭り、公民館講座、それから地域の皆さんのいろいろな活動発表、そういうものも継続してやっていくべきではないかなと思います。

まちづくりの建設計画の中にもあります公民館講座です。これが、桂村、七会村、常北町で、これまでやっておられたものを城里町に一本化しております。これまでの公民館講座とか、一日講座、それから趣味の講座とか、そういうものは大方継続され、城里町に移行されるようではありますが、そういうことも、どこを省いてどこを継続するかということは、よく活動をなさっている人たちの意見を聞きまして、継続すべきことは、皆さんのこれは自主的な活動でありますので、ぜひとも継続してやっていただきたいというふうに思うものであります。

以上2回目、終わります。

○議長（関谷 誠君） 町長。

〔町長金長義郎君登壇〕

○町長（金長義郎君） 第1点目の職員の意識の改革といえますか、それに対するご質問かと思えます。

私は、職員も今回の合併の問題を機会に、やはり財政問題、組織のあり方、そういうものについて十分勉強する機会もあったし、自覚は高まっておると、そういうふうに考えておりますが、なお一層研さんに努めるように指導してまいりたいと考えております。

確かにお説のとおり、予算がなくてもできることはあるわけでもありますので、そういう中で知恵を絞りながら、住民福祉の向上のために邁進してまいりたいと考えておるところであります。

それから、地域の文化、コミュニティー、そういうものの振興ということではありますが、お説のとおり旧来の集落らしさ、そういうものがだんだん薄れてきておるということは事実かなと思いますが、そういう中で、やはり先ほど申し上げましたような自治組織を通じながら、そういういいものは残していくということで、今回、これからの予算等の中にも、自治振興交付金等の交付などがございますので、そういうものを通じて、やはり地域のそういうコミュニティーを盛り上げていく、そういうものが大切かなと思っております。

また、公民館講座、そういうものにつきましても、合併して間もないということでもありますので、運用の中で改善すべきものは改善し、工夫しながら進めてまいりたいと考えて

おりますので、よろしく願いをいたしたいと思います。

○議長（関谷 誠君） 21番三村由利子君。

〔21番三村由利子君登壇〕

○21番（三村由利子君） 最後の質問になりますが、合併で職員の意識が大分向上したという大変ありがたいお話を町長からお伺いいたしましたけれども、まず執行部の皆さんがそういう意識を高めない限りは、どんなに机上でいいプランを計画立案しても、これは魂の入らない計画になってしまうのではないかと思うのです。

それで一番肝心なことは、執行部のここにいらっしゃる皆様方が、広くなりました城里町をどの程度ご自分の目で、足で、町内の実態を把握されているかということをお伺いしたいのです。皆さんの中で、常北はもとより桂、七会、くまなく1回自分の足で、目で確かめて歩いたという職員さんは、課長さんたちはどの程度いらっしゃいますか。私は一通り回って、町の隅々まで歩いて、この目で見えてきたという方はおいでになりますか。いらっしゃらないですか。

残念なことに、そのような状況でありますね。

まず、まちづくりをするには、今この城里町の状況がどういう状況かという、目でその現況を的確に把握しておかなければ、心のこもった魂の入ったまちづくりにはつながらないのではないかと思うのです。私は、町長選挙のときくまなく歩きました。しかも、その後も、自分の目でもう一回、七会、桂を見て歩きました。山肌に1軒、ぼつんとうちが建っているところ、あるいは二、三軒、小高いところに集落があるところ、それから非常に丘や谷があり、田んぼのわきに住んでいる方とかいろいろありますね。そういうどうしても行政の光が届かないようなその人たちのところを、皆さんの目で、皆さんの足で、城里町にはこういうところあるんだ、こういうところにもかすかに生活をしていらっしゃる人たちがいるんだということを、私は確かめていただきたいと思うのです。

そして、その上で、ここにはどういうことが必要か、やはり現況を踏まえた事業というものが需要ではないかと思うのです。合併の施策には、他町村でもやってきた類似のいろいろな事業があります。横並びの事業で私は、この城里町の未来は開けないと思うのです。ぜひともこの城里町に合った特色あるまちづくりには、やはり執行部の皆さんが、城里町の現況というものをしっかりと把握した上で、ここにはこういう施策が必要だなと。

例えば、公用車の1台、2台を皆さんのアーティスト、そういう趣味のある方もいるかもしれないので、そういう人たちに車を新しく色を塗り直して、城里号とか何か書きまして町内を一巡する。城里町内を、桂地区、七会地区、毎日のように町内を巡回して、役場はこういうところ、皆さんのところに来ていますよ、ご機嫌伺いに来ていますよと、そういう心を私は見せていただきたい。そして、ひっそりと暮らしているおじいちゃん、おばあちゃんがそれを見て、役場が来てくれているんだな、ご機嫌伺いにそこまで来てくれているんだなという、そういう安心感、そういうものが大変お年寄りを安心させるというこ

とにつながると思うのです。

それは、やはり真心のサービスなのです。1日で回り切れなければ、きょうはこの地区、あしたはこの地区というふうに、そういうものを設定して、やはりお年寄りには何としても、心の支えが必要なわけですから、今どこを向いても高齢者ばかりの生活ですから、そういう人たちに照準を合わせた城里町の特色あるまちづくり、そういうものをぜひともやっていただきたいと思うわけであります。

私は、どうしても、感情的にはなりますけれども、ああいう隅々に、山肌に密かに生活しているああいう人たちを見ると、何としても声をかけたくなくなってしまいます。変わらないですとか、お元気ですかとか、声をかけてしまうような心境にかられるわけですから、どうぞ役場の庁舎内にいらっしゃることも大事かもしれませんが、皆さんで手分けして、町内を巡回されまして、お年寄りに声をかける、そういうこともぜひともこの事業に取り入れていただきたいと思うわけであります。

お金がなくても、そういうことはできるのです。お金がないかわりに、我々は体で町民の皆さんにサービスをしましようという、そのくらいの意気込み、これが必要ではないかと思えます。

それから、先ほど社会福祉協議会の話がありました。社会福祉協議会も一生懸命少ない予算と少ないスタッフで、懸命に社協の事業をやっていただいて、本当に敬服する次第なのですが、前々からこれは言われている一つの課題なのですが、これは旧常北地区においてのことに限らせていただきますが、社協と行政が非常に溝が深い、こういうことも今度の金長町長において、ぜひともこの溝を埋めていただきたい。理解がないというふうに社協から話がありました。行政が理解がない、そういう話を前々から私は聞いておりますので、何としても社協の力もお借りしなければ、この事業といえますか、まちづくりはできませんけれども、まちづくりをするために社協と行政、この溝をしっかりと埋めていただいて、心を一つしてこの高齢化社会に対応していただくようお願いしたいと思います。これは、旧常北地区のことです。桂、七会地区のことに関しては、私はわかりませんが、社協と行政の課題が一つあるということを町長もお含みいただきたいと思えます。

それからコミュニティーの問題ですが、コミュニティーというのは町民の生活基盤であるというふうに言われておりますので、この支援体制です。コミュニティー文化事業を継承していくためには、行政の支援が非常に欠かせないものになっております。これまで昔から言われております井戸端会議、それが今ではコミュニティーというふうに言われておるわけですが、地域のコミュニティーを活発にする方法はいろいろあるわけですが、地域で皆さんが持っているいろいろな能力、例えば高齢者の皆さんが戦前、戦中、戦後のそういう話を若い人たちに集まってするとか、私は病気になったけれどもこういうふうにして病気を克服したとか、そういう健康体験教室、子育てを経験した人

が、子育てあるいは教育についての悩みやそういう問題もサークルで発表し合うということ、それから趣味サークル、そういうものの集団の皆さんが発表を持てるような支援体制も必要かなと思います。

そういうことで、最初は数人でやっても、だんだんにそれが何十人という活動に膨らむことによって、お互いが楽しみ、お互いの信頼関係ができて、情報交換することによって地域が支え合い、そして助け合うという精神が、私はそこから育っていくような気がいたします。人間は孤独感に、特に高齢者は寂しさや孤独感にさいなまれることが多いわけですから、そういう人たちをいやす方法としても、このコミュニティー文化、こういうものをぜひとも継承していくために、行政の支援が大事かなと思います。

それから、このコミュニティーが活発になるということは、地域が生き生きするということにつながりますので、強いて言えば合併の効果、合併してよかったなというような実感を持たせるということにもつながると思いますので、このコミュニティー文化の継承は、最も重要かなと思いますので、町民の皆さんの生活の基盤であるコミュニティー文化を、これからも強力に推し進めていただきたいと思うわけであります。

以上で、すべての質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（関谷 誠君） 町長。

〔町長金長義郎君登壇〕

○町長（金長義郎君） 職員の皆さんも、自分の目で町内を見てはいかがかというご提案でございますが、私も同感であります。これは、何も職務として歩かなくても、休日、休みの日です、そういうものを利用しながら、やはり職員として自分の地域がどうなっているのかと、そういうものを見ながら自動車で回るとか、あるいはハイキングしながら歩くとか、私はそういうことも非常に大事であると思っておりましたので、まことに同感であります。職員に、そういうことを勧めてまいりたいと考えております。

それから、社協と行政の溝が深いというようなお話もございましたが、やはりそういうことがあるとすれば埋めながら、社会福祉協議会、行政も一体として地域の福祉向上のためにやっていくということが必要であると思っております。

それから、自治組織といいますか、コミュニティーとか文化活動の行政の支援ということも、大変必要であると思っておりますが、住民の方々も自助努力、そういうこともひっくるめて、やはり行政と住民がそういう中で一体として、地域の活性化を図っていく、そういうことが大事なのかなと思っております。

また、芸能発表の機会、3月13日にこのコミセンで、春祭芸能発表でしたか、春祭文化祭でしたかありました。私も行きましたが、意外にお客さんが少ないというような感じを持ちました。PRが足りなかったのか、それとも、そういう発表のせっかくの機会、せっかくの場所ですので、そういう中でももう少しPRしながら発表の機会が持てれば、なお励みになるのかなと、そういう感じを持ったわけであります。そういうことも総合的にひ

つくるめまして、今後検討をしながら当たってまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（関谷 誠君） 以上で、通告第7号、21番三村由利子君の一般質問を終結いたします。

ただいま12番澤田豊一君が出席しました。

次に、通告第8号、20番寺田和郎君の発言を許可いたします。

20番寺田和郎君。

〔20番寺田和郎君登壇〕

○20番（寺田和郎君） 20番寺田であります。

私は、さきに通告しました新しいまちづくりにつきまして、4点に絞って質問をいたします。

前の質問者からも、金長町長の誕生につきましてご祝辞等がありましたが、私からも一言お祝いを申し述べたいと思います。

町長には、厳しい選挙戦に打ち勝って、見事当選の栄冠を手にとられましたことに、心からお祝いを申し上げます。これからの新しいまちづくりを、町民の皆さんに公約されたことを基本に大いに手腕を発揮され、ご活躍されますことを期待するものであります。

それでは、質問に入ります。

前の質問者と重複する面もあるかと思いますが、まず第1点としまして、城里町の発足に当たって、地区住民の融和策について伺います。

このことにつきましては、城里広報にもありましたように、3町村の垣根を早く取り払うというような表現をされておりました。また、だれもが一日も早く旧町村意識から脱却をして、新しいまちづくりに努めたいと思っていることであろうかと思っております。このことは、私も大変大切なことであると思っておりますが、この具体策としてどのようなことを考えているか伺いたいと思っております。

次に、第2点として二つほど伺います。

まず、継続事業になっているところの下水道事業についてであります。旧桂村の下水道事業を初めとして、この事業が計画どおり進んでいるのか、また城里町としての全体計画はどのように進められるのかについて伺います。

私としては、この財政逼迫の折、この事業が計画どおり今後継続できるのかどうかについて一抹の不安を抱くと同時に、上水道下水道整備なくして、住みよい町などとは言えないのではないかと思うものであります。私は、この事業を重点施策として、常に意欲的に対処されますことを強く切望するものであります。

次に、123号線のバイパス事業はどのように進められているのか伺いたいと思っております。これらの継続事業につきましては、合併協の協議事項等である程度は理解はしておりますが、今後はどのように進めていくのかについて伺います。

3点目に入ります。

社会福祉協議会の組織について伺います。今までは、それぞれの地域で事業が展開されてきましたが、これらにつきましては、今後の組織体制をどのようにされるのか伺います。

4点としまして、桂地区保健センターの建設について伺います。このことにつきましては、旧桂村の16年度当初の予算書の中に、保健センターの建設に係る調査費が計上されておりましたが、その後、経過につきましてどのようになっているのか伺います。

以上4点について質問をいたします。

○議長（関谷 誠君） 町長。

〔町長金長義郎君登壇〕

○町長（金長義郎君） 20番寺田議員からのご質問でございますが、第1点目の新しいまちづくりの具体策について、新町における各地域住民の融和策についてというご質問でございます。

先ほど三村議員からも同じような内容のご質問がありまして、お答えを申し上げておるところであります。いずれにいたしましてもこの3町村、それぞれ長い年月、歴史、文化、そういうものを経て今回の合併ということになったわけでありますので、私もやはり3町村の今までのそういう中であって、新しい町としての融和を図っていくということが一番大事なのかなと思っておるところであります。

そういう中で、住民の交流を図っていくということで、それぞれで行っております事業展開の中で、3町村の住民の方々がそれぞれ同じような場所、同じようなところで交流が図られるような事業展開を重点的に進めてまいりたい、そういうふうに考えているところでもあります。

次に、下水道事業を初めとして継続事業は計画どおり進められるのかということですが、特に下水道事業についてのお話かと思えます。桂地域では特定環境公共下水道、常北地区では流域下水道ということで、下水道事業を進めております。いずれも、現在のところ計画に沿って進んでおるところであります。特定環境公共下水道につきましては、若干ピッチが早まっている部分もありますので、18年度には下阿野沢、上阿野沢、赤沢、高根等を事業区域として追加をして、整備を進めてまいりたいと考えているところでもあります。

次に、123号のバイパスの工事ですが、123号、桂、常北のバイパス問題ですが、全体として7,600メートルの事業計画がなされております。そのうち特に石塚田町から坏小学校前までの2,000メートル区間を、重点地域として県でも進めていくということで、現在、石塚地区では用地買収、測量、そういうものを進められているところでありまして、坏地区につきましても路線測量が終了したところでもあります。そういう中で、先ほど申し上げましたような2,000メートル区間について、優先的に事業を進めていくというような県の考えでありますので、それらに沿って協力をしてまいりたいと考えて

おります。

次に、社会福祉協議会の組織であります。平成17年の6月1日に、社会福祉協議会の合併を目指して協議を進めております。合併基本項目の一つであります事務所の位置等につきましては、城里町常北の保健福祉センターにおいて、当面の活動の拠点をすることによって進めておるところであります。新しい社会福祉協議会ができましたらば、それぞれ評議員、理事、そういうものの選任をいたして具体的な活動に入ってまいり、そういう考えでおりますので、よろしくお願いをしたいと思っております。

次に、保健センターの建設、桂地区の建設についてどうなっているのかという話でございますが、平成16年度に基本設計等の予算を計上いたしました。これらについては内部の事務レベルにおきまして、桂村総合保健センターの検討委員会というものをつくりまして、内部でいろいろ検討をいたしました。2万3,000人のこの町に保健センターが2カ所あるわけです。そういう中で、新しく同じようなものをつくっていくという考えではなくて、それらを補完するものとしてどういう活動をしていくのかということで、保健センターの新設はしないというような結論で現在進んでいるところでもあります。

今後は、既存の施設、公民館、そういうものを生かしながら、常北地区の保健センター、七会地区の保健センター、そういうものとリンクさせながら住民が利用していくということが一番いいのではないかと。そういうことで、現在進めておるところでありますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（関谷 誠君） 20番寺田和郎君。

〔20番寺田和郎君登壇〕

○20番（寺田和郎君） 町の今後の融和策につきましては了解しました。

それから、下水道事業につきましても理解をいたしました。私としましては、住民の皆さんも大変心配しておりますので、ぜひ計画どおり進められますことをお願いしておきたいと思っております。

先日、17日の常任委員会の中で、合併浄化槽の話が出ましたが、ここで合併浄化槽について伺います。

新年度、17年度の予算に、7人槽、5人槽、合わせて50基ほどの予算が計上してあります。その説明がありました。私は、平成15年3月の定例会の一般質問の中におきまして、余談として、当時3月3日の朝日新聞に出ました「広がる合併浄化槽」という見出しで、山梨県の牧丘町のやり方が出ておりました。町自体で、各家庭の合併浄化槽を町が設備して、それを維持管理している旨の話をしたことがあります。実は、このような方式を旧緒川村で平成13年度から取り入れているとの話を聞きましたが、ご存じかどうか伺いたしたいと思います。

我が町でも、検討の余地があるのではないかとと思いますが、この点につきまして、どのように考えているか、あわせて伺いたしたいと思います。

保健センターにつきましては、県内のほとんどの自治体がこのような施設を有しております。もちろん名称こそ違うかもしれませんが、常北地区、七会地区にも整備されております。現在の高齢化が進む社会におかれましては、桂地区においてもぜひ必要であると思っております。

そこで、私は次のようなことを提案したいと思っております。現在の桂支所のあいている部屋を有効に活用してみたいかかと考えておりますが、この件につきまして、町長のお考えを再度伺いたいと思っております。

○議長（関谷 誠君） 町長。

〔町長金長義郎君登壇〕

○町長（金長義郎君） 再質問の第1点目の下水道事業の中で、特に合併浄化槽の設置と管理の問題かと思っておりますが、議員お説のとおり、合併浄化槽を設置してその管理を公共がやっている、そういう地域がございます。いわゆる今の補助制度の中での合併浄化槽の設置というのは、個人の施設というようなとらえ方でやっているわけですが、これを公共が個人の土地を借りて設置して、その管理を公共がやっている。そういう考え方に立っているのではないかと考えております。

いずれにいたしましても、この排水処理等については、コミュニティプラント、また合併浄化槽、流域下水道事業、特定環境下水道、農業集落排水事業、いろいろな形でそれぞれ国土交通省、厚生省、そういうものが入り乱れて事業を行っておるといような現状がありますが、ようやく一元化の兆しが見えてきて、そういう処理体系の予算を一つにして、その中でどう案分していくかという、そういう政策転換が行われつつあるといような中でありますが、今申し上げましたように、合併浄化槽の公設管理、そういうところについては、私も秩父の小鹿野町あたりを見てきたことがあります。そういう中で、合併浄化槽を広域組合でもって物を買って、それを給付といいますか、そういうことをしながら管理をしていく。いろいろなやり方があると思っておりますが、やはり地形的なもの、今までの合併浄化槽の設置の経過、そういうものを踏まえながらよく検討してまいりたい、そういうふうに考えております。

それから、保健センターの件について、桂支所の空き室等を利用してということのご提案ですが、先ほどの事務担当者の検討委員会の中でもそういう話も出ております。私も10日ほど前に、常北の保健センターの入り口で、桂の青山の方に行き会いました。10時ちょっと過ぎごろですか。きょうは何事と言ったらば、ここのトレーニングジムへ来たんだよということで、そういう傾向にもなっておるといことも事実ですが、やはりそういう中で、総体的に新しい2万3,000人の町の中でどういうものが必要なのか、どういうものを設置しなければならない、それぞれの地域、地区という考えばかりではなくて、広く検討をしながら、そういう既存の施設等の再利用を図っていくべきである、そういうふうに考えております。

○議長（関谷 誠君） 20番寺田和郎君。

○20番（寺田和郎君） これで質問を終わります。

○議長（関谷 誠君） 以上で、通告第8号、20番寺田和郎君の一般質問を終結いたします。

次に、通告第9号、22番松崎信一君の発言を許可いたします。

22番松崎信一君。

〔22番松崎信一君登壇〕

○22番（松崎信一君） 質問の前に、金長町長のすばらしい成績でのご当選、まことにおめでとうございます。ぜひとも町民に訴えたこと、討議資料にもありますように、誠実、公平を貫いていただきたいと思います。城里町の誕生には、何回かの合併協議会があり、大変な努力をなされたとも聞いております。

3月11日の新聞報道によれば、順調に合併が進めば、県内の市町村数は来年3月までに44に再編される見通しであると。また、隣接地の市町村では、おおむね一般会計、特別会計予算が減額であり、赤字体質の国保病院が閉院になるなど、財政圧迫が背景にあるためどこの自治体でも苦勞しているようであります。また、特別職の歳費の減や合併に伴い市、町民の声として、各地で議員や農業委員の数が多いなどとの声もあり、削減の署名運動が行われている地区もあるとか。合併に伴い、早く垣根を取り払う意見など、さまざまな考えがありますが、いずれにしても、本町もスタートしたばかりであります。合併前の1町2村のよくないところは直し、よいところは伸ばす。忘れてはいけないことは、町長のためでも、議員や農業委員会のためでもなく、もちろん役場職員のためでもなく、町民のための合併であることを忘れず、これから平成17年度一般会計、特別会計の予算について幾つか伺いたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

1点目、歳入の部の町税であります。旧1町2村の平成16年度合計は約17億8,000万円であり、城里町本年度の予算額が若干減額であります。これはどのような理由なのか。

2点目、地方交付税が1町2村で35億7,000万円であるが、本年度城里町予算見積もりは約38億3,000万円と増額となっております。この最大の理由は何か。そして将来、この見通しは明るいかどうか伺いたします。

3点目、地方債につきましては、16年度当初、1町2村合計額は約17億9,000万円ありますが、城里町の本年度予算見積もりは約8億5,400万円と大幅な減であります。これはどういうことが考えられているのか。平成16年度の旧桂村予算の9億2,000万円より少ないが、これで住民生活の合併してよかったという町民の期待が得られるのかどうか伺いたします。

4点目、繰入金約16億あったものが、城里町予算見積もりは約3億2,400万円と大幅な歳入減となっております。この大きな原因はどのようなものが考えられるのか。また、算出基準を簡単にご説明願います。

5点目、16年度の旧1町2村の歳入合計が113億9,854万9,000円で、本年度の城里町一般会計予算合計93億9,700万円、差し引き約20億の減となります。本当に、福祉も教育も、町民の方々の満足度を満たせるのかどうかお伺いいたします。

6点目、歳入の大きな目玉である基金、本年度計上額3億2,482万7,000円は、将来的に継続これができるのかどうか。現在の基金の残高と将来の見通しについて、先ほどと重複しますが、再度お伺いいたします。

続きまして、一般会計歳出の方へ入ります。

歳出総額93億9,700万円、この数字を仮に100としますと、人件費が全体の約24%を示しております。私がいろいろ調査してみたところ、旧常北地区の町税は10億8,000万円に対し人件費は10億1,600万円、旧桂地区においては、4億7,000万円に対し人件費は7億5,000万円、旧七会地区においては、2億2,600万円に対して人件費は5億4,500万円。このようなことが将来も続いたらば、しょうがないでは済まされない。何かの政策を考えなければならないと私は思いますが、町長のご所見をお伺いいたします。

2点目、本年度からは、旧七会地区の区長さんが、合併に伴いできたことも事実であります。区長さんの仕事といえば、地区住民からの狭隘道路の拡幅や、下水排水災害対策など、町に対しての要望が大半を占めていることは理解できます。この区長さんの役割といえば、できてもともと、できなければ悪く言われ、なかなか若い人では区長をお受けできない。役場に要望、陳情をするのも年間どのくらい出向くのか。また、地区の将来についての対話など、非常に大変な役目であることを、ぜひ執行部の皆さん方には理解していただきたいと述べておきたいと思えます。

金があれば、執行部も苦労しないはず。旧常北地区は、去年は人口1万3,600人でわずか2億円、桂地区は約7,000人で中学校改築などがありました約12億8,000万円、七会地区は5億4,868万円、合計20億3,640万円、普通建設事業費がございました。本年度はどうでしょう。土木費の合計が8億9,696万1,000円、これで各地区の区長さんからの町への要望が住民に伝わるのでしょうか。ご意見をお伺いいたします。

大型箱物開発などは、旧常北地区はもう3年間じっと我慢してきたはずでありますので、当たり前のことです。ただ、インフラ整備までできないようでは非常に困ります。町長のご意見をお伺いいたします。

3点目、どんなに予算編成が大変でも、地方交付税が減となっても、建設債が減となっても、福祉と教育については一番削りやすい弱いところでもあります。特に私は、教育費に関しましては、全体予算の10%を割るようでは、教育優先の町とは言えないと従来から思っております。今度の選挙期間中も、金長さんは余り教育のこと、福祉のことは言っていない。隊長に聞いてくれと、私にこのような声がたくさんございました。施政方針の中にもありましたように、私も一安心いたしました。非常に立派な考え方であると認識しております。再度、教育と福祉のこの予算について、町長のご意見をお伺いいたします。

4点目としまして、本年度の予算の中で、委託費のことが大きなウエートを占めております。例えば、温泉施設でございますが、使用料合計が1億8,585万9,000円見込み、城里町からの一般会計からの持ち出し金2億1,057万3,000円、差し引き約2,772万円。最初から赤字予算編成では困ると私は思うのですが、町長のご意見をお伺いいたします。

5点目、観光施設使用料でございますが、3カ所合計で8,328万2,000円の収入に対し、支出が山びこの郷を除いて2カ所で8,773万7,000円、いずれにしても、支出の方が上回っていることも事実であります。基金も底辺が見えてきている厳しい財政の城里町、この町も大きな改革を行わなければならないはずであります。赤字でもしようがないというような時代はとっくに過ぎていると私はと思いますが、せめてプラマイゼロぐらいに努力することも必要ではないかと思っております。執行部の考えをお伺いいたします。

続いて、6点目といたしまして、平成17年度一般会計、特別会計を含めた旧1町2村の起債合計額と、墓地等の借入金も含めた借入金返済計画を詳しくお伺いいたします。

7点目といたしまして、特別会計予算については、全協で詳しく説明していただいたので、内容については理解できましたけれども、一番大切な収入源である集金の対策と滞納の処理方法について、執行部のご意見をお伺いしたいと思います。

8点目、特別会計予算の中で、国民健康保険診療所特別会計は、旧常北地区ではありませんが、一般財源からの持ち出し分が大きい診療所のあり方を今後の予算編成を交えてお伺いしたいと思います。

9点目、公共下水道事業、農業集落排水事業の特別会計の中では、旧七会地区については、まだ全く未知数であるわけで、旧常北地区でも、桂地区でも、未着工のところがたくさんあるはずであります。ただ、城里町の全部の税金から、旧七会村民の方も負担していることを念頭に置いていただきたい。また、公平に使用することを努力してほしいものがあります。なぜかと言えば、受益者の負担は5%に過ぎないからであります。一刻も早い整備を各地区公平にお願いしたい旨、ご意見をお伺いしたいと思っております。

10点目、続いて水道事業の特別会計でございます。水道事業会計につきましては、まだまだ旧常北地区は昔ながらの石綿管であります。消火栓設置ができていないところもたくさんあるはずですが、ところが、旧七会地区には、水道がまだ通っていないところもたくさんある。早急に対応してほしいと思っておりますが、全体の計画についてお伺いしたいと思っております。

続きまして、合併に伴う機構改革についてお伺いしたいと思います。

職員数276名、臨時職員数も入れると大変な大所帯になるわけでございますが、人件費の件でも先ほど述べましたが、きちんとした対応ができていますのかどうか。私は非常に不安でありますので、幾つかお伺いしたいと思います。

まず第1点目としまして、町長公室と総務課の役割分担ではありますが、町長公室は8名の職員さんがおり、総務課は12名であります。この中で、広域行政と総務課の行政とはど

のような意味なのか、詳しく内容についてご説明願います。また、どこまでがどうだという線引きはしているのかどうかお伺いしたいと思います。

2点目、本町の中では企画財政課と管財課というのができました。職員数合わせて18名であります。何ともなじみのない言葉であります。財政と管財のわかりやすい説明とその情報政策とはどのようなものがあるのか。そして、管財課の業務の中で検査業務がありますが、法的な国家資格を持っている者が従事しているのかどうか。そして、4月から12月までの9カ月間、この検査業務は、公共工事予算減の中どのような業務を行うのか。建築、官公需などの検査は無資格でできるのかどうか、お伺いしたいと存じます。

3点目、保健課と健康福祉課総勢30名であります。私には、この課は兄弟のようにも感じますが、この課を分断されたメリットは、そして健康福祉課の中の健康増進とありますが、これは産業振興課でもよいのではないかなど。施設管理は産業振興課担当であり、このような区別で何とも紛らわしい、私には理解できません。どのように町民に周知させるのでしょうか、お伺いいたしたいと思います。

4点目としまして、建設課と都市計画課であります。これは総勢17名であります。改良と建築開発を分けたように、非常に中身の分担がわかりづらい。建築開発と住宅、これはどこが違うのか。ここに本来の技術者を張りつけているかどうかお伺いいたします。

5点目、教育委員会学校教育課と教育委員会生涯学習課も学校体育課と社会体育課の違い、五つのグループ名になっておりますが、理解できるようご説明願います。

6点目、最後になりますが、私、先日、桂支所と七会支所に一般町民として、先ほどの三村議員さんの中にもありましたが、実際に見てきました。小林議員さんからも駐車場問題でもありましたが、余りにもこの石塚の本庁舎周りが、何か狭く感じる。合併に伴ういろいろな弊害はあるかもわかりませんが、垣根を取り払うにはまず初めに、役場職員さん同士が理解し、現在はまだまだ互いに手さぐりの状態かなど。議会議員42名の顔と名前が一致しないのでは、早く何かの方法を考えなければいけないと私は思いますが、そのような対応を考えているのかどうか、お伺いいたしたいと思います。

ただ、きょうも何人かの傍聴者の方が来ておりますが、町民の皆さんには、だんだんという言葉は通用しない。まず初めに、町民の皆さんへのあいさつから周知させなければならぬと私は思いますが、そのような指導を何かで、だれが行うのかお伺いいたします。特に、本庁舎2階は、以前より、電気は明るいのですが非常に暗く、重いイメージがあるため、その課は他の課の見本となるよう考えていただきたいものであります。そして大事なことは、桂支所、七会支所さんに来庁する町民の方に、温かい思いやりと、不便になったというようなことを言われぬような対応を考えているのかどうか、お伺いいたします。

一日も早く風通しのよいまちづくりにしていただきたいことをお願いし、1回目の質問を終了いたします。ありがとうございました。

○議長（関谷 誠君） 町長。

〔町長金長義郎君登壇〕

○町長（金長義郎君） 22番松崎議員からの一般質問でございますが、一般行政全般についてということで、その中で、平成17年度の城里町の一般会計、特別会計の予算編成についてと、それから合併に伴う機構改革についてという2点でございます。

その中で、まず第1点目としまして、町税の収入が旧1町2村の合計より減額になっている。どのようなことが理由なのかというご質問でございますが、この町税の総額につきましては0.8%の減額ということになっております。個人、法人の町民税、軽自動車税等につきましては微増となっておりますが、固定資産税とたばこ税、入湯税につきましては前年対比減となっておりますというのが理由でございます。固定資産税の減につきましては、ゴルフ場の固定資産税の評価額の基準が改正をされまして、山林部分は山林課税になったと、いわゆる芝生の部分は芝生、山林の部分は山林ということで減額になっておることでございます。

それから、償却資産につきましては、N T Tや東京電力関係の大規模な償却資産の減によって税収が減っておる。また、旧桂村の大手工場の営業停止や日本自動車研究所の試験場の工事関係等の事業所が撤退によって減額になっておる。そういうことが主な減額でございます。

次に、2点目としましては、地方交付税がやや前3町村の合計額より多くなっておるが最大の理由は何かと、また将来の見通しはどういうふうになっているのかということでございますが、普通交付税で申し上げますと、前年対比で4.3%弱の減となっておりますが、合併特例債の措置分を含めまして、前年対比で2.7%の減となっております。増額の理由としましては、普通と特別交付税における合併特例債の措置分として見込みました3億8,200万円がふえておる要因であります。

いずれにしても、議員ご承知のように、交付税につきましては、財政需要額と基準の収入額との差額が交付税となって入ってくるということでもありますので、それらの算定方法が変わることによって、将来もふえるか減るかということもありますが、なかなか法人税、収税、消費税、そういうものは伸びないということになってきますと、将来的には交付税全体が非常に厳しいものであるかと、そういうふうには考えております。

3点目としまして、地方債が対16年度比大幅な減額になっておると、その要因といたしましては、桂中学校の建設工事、七会村の村営住宅の建設工事、そういうものが終了いたしました、そういうことで地方債が減額になっておる大きな理由であります。

いずれにしても、新町の総合建設計画にのっとりまして、今後の城里町の公債費の比率等、そういうものを十分見きわめながら、地方債の適切な活用を図ってまいりたい。いずれにしても、地方債そのものは借金でありますので、そういうものを含めて、全体として今後も対応してまいりたい、そういうふうと考えております。

4点目としまして、繰入金が大幅に前年対比減っておるというのは、その原因は何かと

ということでございますが、非常に基金残高も減っております。平成17年度当初予算編成後では、基金残高が約17億円ということになっておりまして、そういう中で財政調整基金が4億、減債基金で1億2,600万円ということでありまして、いずれにしても、このような形で将来、基金を取り崩していくということになりますれば、やはり基金も底をつくというような状況も十分考えられますので、そういう部分も含めて今後の健全財政の運営に当たってまいりたい、そのように考えております。

5点目としまして、17年度の一般会計予算、総額として93億9,700万円ということで、16年度の3町村の予算総額から見て、約20億の減になっているというのは事実であります。そういう中で、町民の満足度が満たせるのかどうかというご質問でございますが、いずれにしても、補助金、交付税、そういうものの歳入減に伴いまして、税財源の措置がなされていない、また自主財源が乏しい。そういう中で、今後にわたって健全財政を維持していくためには、やはり予算規模も縮小せざるを得ない。そういう考えは持っているわけですが、そういう中で、細かな施策をしながら、住民のニーズや希望にこたえるようなまちづくりに向けて、今後進めてまいりたいと考えております。

6点目といたしましては、基金についてでございますが、現在の基金残高と将来の見通しということでありまして、現在の主な基金残高、財政調整基金約4億700万円、減債基金が1億1,100万円、ふるさと創生基金が1億7,500万円、地域振興基金1,500万円、福祉基金2億7,500万円、公共施設整備基金3億7,200万円、家族旅行村の基金が2,500万円、生活環境整備基金が2億8,200万円、ふるさと水と土保全対策基金400万円、番場まつの福祉基金1,400万円、地域下水道基金1,800万円、介護給付基金準備金1億200万円、国保支払準備基金1億7,500万円、ざっとそういう基金を持っておるわけでありまして。

100万円以下は省略をさせていただきましたが、それら基金につきましては、今後の予算の編成に当たっては、基金の目的に沿ったものに充当をしながら、施策の重要度や対費用効果等も視点に入れながら、繰り入れをしていきたいと考えておるところであります。

続きまして、歳出でございますが、歳出総額に占める人件費が全体の約24%を占めておる、何か対策があるのかというご質問かと思いますが、議員ご指摘のように、確かに人件費が24%弱を占めておるわけでありまして、人件費の抑制につきましては、今後、簡素で効率的な行政運営を目指していくとともに、これからの複雑多様化する行政需要にも対応をしながら、町の財政現状を踏まえて、定員の適正化計画の策定をして、なお一層職員の人件費、そういうものについての適正管理に努めてまいりたいと考えております。

2点目としましては、区長さんの町への要望が住民に伝わるのか、また今回のような予算ではインフラ整備を進める上でそれらの要望にこたえられるのかというようなご質問かと思いますが、確かに区長さんにはいろいろ日ごろより町政全般にわたってご協力をいただいております、感謝をいたしておるところであります。先ほど三村議員さんからも話がありましたように、要望陳情、そういうこともあります、地域の一つの柱として、やはり区

長さんの地域コミュニティーを守っていく、つくっていく、そういう視点に立ってのご努力をお願いしたいと、そういうふうにも考えております。

本年度の投資的経費7億6,500万円でありまして、予算総額の8.1%となっております。こういう中で、今後は経常経費等の見直しを行い、地域住民の生活環境に密着した事業、そういうものを採択しながらやっていきたい、そういうふうを考えておるわけでありまして。

また、12歳までの医療費の無料化、消防署の設置、コミュニティバスの整備事業、新町建設計画における予算を計上いたしました。これらの行政運営に当たりましては、区長さん方のご意見など地元のご意見などを吸い上げながら、なお一層努めてまいりたいと考えております。

続きまして、3点目としましては、教育費に関して、全体予算の10%を割るようでは教育優先の町とは言えないというようなご質問ではございますが、あわせて福祉の問題であります。教育と福祉の予算であります。今ほど申し上げましたように、医療費の無料化、12歳までのそういうものを進めながら保護者の負担軽減を図る、また健康検診や予防生活支援等の事業の実施、小松小学校の屋内運動場の設計委託、また英語助手の配置、小中学校へのコンピューターの整備と、教室からインターネット接続環境の整備や学習機会の拡充など、今後もそれら事務事業の厳選によって、なお一層効果的な予算配分をいたしまして、教育と福祉の充実に努めてまいりたいと考えております。

4点目としまして、委託費の問題であります。例えば温泉施設の中で、使用料の合計が1億8,585万9,000円、一般会計からの持ち出しが2億1,357万3,000円と、当初から赤字といたしますか、最初から収入に対して支出が多いというようなことはいかなるものかということのご質問かと思っております。私も、これは当然のご質問かと思っております。現在、これらの経費につきましては、それぞれの担当部署より聞き取り調査、そういうものも行ってありますので、そういう中で十分に検討をしながら、運営費ばかりではなくて、減価償却、起債の償還、そういうものを含めてトータルの中でどう対処していけばいいのかということ踏まえながら、検討をしてまいりたいと考えております。

5点目として、観光施設利用料の問題であります。やはりこれも収入と支出のバランスがとれていない、プラスマイナスゼロになっていないだろうと、お説のとおりであります。これらにつきましても、収入の増加を図るか、支出の削減を図るかということで、バランスをとっていく必要があると、そういうふうと考えておりますので、今後の維持管理計画等、調査検討をいたしまして、それらに対処してまいりたいと考えております。

6点目としまして、17年度一般会計、特別会計を含めた旧1町2村起債合計額と墓地等の借入金の返済計画についてということでございますが、17年度の起債の予定額は一般会計で8億5,450万円、特別会計で5億8,270万円を予定しております。いわゆる公債費比率が15%に達すると財政運営上の危険信号がつく、20%で赤信号がつく、そういうふう一般的に言われておるわけでありまして、城里町においてもいずれ公債費は15%に達する

であろうというような黄色信号がちらちらしているというようなことを意識しながら、今後、地方債の借入金の償還や高利率の地方債の借りかえ等ができれば、そういうものも含めて努力してまいりたいと考えておるところであります。

また、墓地の借入金につきましては、開発公社に対しての債務保証であると思いますが、平成16年度末で9億917万2,000円あるわけであります。本年度元利金利1億1,468万6,000円の返済金を計上しております。これらについては、平成21年度償還目標に計画をしておりますが、現在、中止となっておりますので、そういうものについても十分現地調査、またいろいろな方々のご意見を聞きながら、今後の町の財政負担にならないように、十分に検討をしてまいりたいと考えておるところであります。

続いて、滞納処理の方法の問題であります。

それぞれ一般会計の税務、それから国民健康保険、公共料金である下水道とか、住宅使用料、水道料金、そういうものも含めて集金対策、滞納については、やはり横の連絡をとりながら当たっていかなければならない。特定の人はいくつも滞納をしておるというケースが多いわけであります。そういう中で、税負担の公平性、公正性、そういうものを保っていくためには、やはりそれぞれの負担額において当然負担をしていただくということは、それぞれの義務があると思いますので、そういうことを踏まえながら担当課職員、徴収員そういうもの等の対策会議、そういうものを設けまして、横の連絡をとりながら滞納整理に当たってまいりたいと、そういうふうと考えておるところであります。

8点目といたしましては、診療所の特別会計の一般財源の持ち出しが多いが、診療所のあり方についてどうなのかというご質問かと思っております。私も、過般、診療所のお医者さん、歯科医師を含めて今回5人の城里町にお医者さんがいるわけですが、その方々と懇談をいたしました。現状、今後のあり方、そういうものをよく現場の状況も聞きながらということで、私も対処してまいりたいと考えております。

やはり、経済的な問題ばかりで割り切れない問題もそこには潜んでいるということも、十分私も認識をいたしております。地域の医療、安全、そういうものをどう守っていくかということも、行政としての大切な役目であると思いますが、民で持つべきは民、行政でどうしてもやらなければならないところはやっていかなければならないのかなど、そういうふうにも考えておりますので、これらについても十分検討をしながら、一つの企業会計と見れば経済効率も加えた中での地域医療を守っていくということが大事かと思っておりますので、よく検討をしてまいりたいと考えております。

9点目として、下水道の整備を一刻も早くということでございます。確かに下水道整備が済んだところ、現在進行中のところ、もう間もなく着工できそうなところ、それからいつになったらできるんだろうかというような地域、これはいろいろな地域もありますし、とらえ方もあると思います。

確かに個人負担が平均的に5%、農業集落排水事業等の例をとりますれば、起債、補助

金、そういうものも入れて平均的に 600万円とか 700万円が1個かかるということは、これが現実であります。そういう中で、そのうちの5%を各個人が負担をしていただくわけですが、起債、補助金、そういうものについては、一般的には税で負担をしておるわけありますので、それらの恩恵に預からない地域等も十分考慮しながら、現在、下水道整備の手法そのものは、いろいろなやり方があると思いますので、例えば、合併浄化槽はもう少し、いずれにしても山間地域についてはそういうものを強力に推進して行って、経費削減を図っていくとかそういうこともありますので、全体的な中で住民生活が便利になるような方法をとってまいりたいと考えております。

10点目として、石綿管の問題と、また七会地区の水道の問題であります。

やはり均衡ある地域発展をしていくというためには、七会地区の水道については、先般も一般質問でありましたが、できるだけ早く着工をして、全町に水道施設が行きわたるような施策を進めてまいりたいと考えておるわけであります。

また、常北地区の配水管の総延長 168キロありますが、これらの中に石綿管の部分が6%含まれているということでありましたが、こういうことにつきましても、できるだけ早い機会に補助事業等に合わせて解消してまいりたいと考えておるところであります。

次に、合併に伴う機構改革ということでありましたが、発足してまだ2カ月にならないわけでありましたが、合併時にいろいろ検討を加えながら、それぞれの組織を立ち上げたわけですが、私はその組織をつくる時に、やはり常に見直しをしなければだめだ。走り出しながら考える部分もあるが、半年、1年、そういう中で、不合理なところは直していく、そういうスタンスが必要だろうということで、主張をしてきております。

必ずしも今回の組織が完全、完璧であるとは思っておりません。そういう中で、住民の方々にどうサービスを低下させないでやっていけるかということが一番大事なスタンスかなと思いますので、固定的な考えは持つておるわけではありませんが、それぞれ現在の形で不合理なところはその原因等を検討しながら、直すべきところは1年たったら直すとか、半年たったら直すとか、そういうことで進めていくということが一番いいのではないかと、そういうふうに考えておるわけです。

町長公室と総務課の役割分担ということでありましたが、これらにつきましては、それぞれの事務分掌の中でやっておりますが、やはり組織そのものというのは、余り縦割りできっちりやっていくと、隣の仕事には手を出さない、そういう公務員意識もありますので、幾らかもやもやしたところがあるのも、これも必要ではないかと。そういうことはお互い協力していくということも非常に大切である、そういうふうにも思っております。現在の事務分掌の中で、それぞれやっておるわけです。

2点目の企画財政と管財課であります。確かに新しく管財課というのを設けました。そういう中で、やはり入札とか庁舎管理とか、財産管理とか、そういうものを一つのまとまりでやっていこうということが趣旨であります。そういう中で、企画財政、管財、それ

それぞれの持ち分を持って、企画財政については財政企画調整、合併管理、情報政策、そういうことでやっておるわけですが、情報政策等について特にご質問あったようでありますが、総合行政のネットワークのシステム、県のブロードバンドネットワークのシステム、そういういわゆるIT化に伴った情報管理、そういうものを特に扱っていくということで、そういう担当を設けておるわけでありませう。

また、管財課であります、適正な、先ほど申し上げましたように工事検査、入札、そういうものを含めて、管財で行うということで、工事検査、そういうものにつきましても、建設工事業務委託、物品購入等の契約、それらまでもやっていくということで、管財課を設けたわけでありませう。

次に、保健課と健康福祉課ですが、確かに名前が似たようなところでありませう。先ほど申し上げましたように、定規で引いたように線が引けないところがなかなかあれなのですが、やはりそれぞれの課、それぞれの担当、それは住民のサービス、住民のニーズにこたえるためには、どういうのが一番いいのかということで、職員そのものも、あちこちではなくて、全般的に見ていくということが大事かと思ひます。

しかし、総体的に保健課は国民健康保険、介護保険、老人保健等の関係を受け持つ。また、健康福祉課については、障害者の問題、生活困窮者の問題、児童の援護、福祉業務、住民の健康管理、健康検診、そういうものを含めてやっていくということで分けてあります。

健康増進については、産業振興課ではいかがかということでありますが、総体的には健康福祉課のエリアではなかろうかと、そういうふうにご考へておひます。

次に、建設課と都市計画課の問題ですが、建設課については改良、維持、用地及び登記の3グループで構成をしておるところであります。また、都市計画課については、都市計画、住宅、建築開発の3グループでそれぞれ担当をしておるわけであります。技術職員につきましても、1級土木施行管理士が2名、2級の土木施行管理士が1名、測量士が1名おひます。さらに、行政書士の資格者が1名の配置をいたしておひますので、そういう中で事業を進めてまいりたいと、そういうふうにご考へておるところであります。

次に、第5点目に、教育委員会の学校教育課及び生涯学習課の件であります、学校教育課につきましても、庶務グループ、学校教育、施設、そういう三つのグループで構成をいたしておひまして、それぞれ学校グループにつきましても、学校の教職員に関する事務の問題、義務教育に対する保健補助、養護等の認定、幼児教育の振興、学校保健、給食、奨学資金、そういうものを扱う分野を担当している。それから、施設グループについては、学校施設の整備計画、工事計画の策定、財産の取得、そういうものを主に扱っていく。

次に、生涯学習課であります、いわゆる社会教育、昔で言へば社会教育の分野であります。生涯学習と社会体育の2グループで構成をいたしておひまして、生涯学習施設の整備及び管理運営、人権教育、視聴覚教育、それから各種講座、研修会、町の生涯学習に関

する事務全般を取り扱っていく。

それから、体育グループにつきましては、スポーツ振興審議会、体育指導員等の問題、社会体育の企画、指導、そういうものを扱っていくということで分類をしておるわけでありまして。

それと、学校体育と社会体育の問題であります。学校体育は学校における教育の体育の分野でありまして、体育という教科をどのように実践し、体系づけていくかということでありまして。対象は限定をされて、児童生徒はその対象者ということでありまして。

社会体育につきましては、学校体育以外の体育でありまして、対象は、いわゆる児童生徒の学校以外の活動、それから社会全般の町民の方々を対象した体育という考えで進めておるところであります。

それから第6点としては、職員同志の理解を深める、それから住民に対するあいさつとというようなことで、だんだんということではなくて、早急とというようなご説でございますが、私もそういうふうな考えに立って、早急にそういうことも浸透させるような手段を講じてまいりたいと考えておるわけでありまして。

合併をして日も間もないということでありまして、やはり職員も明るいイメージで言えば、住民の方も来庁した方々が明るい気持ちで役場の中に入ってもらえる。そういうことで、サービス業だというような観念に立って、住民の方に接していただければということも私も考えております。そして、風通しのいい楽しい職場にしながら、それが住民に対するサービスとして返っていく、そういうものを目指してまいりたいと考えておりますので、よろしく願いをいたします。

○議長（関谷 誠君） 22番松崎信一君。

〔22番松崎信一君登壇〕

○22番（松崎信一君） 町長も幾らかもやもやが、一刻も早くもやもやじゃなくて、今度はせいせいという言葉になっていただきたい。

また町長、早く歩かないでくださいというのですが、早いですから、私よりも多分早く歩くんじゃないかと思うのですが、そのような中で、1点目の一般会計、特別会計の予算の件でございますけれども、2点について、とにかく城里町がまだスタートしたばかりであります。ちなみに、1町2村の借金の合計でございますが、一般会計の方では約140億、特別会計が約146億、合計286億であります。現在。城里町町民1人あたりにしますと、借金が124万円あります。そのような中、旧常北は「広報じょうほく」の中で、台所事情というものをいち早く町民に知らせた経緯がございます。前執行者が任期途中でできなかった開発公社の改革とか、委託費用、一般会計から持ち出さなくても管理運営ができるような努力。

城里町の本年度予算編成の中では、合併後初めての予算でありますので、町民の期待も大いにあったはずであります。先ほども申し上げましたが、合併してよかったと思われる

ような予算だろうか。合併前の事務レベルでの協議内容、その辺のところは町民の皆さんは全くわかりません。

その一つの例を挙げると、商工会そのものの補助金が40%以上もカット、また農業の予算も非常に厳しい、よりにもよって商工会と言えば、冬ですけれども、夕方6時になれば石塚駅前通りはすべて戸閉めの状態。若い経営者に対して、行政は何か手助けができないものかなど。それが第1点目です。

2点目、合併して財源も厳しいことは十分町民の方もわかっているはずであります。しかしながら、今回の予算の中にもありましたが、子ども会育成の補助金まで全額カット。若いお父さん、お母さんが私に、きのうですか、憤りを感じているということをおっしゃいました。子供は宝だなんていう言葉を言わないでくれよ、委員長。何か別な予算を削減してほしいんだよ、というような意見がございました。指で職員さんの数の多さと、議員も多いんじゃないかと、そういう若いお父さん、お母さんの声に、何か私も知らんふりはできないような考えでありました。

例えば、先日もございましたが、給食費の件でございますけれども、パートさんがいるかいなか、1人削減したみたいですが、組合委員さんからの委員は多数ある。そのことも頭にぜひ入れておいていただきたい。私は教員で採用されているのに、合併して東茨城郡にもほかにも例にないような昼休み、休憩時間帯もできないような、本来やるべき仕事ではないんじゃないかと。何なのかと。不満の声があることも覚えておいていただきたい。

そして、その他多数不満もありますが、まずは最初のスタート予算であります。私はその方に言いました。先ほど町長も言っておりましたが、予算成立後、執行部において現場の声をよく聞いていただきますと。100%まではできないけれども、事務レベルだけではよりよい方向に対応したというようなことを思っほしくない、私は強く思っております。町長の先ほどのあれではないですが、もやもやという件に、もやもやになっているかどうかわかりませんが、その辺のところをもう少し考えていただきたい。

それから、町民の皆様にも、特に学校関係の父兄の皆様にも、私もPTA会長の出身でございますが、ぜひわかってほしいこともあります。それは、1町2村合わせて基金の残高がもう約17億8,000万円しかない状況で、執行部の中にも、予算編成に関しては、企画財政、大蔵省とでも言いますか、そこに各課の課長が直接談判して、けんか腰で、昨年まではこの補助金はあったろうと、委託料はどうだったんだと、あったろうと、確保に努めていることも、町民の皆さんにも理解していただきたい。特に企画財政課は、金があるならば出してあげたいなどの心情を察してほしいんだと。

私は、議員の在任特例2年間ということに関しましては、基本的には反対であります。数が多く経費がかかり、だれのための合併かなどと言う方も非常に最近は多くなっております。その中で、町長の歳費5%削減がさきの新聞に出ておりました。職員の給与もダウ

ンしております。努力しているのというようなご意見もございますが、ただ、今回の本会議一般質問においても、各地区の代表議員の方が、自分の地域の身びいきともとれるような、思われるような熱心なご意見は痛いほど心に伝わっております。

旧御前山の四季彩館のような民間による経営方針策や、1年たっても土地は借地、建物は戸閉め状態の物産センター、そして墓地の用地取得での借入金返済対策など、お金のやりくりで何もできなかった。ただ、この改革は、町長も言われているように、心を鬼にしてやらなければならない問題であります。中でも、特に人件費、委託費、補助金など、町長は逃げずに、前向きで町民のために頑張ってもらいたい。

38歳で私が尊敬する当選しました元常北町長は、全部が私に賛成してくれるとは思いませんが、ただ常に前向きに、私もそういう気持ちであります。常に矢面になることは町長つらいと思えることではあります、強いその辺の決心のほどを再度町長に、お昼は過ぎておりますが、お聞きしたいと思っております。

2点目の機構改革につきましては、事務レベルでの対応はよくわかりました。町民レベルでの対応はまだなっていないと、まず私は、職員間のコミュニケーションをどうするか。先輩がほうき、ぞうきんを持っているときに、後輩が、片手に弁当で8時半ぎりぎりのご出勤はどうだろうか。朝、役場本庁舎に町民が訪れたときに、笑顔でおはようございますと声かけられているのかどうか。

昨年10月、いろいろな箇所でも台風災害がありましたが、非常に大変な時期に、また予算編成のときに、国県の補助の件もありますが、もう3月22日、春ともなれば、田畑の作業も始まってくるでしょう。農作業にまで悪影響を及ぼすようでは困ります。災害対策の早期の件もよく考えていただきたい。事務レベルの横のつながりのごたごたで、町民に迷惑をかけては困ります。

町長、やってみせて、やらせて、そしてほめる。これは小学校の先生がよく言うことであります。初心に戻りやらなければ、その牽引役は町長であります。大いに期待し、質問を終了したいと思っております。

○議長（関谷 誠君） 町長。

〔町長金長義郎君登壇〕

○町長（金長義郎君） 総体的に、確かに3町村合併をいたしまして、それぞれの予算編成をいたした中で、今回の17年度予算ということでご提案申し上げておるわけですが、そういう中で、やはり物事の根幹をもう少し精査しなければならないということもございしますが、早急にそういうものを精査しながら、どう処理をし、どう対応をしていけばいいのかということをお早急に検討をして、進めてまいりたいと考えておるところであります。

細かい予算等につきましても、なお足りない部分、そういうものにつきましても、いずれ補正等をお願いする部分もあると思っております、よろしくお願いをいたしたいと思っております。

それから、職員の問題であります。議員ご説のとおり、やはり非常に職員間のコミュニケーション、そういうものが大事かと思えます。先ほど申し上げましたように、そういう中で職員が融和を図って、にこにこした顔で住民に接していければ、住民も安心できる。そういうことで、災害復旧の事業の問題ではありませんが、横の連絡を十分にとりながら、できるだけ早く融和を図って、住民に不便、不満を来さないような対応をとってまいりたいと考えておるところであります。

○22番（松崎信一君） よろしくお願ひします。

○議長（関谷 誠君） 以上で、通告第9号、22番松崎信一君の一般質問を終結いたします。

本日の日程はすべて終了いたしました。

なお、第9日目は、あす3月23日午後1時から再開し、通告第10号、17番藤咲徳治君の一般質問から入ります。

散会の宣告

○議長（関谷 誠君） 本日はこれにて散会いたします。

大変お疲れさまでした。

午後零時08分散会

第 4 号

[3 月 23 日]

平成17年第1回
城里町議会定例会会議録 第4号

平成17年3月23日 午後1時05分開議

1. 応招議員

1番	寺門博志君	22番	松崎信一君
2番	多田政士君	23番	小松崎三夫君
3番	阿久津則男君	24番	鯉渕秀雄君
4番	桐原健一君	25番	根本正典君
5番	所和明君	26番	大座畑洋二君
6番	飯村吉伊君	27番	森田勝一君
7番	小林祥宏君	28番	浅野壽一君
8番	小田部博夫君	29番	桧山年載君
9番	仲田澄雄君	30番	阿久津尚一君
10番	玉川台俊君	31番	小坪孝君
11番	南條治君	32番	小松文良君
12番	澤田豊一君	33番	清水進喜君
13番	金子栄治君	34番	小林宏君
14番	加藤文夫君	35番	福田定夫君
15番	杉山清君	36番	保坂藤吾君
16番	川井昇君	37番	宮本仁君
17番	藤咲徳治君	38番	石崎貞夫君
18番	佐藤國保君	39番	近澤定夫君
19番	羽根石栄一君	40番	篠田守君
20番	寺田和郎君	41番	関谷誠君
21番	三村由利子君	42番	阿久津堅次君

1. 不応招議員

なし

1. 出席議員

1番	寺門博志君	24番	鯉渕秀雄君
2番	多田政士君	25番	根本正典君
3番	阿久津則男君	26番	大座畑洋二君

5番	所	和	明	君	27番	森	田	勝	一	君	
7番	小	林	祥	宏	君	28番	浅	野	壽	一	
8番	小	田	部	博	夫	君	29番	桧	山	年	
10番	玉	川	台	俊	君	30番	阿	久	津	尚	
11番	南	條		治	君	31番	小	坏		孝	
12番	澤	田	豊	一	君	32番	小	松	文	良	
13番	金	子	栄	治	君	33番	清	水	進	喜	
14番	加	藤	文	夫	君	34番	小	林		宏	
15番	杉	山		清	君	35番	福	田	定	夫	
16番	川	井		昇	君	36番	保	坂	藤	吾	
17番	藤	咲	德	治	君	37番	宮	本		仁	
18番	佐	藤	國	保	君	38番	石	崎	貞	夫	
19番	羽	根	石	栄	一	君	39番	近	澤	定	
20番	寺	田	和	郎	君	40番	篠	田		守	
21番	三	村	由	利	子	君	41番	関	谷		誠
22番	松	崎	信	一	君	42番	阿	久	津	堅	
23番	小	松	崎	三	夫	君					

1. 欠席議員

4番	桐	原	健	一	君	9番	仲	田	澄	雄	君
6番	飯	村	吉	伊	君						

1. 説明のため出席した者の職氏名

町		長	金	長	義	郎
教	育	長	森	木	義	男
町	長	公	室	長	富	永
総	務	課	長	森	島	哲
企	画	財	政	課	長	加
管	財	課	長	海	野	勝
税	務	課	長	加	倉	井
町	民	課	長	丹	下	栄
保	険	課	長	仲	田	政
健	康	福	祉	課	長	綿
産	業	振	興	課	長	高
建	設	課	長	川	又	憲
						明

都 市 計 画 課 長	杉 山 勝 男
下 水 道 課 長	小 林 修 一
会 計 課 長	小 林 陸 春
水 道 課 長	阿久津 和 文
農 業 委 員 会 事 務 局 長	河原井 宗 蔵
教 育 委 員 会 学 校 教 育 課 長	所 道 彦
教 育 委 員 会 生 涯 学 習 課 長	岩 下 泉
桂 支 所 長	谷 津 信 雄
七 会 支 所 長	富 田 一 郎
診 療 所 事 務 長	盛 田 守

1. 職務のため出席した者の氏名

議 会 事 務 局 長	田 上 勤
局 長 補 佐	菊 地 良 子
局 長 補 佐	小 林 恵 子
書 記	鯉 淵 和 己
書 記	佐 藤 幸

1. 議事日程

議 事 日 程 第 4 号

平成17年3月23日（水曜日）

午後1時05分開議

日程第1 一般質問

1. 本日の会議に付した事件

一般質問

午後1時05分開議

議員の出欠

○議長（関谷 誠君） 議員各位には、何かとご多用のところご出席をいただき、大変ご苦勞さまです。

ただいまの出席議員数は37名です。欠席、4番桐原健一君、6番飯村吉伊君、9番仲田澄雄君。遅刻、16番川井 昇君、32番小松文良君。ほか全員出席であります。

開議の宣告

- 議長（関谷 誠君） 定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。
なお、説明のため、町長、教育長、室長、課長、局長、支所長、事務長が出席しております。
傍聴人17名を許可いたしました。

一般質問

- 議長（関谷 誠君） 本日は、一般質問から入ります。
通告第10号、17番藤咲徳治君の発言を許可いたします。
17番藤咲徳治君。

〔17番藤咲徳治君登壇〕

- 17番（藤咲徳治君） 質問に入る前に、まず金長町長に初代町長就任のお祝いを申し上げます。どうぞよろしくお願いします。

私は、この町長選の結果は、町民の、再びあのような事件を起こさないでほしいという強い意思のあらわれではないかと考えます。この町民の意思を町政の中でどのように生かしていくのか、町長自身はもちろん、我々議員も問われているものと思います。私は、あのような旧常北町であった事件を再発させないための最大のかぎは、徹底した情報公開と住民参加にあると考えています。この二つは表裏一体をなすものです。住民参加を進めるためには、大前提に情報公開がなければなりません。そういう立場から幾つか私なりの提案を行います。前向きにご検討いただき、町長のお考えを答弁いただきたいと思います。

まず第一に、入札情報の公表を図ることについてであります。汚職事件を起こさないために必要なことは、入札情報の全面的な公開です。町長選の選挙公報で、町長は、清潔、クリーンな町政を第一に掲げています。さらに、今度こそ清潔な、安定した町政を実現してほしいということではないでしょうかと述べ、町民の期待が清潔な町政の実現にあることを強調しています。

その点では、平成12年11月、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律、13年2月には施行令が施行されました。この適正化法・施行令の積極的な運用を図ることが大切ではないかと考えます。適正化法第8条では、自治体は、入札者名、入札金額、落札者名、落札金額、契約相手氏名、契約金額などを公表しなければならないと明記し、自治体に公表の義務を課しています。つまり、町民や議会のチェック機能が全面的に働く仕組みを求めているのだと思います。施行令第5条第3項では、公衆の閲覧は、閲覧場所を設け、またはインターネットを利用して閲覧に供する方法によらなければならないと定めております。最大の眼目は、入札経過を含めた情報を町民に公表することだと思います。

例えば東京狛江市では、ホームページ上で入札経過調書というもので、入札年月日、件名、公示期間、公示場所、入札参加業者、落札業者、契約方法、予定価格、契約年月日、契約金額などを公表し、さらに1回目の入札金額は幾ら、2回目は幾らなどを入札業者ごとに公表し、回数ごとに詳しく載せています。そして結果は、だれでもいつでも自由に見ることができます。近隣では、笠間市がホームページ上で公表しています。

私は、公表したから談合がゼロになるとは思いませんが、少なくとも徹底した公表によって、限りなくゼロに接近できるのではないかと考えます。公表なくしてゼロになることはあり得ません。入札経過を積極的に公表する、インターネット上で公表するという点については、現在、城里町のホームページで入札情報という欄を新設しました。これまで旧常北町で、私は3回にわたって入札経過の公表を求めてきましたが、実施するまでには至りませんでした。そのようなことから、今回の町の措置を歓迎したいと思います。

そこで、町のホームページ上の入札情報欄の中に入札経過の公表を行う予定があるのかどうかということをお聞きしたいということです。いかがでしょうか。

次に、さらに町政の透明性を高めるために、もっと情報公開を進める必要があると思います。町長の公務日誌、食糧費や交際費の使途を公表するつもりがおありかどうかということです。これも町民が知りたいと思っていることだと思います。さきの事件を受けて、行政と町民が一体になったまちづくりを推進するためには、どうしても行政に対する町民の信頼を得るための積極的な措置が必要です。町長はどのようにお考えでしょうか。

次の質問は、住民参加を進めるためのという項目です。やはり町長の選挙公報では、まちづくりについて、旧3町村の融和を図りながら、だれもが主役の個性豊かな町を目指しますと書かれています。私も全く同感です。私は、旧常北町議会の中で、パブリックコメントの導入や、審査会、各種委員会の町民参加、公募を図るべきだということを求めてまいりました。今こそ、知らしむべからず、よらしむべしといった風潮から脱しなければなりません。行政と町民、議会が一体となって町のことを考える、考えたことは自由に発言できる、発言したことで何ら不利益を受けないといった考えを盛り込んだまちづくり基本条例を制定する必要があるのではないかと思います。そして、その周知を図りながら、町民の中に「自分の町意識」を醸成する必要があるのではないかと考えます。今、町にとって必要なことは、町民の信頼を得るために、最大限の努力を図ることです。そのために、黙って言うことを聞けという態度ではなく、ともに新しいをつくっていこうという姿勢を町の側から示していかなければなりません。

私はこのたび、北海道ニセコ町のまちづくり基本条例を読みました。その中で、情報共有の原則というのが示され、住民参加のまちづくりを進める基本は、町と住民の情報の共有であることを明記し、町の説明責任、参加原則などを定めています。審議会や審査会、調査会、各種委員会には公募の委員を加えるように努めなければならない。また、町には町民からの意見、要望、苦情等への応答義務があるなど、きめ細やかな条例になっていま

す。もちろん、町の施策の計画過程への参加も定めています。まちづくり条例というのは、今全国の自治体の約4分の1、500以上で実施されています。その中には、都市計画など開発行為や環境保全に対するものも含まれていますが、今この町に必要なことは、このような基本理念条例をつくり、住民と行政が一体となったまちづくりを推進する構えを示すことではないかと考えます。町長はどのようにお考えでしょうか。

最後の項目です。ことしは終戦60年、被爆60年の節目に当たる年です。第二次世界大戦における犠牲者は、戦死者、戦線での犠牲者、空襲の死者を合わせて、日本人だけで310万人、アジアの各国政府、公的機関の公式の発表を合計すると2,000万人を超えていると言われています。例外なくすべての日本国民は、空腹を抱えながら戦火におびえ、逃げまどい、あるいは出征した人たちの安全を祈り続けました。

さきのNHKのドキュメント番組で、東京大空襲の様子が特集されました。木造建築の多い東京下町にあわせて開発した焼夷爆弾だそうですが、アメリカの砂漠の中に下町風の木造の家をつくり、実験を重ねていった様子が放映されました。1945年3月10日未明の東京大空襲は、2時間余りの爆撃で10万人が亡くなりました。いまだに正確な死者数は把握されていません。そして過日、その慰霊碑が建立されました。その中で、発起人の海老名香葉子さんが、テレビで、この大空襲をもって戦争が終わっていたら広島も長崎もなかったのにと、涙ながらに語っていたのが印象的でした。しかし、そのような戦争体験を持つ人たちも高齢期を迎えています。

また日本は、世界で唯一の被爆国です。広島、長崎に原爆が投下されて60年になります。核兵器不拡散条約、NPTには現在189カ国が加盟していますが、5年ごとの再検討会議が5月に開かれます。前回の2000年の会議では、核保有国は自国の核兵器の完全な廃絶を達成することを明確に約束するとの最終文書を、アメリカを含む核保有国が合意しました。もちろん、大議論になったそうです。国連を舞台にした国際世論の前にアメリカも最終的に同意せざるを得なかったわけです。これは画期的なことです。

このように、世界は核兵器廃絶の流れが大きな動きを見せています。平和は、人類共通の願いです。今、全国には、核兵器廃絶を願い非核平和宣言をした自治体は全国の80%、約2,600に上ります。戦争体験、戦中戦後の食糧難を経験した人たちも高齢期を迎え、その体験を後世に伝えることが特に意義深くなっています。戦後60年、被爆60年を迎えることしは節目の年です。新しい町の誕生に当たって、平和のメッセージを後世に残すことも行政の仕事ではないかと考えます。平和、安心、安全の町をアピールするために、この町で非核平和都市宣言をする必要があると思いますが、町長、いかがでしょうか。

さらに、特に若い世代、学校の生徒、児童に平和の願いを伝えていく。例えば、写真展をやるとか、高齢者の戦争体験談を聞くなどの教育啓蒙活動が必要だと思いますが、いかがでしょうか。

以上をもって1回目の質問を終わります。

○議長（関谷 誠君） ただいま、16番川井 昇君が出席しました。

また、さらに傍聴人1名を許可いたしました。

町長。

〔町長金長義郎君登壇〕

○町長（金長義郎君） 17番藤咲議員からのご質問でございますが、汚職事件を再発させないためということ、住民参加を進めるために、非核平和を進めるために、3点についてのご質問がございました。これらについて順を追ってご答弁を申し上げます。

第1点目の汚職事件を再発させないためということで、入札情報の積極的な公表をというようなことでありますが、今回の事件に対しまして、私もまことに遺憾であり、残念であると思っております。いずれにいたしましても、首長自身の倫理観、また入札制度に恣意的に介入できない、そういう方法をとっていくべきではなかろうか、そういうふうに私は基本的には思っております。

ご質問の件につきましては、もう既に町のホームページにおいて入札情報として掲載をいたしております。主要な工事に対しては、1件当たりの予定価格が130万円を超えるものについては、予定価格を添えて公開をしておるところであります。これらの内容につきましてはいろいろなご意見もあると思っておりますが、さらに内容を検討しながら入札、落札情報の公開を積極的に進めて、契約事務の公平そして透明化に努めてまいりたいと考えております。入札経過を公表してはどうかということにつきましても、含めて検討してまいりたいと考えております。

続きまして、汚職事件を発生させないために町長交際費等の情報公開の積極的な運用の考えはいかがかということでございますが、交際費のあり方ではありますが、ご承知のように交際費は公金であり、その支出は対外的活動に要するための行政経費であると認識をいたしております。交際費の支出につきましては、公職選挙法や情報公開等からその適正な処理が求められているところであり、さらには現下の厳しい財政状況にも配慮していかなければならないと考えております。

ご質問の交際費の情報公開の考えについてでございますが、プライバシーの保護に配慮しながら、町のホームページで新年度から月ごとに公表をしてまいりたいと考えております。また、城里町になり区域も広がっております、慶弔関係、そういうものもございますが、それらについてもさらに簡素・合理化に努めてまいり、それらの経費等についても十分配慮しながら、町民の皆様のご理解をいただきたいと考えておるところであります。

続きまして、住民参加を進めるためということで、まちづくり基本条例の制定の考えはということですが、私も平成17年度施政方針の中で、町政運営は町民の融和を図りながら、町民一人ひとりの声を大切に、町民参加、協働のまちづくりに全力で取り組むということ表明をいたしておるところであります。よりよいまちづくりには、どうしても町民の力と協力が必要であります。地域の行政は地域自身で決定し、その責任もみずか

ら負うという真の分権型社会の実現には、住民の行政参画が重要なことと認識をしております。

このようなことから、議員ご指摘のまちづくり基本条例をつくってはいかがかということではありますが、私は基本的には、条例を制定するしないにはかかわらず、これからのまちづくりについては非常に重要なことと認識をしております。また、パブリックコメント制、女性の行政参画のあり方、それらに対しましても、いわゆるいろいろな委員会に公募をしてそういう委員さんを登用してはどうかということではありますが、委員会の性質、内容、そういうものもよく検討しながら、できるものは公募するというような委員会もあると思いますが、そういう方向で私も進めてまいりたいということでございます。

次に、非核平和を進めるためにということでございますが、終戦60年、被爆60年の年に当たって、非核平和都市宣言をする考えはあるのかということでございます。また、若年者に対する教育啓蒙が必要と思うが、どうかということでございますが、私もいわゆる戦争体験、戦中派であります。さきの大戦において300万人余の同胞のとうとい命が失われ、飢えと貧困に苦しんで、そういう中から日本が今あるわけではありますが、私も3年ほど前に、昭和20年3月10日の東京大空襲に遭ったという高齢者の方に出て、いろいろお話を聞きました。非常に悲惨な事件といえますか、そういう戦争体験をされた中で、その方は昨年亡くなりましたが、やはりそういうものも語り継いでいく、そういうことも大切ではないかと思っております。こういうものを風化をさせないということで、若い人に教育啓蒙をしていくということも非常に大事であるという考えを持っておるわけであります。

非核平和宣言都市の問題であります。やはり広島、長崎の被爆体験国である日本が、核兵器を廃絶するという事は、イデオロギーを越えてそういうことを叫び続けなければならないと私は思っております。非核というものだけでいきますと、核融合とか核エネルギーとか、いろいろ核の問題がありますが、やはり私は基本的には、核兵器を廃絶ということが大事ではないかと思っております。そういうものを含めて今後十分検討しながら進めてまいりたいと考えておるところであります。

○議長（関谷 誠君） 17番藤咲徳治君。

〔17番藤咲徳治君登壇〕

○17番（藤咲徳治君） 確かに現在、町のホームページで入札情報というコーナーありますね、つくりましたけれども。その中に130万円以上のものを公表するということがありますが、その公表する項目、例えば先ほど言いましたが、件名とか年月日、公示場所、入札業者の指名、入札金額、落札者の氏名、金額、契約相手方の氏名とか金額、そういうこともすべて一覧表みたいにするのかどうかということがまず第1点、もう一回聞きたいと思っております。

さらに、入札の例えば1回目は幾ら、2回目は幾らということで、東京の狛江のこれはすぐに取り入れることができるのですが、そういう項目をとったのですが、そういうこと

でやると、1回目幾ら、2回目幾らというのがすぐわかるのです。だから、そういう形を検討していただきたいというふうに思います。

さらに、町長の交際費の公表も、月ごとに、もちろん相手のプライバシーの侵害についても考慮しながらですが、それをやるということですので、これは多分近隣でも先進的なことだと思いますので、それを期待したいなと思います。

さらに、住民参加をどう進めるかについてですが、例えばこれから各種委員会の公募を可能な限り進めていくということですが、やはり住民参加を具体的に実効あるものとして進めるためには、それなりの時間と、町民に対する働きかけ、啓蒙というのが必要だと思うのです。そういうことで、基本的条例をつくってほしいということを私は申し上げたのですが、そういうこともこれから検討していただくかどうかということ再度お聞きしたいと思います。

さらに、町長の所信表明の中で、行政懇談会とかメールとかアンケートで町民に広報広聴を充実していくということも言われていますが、これは非常にこの住民参加を進めるためにという全体の流れの中では大事なことだと思うのです。先ほど言いましたように、これを具体的に町民が意見を述べたり何かするというのは、なかなか時間がかかると思うのですが、もっと簡便な方法でこういうことも考えられると思います。例えば、広報紙のどこかにはがきを入れて、はがきで意見をいただくというようなこともこれから必要なのではないかと思います。

さらに、そういう意見とか要望とか、いろいろな意見があるわけですが、では町民一人ひとりが町の中のどこにそういう意見を持っていけばいいのかということがなかなかわかりにくいと、開かれた役場とは言いつつもなかなか大変だと思うのですが、その担当窓口をどこにすればいいのかということをお聞きしたいと思います。

最後に、非核平和都市宣言というのは、確かに核兵器廃絶の願いです。さっき 2,600を超える非核都市宣言をしている市町村があると言いましたが、2002年7月15日の段階で 2,651の市町村なのですね。これは今町の数が変わっていますから、どういうふうになっているかちょっとわかりませんが、2002年の段階で 2,651です。そういうことで、これから60年というのは、一人の人間にとっては長いことですが、歴史の中で言うといこの間ですね。だからそういうことで、それすら風化しつつあるということでもありますので、ぜひこれはもう一度検討していただくことはできないだろうかということをお聞きして、2回目の質問といたします。

○議長（関谷 誠君） 町長。

〔町長金長義郎君登壇〕

○町長（金長義郎君） 藤咲議員の2回目のご質問でございますが、第1点目は入札情報についてももう少し詳しく町のホームページに掲載をしてはどうかということではありますが、いずれにいたしましても始まったばかりでありますので、よくいろいろなご意見等も取り

入れながら、透明性、公平性の確保に努めてまいりたいと考えておるところであります。よく検討させていただきたいと思います。

次に、まちづくり基本条例の制定についてということの中で、広報広聴というものについては町長公室が取り扱っている。その町長公室の事務分掌の中でやっております。ただいまご提案の中でのいろいろなご意見も、よくそういう中で検討させていただきたいと思います。先ほども申し上げましたが、委員会等の性質、内容によっては委員さんを公募していくということも私は非常に大事だと思っております。その点につきましては議員と同じような考えでございます。

それから住民参加の問題であります。議員ご指摘のとおり、啓蒙にある程度の時間がかかるということでございますので、よくそういうものを、経過を踏まえまして検討してまいりたいと考えておるところであります。

非核平和宣言都市につきましては、各市町村での立て看板等も見られるとおりでありますが、議員ご指摘のように、かなりの数の町村でやっております。しかし私は、看板立てたからいいというような問題でもないし、やはり精神的な気持ち、こういうものを風化させないような、語り継いでいくような、そういう精神的な要素の方が私はもっと大事なかなという気もいたしておりますので、看板、宣言都市等につきましても十分検討させていただきたいと思います。

○議長（関谷 誠君） 17番藤咲徳治君。

〔17番藤咲徳治君登壇〕

○17番（藤咲徳治君） 2回目の質問で、私もちょっと抜けちゃったのですが、住民参加を進めるための措置として、パブリックコメントについてどうするのかということですが、これは水戸でも既に実施しているし、この4月から友部町も実施するということが新聞でも報道されました。そういうことで、この町でもぜひ計画、町の施策をつくる段階から町民の意見を聞くということも必要なのではないかと思います。やはりこれも町民のそういう啓蒙と、長い蓄積が必要だと思うのですが、例えばほかの町のパブリックコメントの実施状況を見ると、やはりなかなか意見が出てきているという状況ではないのです。そういう点では、長く根気強く意見を聞くことを通じて、町と町民が一体となったまちづくりを進めていく必要があるのではないかと思います。パブリックコメントについてどうなのかということをお聞きしたいと思います。

さらに、もっと町民が自由に物を言える、意見を言えるという一つの方法として、はがきなどの活用ももっと気軽にやれるスタイルとして必要なかなと思いますので、その点の考えもお聞きしたいなというふうに思います。

さらに、非核都市宣言については、今後もぜひ検討していただきたいというふうに思います。

以上で終わります。

○議長（関谷 誠君） 町長。

〔町長金長義郎君登壇〕

○町長（金長義郎君） 議員さんの3回目のご質問にご答弁を申し上げます。

いわゆるパブリックコメント、先ほどの報道にも友部町あたりも取り入れている、そういう記事が出ておりましたが、やはり政策の立案とかそういうことで、広く町民の声をどの段階で聞くかということもやはり大事だと思います。議員さん方のご意見もいろいろ大事にしながら、それ以前の段階で、また町民の方の意見をどういう段階で、どこで聞いていくかということも非常に大事なことだと思っております。また、はがき等によって、町長への手紙とかそういうことのご提案かなと思います。知事への手紙とか、そういうものもありますが、そういう中で、町長公室の広報広聴係の方で十分検討をさせていただきたいと思っております。

○議長（関谷 誠君） 以上で、通告第10号、17番藤咲徳治君の一般質問を終結いたします。

次に、通告第11号、11番南條 治君の発言を許可いたします。

11番南條 治君。

〔11番南條 治君登壇〕

○11番（南條 治君） 質問の前に、金長町長に一言お祝いを申し上げます。このたびの首長選におきまして、合併初の町長になられました金長町長に心よりお祝いを申し上げます。2万3,000有余人の幸せのためご努力くださいますことを心よりお願い申し上げます。

それでは、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

城里町次世代育成支援行動計画書の中で総人口の推移について発表がなされております。総人口についてはほぼ横ばい、平成12年に比べて平成16年は70人の減少、年齢別ではゼロ歳から14歳は平成12年から16年にかけて455人減少。城里町に限らず、国内においてかつて経験したことの無い早さで少子高齢化が進み、本格的な人口減少を迎えております。

地方でも人口減少歯どめのためにいろいろな取り組みをしているようであります。しかし、城里町の総世帯数は、平成7年から12年にかけて564世帯の増加、家族人員数は944人増加となっております。特にこのことについては、新興住宅地の果たす役割はかなり大であると思います。しかしながら、その新興住宅地に通ずる生活道路の整備がおくれているようであります。住民の方のお話を伺いましたら、もう8年もこのままですということでありました。まさに砂利道、砂利道、右に左に水たまりができており、雨上がりということもあって、ただ一言ひどい状況でありました。新天地に夢と期待と希望を持って移り住んだと思うわけであります。このようなことを踏まえて、旧常北町地区のライフライン、線と管、線についての生活道路、3点ほどお伺いをいたします。

まず1点目、町道の総延長距離、2点目、整備状況について何%ぐらいなのか。3点目、

今後どのように進めていくのか、お答えをいただきます。

○議長（関谷 誠君） ただいま、32番小松文良君が出席いたしました。

町長。

〔町長金長義郎君登壇〕

○町長（金長義郎君） 11番南條議員からの一般質問であります。新町の常北地区のライフラインについてということで、特に生活道路の整備についてであります。ただいま議員おっしゃるとおり、いわゆる2030年ごろの人口予測というものが先般出ておりますが、そういう中で、城里地区の人口はほぼ横ばいでいくのではないかと、日本全体は減っていく、極端なことを言いますと、県北地域では半分になる町が出てくる、そういう予測を全国的にしておる統計も出ております。

そういう中で、ただいまのご質問の中では、やはり振興住宅がふえてくる、そういう中で道路整備がどうなのかということかと思いますが、1点目の町道の総延長といいますと、いわゆる総体的には、城里町全体では77万 7,848メートルあるわけです。そのうち常北地区では37万 6,791メートルといいますから、約半分近くが常北地区の道路延長であります。

そういう中で、整備率はどうかということですが、常北地区に限って言いますと、改良率が30.6%、それから舗装率が42.9%という数字になっておるわけです。

3番目の、今後の整備をどうしていくのかということですが、やはり財源が厳しい中でもありますが、生活関連等の道路については早急にやるところはやらなければならない、そういうふうに思っておるところであります。現地の事情、また地権者の問題、いろいろあると思いますが、そういうものを踏まえながら順次整備をしてまいりたいと考えております。

○議長（関谷 誠君） 11番南條 治君。

〔11番南條 治君登壇〕

○11番（南條 治君） 前向きに整備していただけるというお話でございます。

このたびの合併に伴い、旧七会村さんにも今までなかった区長制度がつけられたわけがあります。先日の一般質問において松崎議員さんからお話がありました。生活道路については区長さんに申請書をお願いしているわけですが、地域によって、要望が多いところ、少ないところがあると思います。これはあってしかるべきだと思います。しかし、整備については対等でなければならないと思うわけがあります。申請順番ということだけでなく、悪いところから取り組んでいただきたいと思います。この件につきましては、町長と、地域を熟知しております担当課長からも答弁をお願いいたします。

○議長（関谷 誠君） 町長。

〔町長金長義郎君登壇〕

○町長（金長義郎君） 地域の道路整備等につきましては、やはり区長さんの申請ばかり

ではなくということではありますが、そういうものも踏まえながら、十分に地域状況を把握して整備に努めてまいりたいと考えております。

担当課長にも十分、この前の話ではありませんが、新しい町の中を見ながら、必要な部分についての整備を進めるように申しつけておきますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（関谷 誠君） 11番南條 治君。

〔11番南條 治君登壇〕

○11番（南條 治君） 最初に言いました砂利道、雨が降れば水たまり、晴れば土ぼこり、こういうところについて防じん舗装で対応することができないのかどうか、財政面等々もありますので。防じん舗装でも長いところでは5年から30年もっているところもあるというようなお話も聞きました。早い対応ということで、防じん舗装で対応することができるのかどうか、お伺ひいたします。

○議長（関谷 誠君） 町長。

〔町長金長義郎君登壇〕

○町長（金長義郎君） 道路整備につきましては、確かに規格とか基準とか、そういうものにとらわれていると、金がかかってなかなか道路延長の整備が進まないという点もあります。技術的な面も十分検討しながら、金をかけないでも、防じん舗装のような形でも、若干狭くてもという、砂利道でなければいいというようなところもあると思ひますので、そういう状況による判断をしながら進めてまいりたいと考えております。

○11番（南條 治君） 平成17年度……。

○議長（関谷 誠君） 3回目……。

○11番（南條 治君） これはお礼の言葉なのですけれども。済みません。

平成17年度施政方針の中で、生活道路の維持において保守点検を主に、安全で人に優しい道路整備に努めてまいりますということがあります。必ずや努力していただけることと期待を持ちまして終わりいたします。ありがとうございました。

○議長（関谷 誠君） 以上で、通告第11号、11番南條 治君の一般質問を終結いたします。

ここで暫時休憩いたします。

休憩中に議会運営委員会を開催いたしますので、議会事務局にお集まりください。

午後1時50分休憩

午後2時10分開議

○議長（関谷 誠君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

本日の日程は、すべて終了いたしました。

日程変更について

○議長（関谷 誠君） ここで会期日程の一部変更についてお諮りいたします。

第10日目は本会議の開催予定でしたが、休会とし、第11日目、3月25日は、午後1時30分から再開し、3月15日に付託されました諸議案に対する委員長報告から入りたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関谷 誠君） 異議なしと認めます。第11日目、3月25日は、午後1時30分から再開し、3月15日に付託されました諸議案に対する委員長報告から入ることに決定いたしました。

なお、議員各位に申し上げます。

10分間の休憩後、2時25分からこの場所において議会全員協議会を開催いたしますので、休憩後、引き続き仮議場にご集合ください。

散会の宣告

○議長（関谷 誠君） 本日はこれにて散会いたします。

大変ご苦労さまでした。

午後2時15分散会

第 5 号

[3 月 25 日]

平成17年第1回
城里町議会定例会会議録 第5号

平成17年3月25日 午後1時44分開議

1. 応招議員

1番	寺門博志君	22番	松崎信一君
2番	多田政士君	23番	小松崎三夫君
3番	阿久津則男君	24番	鯉渕秀雄君
4番	桐原健一君	25番	根本正典君
5番	所和明君	26番	大座畑洋二君
6番	飯村吉伊君	27番	森田勝一君
7番	小林祥宏君	28番	浅野壽一君
8番	小田部博夫君	29番	桧山年載君
9番	仲田澄雄君	30番	阿久津尚一君
10番	玉川台俊君	31番	小坪孝君
11番	南條治君	32番	小松文良君
12番	澤田豊一君	33番	清水進喜君
13番	金子栄治君	34番	小林宏君
14番	加藤文夫君	35番	福田定夫君
15番	杉山清君	36番	保坂藤吾君
16番	川井昇君	37番	宮本仁君
17番	藤咲徳治君	38番	石崎貞夫君
18番	佐藤國保君	39番	近澤定夫君
19番	羽根石栄一君	40番	篠田守君
20番	寺田和郎君	41番	関谷誠君
21番	三村由利子君	42番	阿久津堅次君

1. 不応招議員

なし

1. 出席議員

1番	寺門博志君	23番	小松崎三夫君
3番	阿久津則男君	24番	鯉渕秀雄君
5番	所和明君	25番	根本正典君

6番	飯村吉伊君	26番	大座畑洋二君
7番	小林祥宏君	27番	森田勝一君
8番	小田部博夫君	28番	浅野壽一君
9番	仲田澄雄君	29番	桧山年載君
10番	玉川台俊君	30番	阿久津尚一君
11番	南條治君	31番	小塚孝君
12番	澤田豊一君	32番	小松文良君
13番	金子栄治君	33番	清水進喜君
14番	加藤文夫君	34番	小林宏君
15番	杉山清君	35番	福田定夫君
16番	川井昇君	36番	保坂藤吾君
17番	藤咲徳治君	37番	宮本仁君
18番	佐藤國保君	38番	石崎貞夫君
19番	羽根石栄一君	39番	近澤定夫君
20番	寺田和郎君	40番	篠田守君
21番	三村由利子君	41番	関谷誠君
22番	松崎信一君	42番	阿久津堅次君

1. 欠席議員

2番	多田政士君	4番	桐原健一君
----	-------	----	-------

1. 説明のため出席した者の職氏名

町		長	金長義郎
教	育	長	森木義男
町	長公室	長	富永郁夫
総	務課	長	森島哲男
企	画財政課	長	加藤木昭博
管	財課	長	海野勝美
税	務課	長	加倉井一史
町	民課	長	丹下栄一
保	険課	長	仲田政男
健	康福祉課	長	綿引昭治
産	業振興課	長	高橋洋造
建	設課	長	川又憲明
都	市計画課	長	杉山勝男

下水道課長	小林修一
会計課長	小林陸春
下水道課長	阿久津和文
農業委員会事務局長	河原井宗蔵
教育委員会学校教育課長	所道彦
教育委員会生涯学習課長	岩下泉
桂支所長	谷津信雄
七会支所長	富田一郎
診療所事務長	盛田守

1. 職務のため出席した者の氏名

議会事務局長	田上勤
局長補佐	菊地良子
局長補佐	小林恵子
書記	鯉淵和己
書記	佐藤宰

1. 議事日程

議事日程第5号

平成17年3月25日（金曜日）

午後1時44分開議

（第1号）

- 日程第3 承認第18号 専決処分第18号の承認を求めることについて（城里町税条例の一部を改正する条例）
- 日程第4 議案第1号 城里町運動公園設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第5 議案第2号 城里町使用料及び手数料条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第8号 茨城租税債権管理機構規約の改正について
- 日程第12 議案第9号 水戸地方広域市町村圏事務組合規約の変更について
- 日程第13 議案第10号 城里町過疎地域自立促進計画について
- 日程第14 議案第11号 城里町公の施設の指定管理者の指定について
- 日程第15 議案第12号 町道路線の廃止について
- 日程第16 議案第13号 町道路線の認定について
- 日程第17 議案第14号 平成16年度城里町一般会計予算について

- 日程第18 議案第15号 平成16年度城里町国民健康保険特別会計予算について
- 日程第19 議案第16号 平成16年度城里町老人保健特別会計予算について
- 日程第20 議案第17号 平成16年度城里町介護保険特別会計予算について
- 日程第21 議案第18号 平成16年度城里町下水道事業特別会計予算について
- 日程第22 議案第19号 平成16年度城里町農業集落排水事業特別会計予算について
- 日程第23 議案第20号 平成16年度城里町簡易水道事業特別会計予算について
- 日程第24 議案第21号 平成16年度城里町水道事業会計予算について
- 日程第25 議案第22号 平成17年度城里町一般会計予算について
- 日程第26 議案第23号 平成17年度城里町国民健康保険特別会計予算について
- 日程第27 議案第24号 平成17年度城里町老人保健特別会計予算について
- 日程第28 議案第25号 平成17年度城里町介護保険特別会計予算について
- 日程第29 議案第26号 平成17年度城里町下水道事業特別会計予算について
- 日程第30 議案第27号 平成17年度城里町農業集落排水事業特別会計予算について
- 日程第31 議案第28号 平成17年度城里町簡易水道事業特別会計予算について
- 日程第32 議案第29号 平成17年度城里町水道事業会計予算について
- 日程第36 選挙第8号 城里町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙について
- 日程第37 請願第1号 地方財政の拡充を求める請願書
- 日程第38 請願第2号 城里町大字赤沢を城里町大字御前山に名称の変更を求める請願
- 日程第39 陳情第1号 「市場化テスト」や「給与構造見直し」に反対する意見書の採択を求める陳情
- 日程第40 陳情第2号 北朝鮮による拉致事件について最も詳しく記述している中学校公民教科書の採択を求める陳情
- 日程第41 報告第3号 城里町次世代育成支援行動計画
- 日程第42 報告第4号 城里町議会情報公開条例施行規則の制定
- 日程第43 報告第5号 城里町議会個人情報保護条例施行規則の制定
- 日程第44 報告第6号 城里町議会事務局処務規程の制定
- 日程第45 報告第7号 城里町議会公印規程の制定

(第2号)

- 追加日程第1 議案第33号 城里町助役の選任につき同意を求めることについて
- 議案第34号 城里町収入役の選任につき同意を求めることについて

(第3号)

- 追加日程第1 発議第5号 城里町政治倫理条例調査特別委員会の設置について

1. 本日の会議に付した事件

(第1号)

承認第18号

議案第1号

議案第2号

議案第8号

議案第9号

議案第10号

議案第11号

議案第12号

議案第13号

議案第14号

議案第15号

議案第16号

議案第17号

議案第18号

議案第19号

議案第20号

議案第21号

議案第22号

議案第23号

議案第24号

議案第25号

議案第26号

議案第27号

議案第28号

議案第29号

選挙第8号

請願第1号

請願第2号

陳情第1号

陳情第2号

報告第3号

報告第4号

報告第5号

報告第6号
報告第7号
(第2号)
議案第33号
議案第34号
(第3号)
発議第5号

午後1時44分開議

議員の出欠

○議長（関谷 誠君） 議員各位には、何かとご多用のところご出席をいただき、大変ご苦労さまです。

ただいまの出席議員数は40名です。欠席、2番多田政士君、4番桐原健一君。ほか全員出席であります。

開議の宣告

○議長（関谷 誠君） 定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

なお、説明のため、町長、教育長、室長、課長、局長、支所長、事務長が出席しております。

傍聴人8名を許可いたしました。

議案第14号～議案第29号委員長報告

○議長（関谷 誠君） 本日は、委員長報告から入ります。

所管の常任委員会に付託されておりました議案第14号 平成16年度城里町一般会計予算についてないし議案第29号 平成17年度城里町水道事業会計予算について、各常任委員会において審議の結果について、各常任委員長より報告を求めます。

初めに、総務常任委員長の報告を求めます。

34番小林 宏君。

〔総務常任委員長小林 宏君登壇〕

○総務常任委員長（小林 宏君） ご報告申し上げます。

今期町議会定例会において総務常任委員会に付託になりました議案第14号 平成16年度城里町一般会計予算（所管分）、議案第22号 平成17年度城里町一般会計予算（所管分）について審査の経過と結果を、会議規則第40条第1項の規定に基づきご報告申し上げます。

ます。

当委員会は3月16日に、役場委員会室において開催いたしました。出席者は、小林 宏、阿久津 尚一、保坂藤吾、森田勝一、鯉淵秀雄、三村由利子、川井 昇、杉山 清、仲田澄雄、小田部博夫、小林祥宏の各委員、議会より議長、執行部から町長公室長、総務課長、企画財政課長、管財課長、税務課長、会計課長、桂支所長、七会支所長、議会事務局より局長、菊地補佐が出席しました。

審査の方法については、議案第14号 平成16年度城里町一般会計予算（所管分）、議案第22号 平成17年度城里町一般会計予算（所管分）を、それぞれ担当課長から事項別明細書により歳入、歳出の順に説明を受け審査に入りました。

それでは、議案第14号 平成16年度城里町一般会計予算の歳入歳出の所管分について、審査の過程で質疑の対象となった主なものについてご報告申し上げます。

総務課所管の歳入では、消防費国庫補助金について、消防自動車購入の補助金も入っているのか。歳出では、自治振興費の内容の詳細についての質疑がありました。

企画財政課所管の歳入では、地方債について、起債の事業項目ごとのリースと借り入れ先は政府資金なのか。歳出では、健康増進施設、直売所設計委託料は、請負額の何%を計上したのか、どんなものをつくるのか、質疑がありました。

健康増進施設、直売所建設については、直売所の運営等を含め、基本計画を明確にしてから建設することはできないのか、平成17年度へ送るということも考えて十分検討してほしいという意見がありました。

管財課所管の歳入では、老人福祉センター厨房貸し付け料の契約額と契約期間について質疑がありました。

税務課所管分の歳入では、督促料について何件分を見込んだのかの質疑がありました。

質疑が終了し、議案第14号 平成16年度城里町一般会計予算（所管分）については、採決を行い、全会一致で原案のとおり可決するものと決定しました。

続きまして、議案第22号 平成17年度城里町一般会計予算の歳入歳出の所管分についての、審査の過程で質疑の対象となった主なものについてご報告申し上げます。

総務課所管の歳入では、選挙費用委託金の在外選挙特別経費の関連で、国政選挙で該当する在外選挙制度の町民への広報はどう考えているのか。歳出では、消防施設費の防火水槽設置について、何基つくるのか、また、コンクリート製でなく、地震などの災害に強く経費のかからない、移設可能なタンク式を検討するよう要望がありました。

企画財政課所管の歳入では、基金の項目とそれぞれの金額は幾らか、場外車券売り場交付金の収入の算出根拠について質疑がありました。また、地方交付税の特別交付金は過大見積もりではないかという意見がありました。歳出では、公債費の関連で、返済金のピーク時は何年度か、補助金は旧3町村の合併に比べると、城里町での予算計上が少なくなっているが、削減はどのようにしたのか、質疑がありました。委託料については、契約期間

の見直しや、契約内容についての検討をすべきであるとの意見も出ました。また、物品や燃料の購入についても経費削減に努めるよう要望がありました。さらに関連で、コミュニティバスの運行については、平成18年度から開始できるよう要望がありました。

管財課所管の歳出では、自動車購入費について、どのような自動車を購入するのか、公用車廃車業務委託費について、廃車する公用車の予定台数は何台か、質疑がありました。

税務課所管の歳入では、ゴルフ場利用交付金で、ゴルフ場の数と利用者数について、町税の滞納状況について、滞納額は幾らあるのか、企業の倒産や個人破産などで徴収できる可能性のないものを残せば滞納額は減るのでないかと、また、新たな財源の確保が必要であるが、その予定があるのか、また今後の見通しについて質疑がありました。

質疑が終了し、議案第22号 平成17年度城里町一般会計予算（所管分）について採決を行い、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

よろしくご賛同を賜りますようお願い申し上げます、ご報告といたします。

○議長（関谷 誠君） 次に、民生常任委員長の報告を求めます。

40番篠田 守君。

〔民生常任委員長篠田 守君登壇〕

○民生常任委員長（篠田 守君） ご報告申し上げます。

今期町議会定例会において、民生常任委員会に付託になりました議案第14号 平成16年度城里町一般会計予算（所轄分）、議案第15号 平成16年度国民健康保険特別会計予算、議案第16号 平成16年度城里町老人保健特別会計予算、議案第17号 平成16年度城里町介護保険特別会計予算、議案第22号 平成17年度城里町一般会計予算（所轄分）、議案第23号 平成17年度城里町国民健康保険特別会計予算、議案第24号 平成17年度城里町老人保健特別会計予算、議案第25号 平成17年度介護保険特別会計予算についての審査の経過と結果を、会議規則第40条第1項の規定に基づきご報告いたします。

当委員会は3月17日、役場委員会室において開催いたしました。出席委員は、篠田 守、羽根石栄一、阿久津堅次、関谷 誠、近澤定夫、宮本 仁、桧山年載、大座畑洋二、藤咲徳治、加藤文夫、多田政士の各委員、執行部からは町民課長、保険課長、健康福祉課長、診療所事務長。議会事務局より局長、小林補佐が出席いたしました。

審査の方法については、議案第14号 平成16年度城里町一般会計予算（所轄分）ないし議案第17号 平成16年度城里町介護保険特別会計予算、議案第22号 平成17年度城里町一般会計予算（所轄分）ないし議案第25号 平成17年度城里町介護保険特別会計予算の順に、それぞれの担当課長から、順次明細書により歳入、歳出の順に説明を受け、審査に入りました。

それでは、審査の過程で質疑の対象となった主なものについて報告いたします。

議案第14号 平成16年度城里町一般会計予算（所轄分）の町民課所管の歳出については、犬登録電算委託料が計上されているが、城里町では何頭ぐらい登録されているのか。ふん

対策についてはどのように進めていくのかなどの質疑がありました。

健康福祉課所管の歳入で、番場まつの福祉基金について、きょうまで目的に沿って旧常北町で利用してきたが、合併により、旧桂・七会地区にも拡大すると思われるが、この辺のところの了解等の話し合いをする予定であるのかと質疑があり、また、当事者とよく協議して有効に使っていただきたいとの意見がありました。歳出については、老人福祉センターやまゆり荘の職員は、正職員なのか、臨時職員なのか。また、カラオケが設置されていると思うが、著作権はどのようになっているのか。老人福祉センター費計上の賃金は、桂老人福祉センターの2名分ということだが、どのような金額で支払っているのかなどの質疑がありました。

議案第15号 平成16年度城里町国民健康保険特別会計予算（事業勘定）の歳出について、国保加入世帯は全世帯の何%ぐらいか、基金の現在の積立金は幾らか、葬祭費と一般会計環境衛生費に計上の火葬費補助は両方もらえるのかなどの質疑がありました。

議案第16号 平成16年度城里町老人保健特別会計予算並びに議案第17号 平成16年度城里町介護保険特別会計予算の質疑はありませんでした。

ここで、議案第14号 平成16年度城里町一般会計予算（所轄分）、議案第15号 平成16年度城里町国民健康保険特別会計予算、議案第16号 平成16年度城里町老人保健特別会計予算、議案第17号 平成16年度城里町介護保険特別会計予算、以上4議案について採決を行い、全会一致により原案どおり可決すべきものと決定しました。

続いて、議案第22号 平成17年度城里町一般会計予算（所轄分）の町民課所管の歳出について、戸籍関係の委託料、使用料及び賃借料の予算がかなり多いが、検討する余地はないか。戸籍関係の書類は、本所、支所どちらでも全地区の住民がとれるのか。戸籍総合システム業務委託料が計上されているが、プライバシーの保護についてはどのような管理体制をとるのかなどの質疑がありました。

健康福祉課所管の歳出について、町社会福祉協議会への補助金の計上は、6月に社会福祉協議会が合併するが、その前の四、五月の暫定分なのか、老人福祉センター高田荘には常駐者がいるのかなどの質疑があり、また、高田荘については管理運営をきちんとして有効利用をしていただきたいとの意見がありました。

議案第23号 平成17年度城里町国民健康保険特別会計予算（施設勘定）の歳入について、一般会計繰入金計上されているが、最終的にどのくらいの金額になる見込みかとの質疑があり、また、診療所のあり方が見直されてきている中で、繰入金がこれ以上ふえないように、さらに減額になるように努力していただきたいとの要望がありました。

議案第24号 平成17年度城里町老人保健特別会計予算並びに議案第25号 平成17年度城里町介護保険特別会計予算についての質疑はありませんでした。

最後に、議案第22号 平成17年度城里町一般会計予算（所轄分）、議案第23号 平成17年度城里町国民健康保険特別会計予算、議案第24号 平成17年度城里町老人保健特別会計

予算、議案第25号 平成17年度城里町介護保険特別会計予算、以上4議案についての採決を行い、全会一致により原案どおり可決すべきものと決定しました。

よろしくご賛同を賜りますようお願い申し上げます、報告といたします。

○議長（関谷 誠君） 次に、教育経済常任委員長の報告を求めます。

22番松崎信一君。

〔教育経済常任委員長松崎信一君登壇〕

○教育経済常任委員長（松崎信一君） ご報告いたします。

今期町議会定例会において、教育経済常任委員会に付託となりました議案第14号 平成16年度城里町一般会計予算（所管分）、議案第22号 平成17年度城里町一般会計予算（所管分）について、以上2議案についての審査の経過と結果を会議規則第40条第1項の規定に基づきご報告いたします。

当委員会は、平成17年3月16日に役場会議室において開催いたしました。出席委員は、松崎、澤田、石崎、清水、小松、佐藤、玉川、阿久津、寺門の各委員、執行部から産業振興課長、農業委員会事務局長、学校教育課長、生涯学習課長、議会事務局より小林局長補佐、鯉淵書記が出席いたしました。

審査の方法につきましては、議案第14号 平成16年度城里町一般会計予算（所管分）、議案第22号 平成17年度城里町一般会計予算（所管分）の順に行いました。

各予算書の順番に従い、それぞれの担当課長から歳入、歳出の順に説明を受け、審査に入りました。

それでは、審査の過程で質疑の対象となった主なものについてご報告いたします。

平成16年度予算所管分の歳入歳出については、各課で事業が残っているように思われるが、これから発注するのか。また、現在実施している事業については、工期内に完了するのか。幼稚園費については、私立幼稚園の就園奨励補助金は園に出るのか、園児に出るのか。町外から通っている人には出て、町内から町外へ通う人には出ないのかとの質疑がなされ、次に、商工費の町の物産センターへの貸付金についての説明を求め、設立の経緯と収支決算書の提出を求めました。

続きまして、平成17年度一般会計予算（所管分）の歳入についてであります。使用料のホロルの湯の入場者の減は、どのくらいと予想しているのか。教育費県補助金の緊急雇用創出基金の事業の減は雇用者の減によるものと思われるが、これは児童数の減少によるものか等の質疑がなされました。

次に、平成17年度一般会計予算所管分の歳出についてであります。中学校費で旧常北町で実施していた海外派遣事業は中止になったのか。また、社会教育費で備品購入費の図書購入費は、大部分は桂図書館の予算と思われるが、その内訳と、桂図書館はいつまで、これは何冊になるまでという意味なのですが、図書を購入していく計画なのか。保健体育費の給食費については、旧町村にばらつきがあったが、調整はなされたのか。奨学金につ

いては、今期の貸し付け及び返還の状況は等の質疑がなされました。

また、商工費の城里家族旅行村、うぐいすの里の委託費について、算出基礎の書類の提出を求め、幼稚園費の就園奨励費補助、これは私立のものです。及び幼児教育交付金（私立）については、平成18年度から町内の園、園児すべてに交付ができるよう要望が出されました。

最後に各議案の採決を行い、議案第14号 平成16年度城里町一般会計予算（所管分）、議案第22号 平成17年度城里町一般会計予算（所管分）については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

よろしくご賛同を賜りますようお願い申し上げます、ご報告をいたします。

○議長（関谷 誠君） 次に、建設常任委員長の報告を求めます。

35番福田定夫君。

〔建設常任委員長福田定夫君登壇〕

○建設常任委員長（福田定夫君） ご報告いたします。

今期城里町議会定例会において建設常任委員会に付託になりました議案第14号 平成16年度城里町一般会計予算（所管分）、議案第18号 平成16年度城里町下水道事業特別会計予算、議案第19号 平成16年度城里町農業集落排水事業特別会計予算、議案第20号 平成16年度城里町簡易水道事業特別会計予算、議案第21号 平成16年度城里町水道事業会計予算、議案第22号 平成17年度城里町一般会計予算（所管分）、議案第26号 平成17年度城里町下水道事業特別会計予算、議案第27号 平成17年度城里町農業集落排水事業特別会計予算、議案第28号 平成17年度城里町簡易水道事業特別会計予算、議案第29号 平成17年度城里町水道事業会計予算、以上10議案についての審査の経過と結果を会議規則第40条第1項の規定に基づき報告いたします。

当委員会は、3月17日に町役場会議室において開催いたしました。出席委員は、福田、小坪、浅野、根本、小松崎、寺田、金子、南條、飯村、所の各委員、議会より副議長、執行部からは建設課長、都市計画課長、下水道課長、水道課長、議会事務局より菊地補佐、佐藤書記が出席いたしました。

審査の方法については、議案第14号 平成16年度城里町一般会計予算（所管分）ないし議案第29号 平成17年度城里町水道事業会計予算の順に行いました。それぞれ担当課長より歳入、歳出の順に説明を受け、審査に入りました。

それでは、審査の過程で質疑の対象になった主なものについて報告いたします。

平成16年度城里町一般会計予算所管分における建設課所管では、道路新設改良費の公有財産購入費について、常北方式、桂方式、七会方式と複雑な予算の組み方をしているが、それらの特徴を伺いたいとの質疑がありました。

土木総務費の委託料については、道路台帳補正委託が、常北・桂・七会地区において異なった会社に今後10年間予算計上されていることについて、理由を求める質疑があり

ました。

繰越明許費については、町道・排水路整備、舗装工事と町道・橋梁架設工事は、用地買収ができないから繰越明許をするというが、地元から陳情が上がってきたものを採択したものかという質疑がありました。また、今後用地買収費にかかる基金の使い方については、旧3町村で統一していくのか、用地買収が終わったのに土地開発基金から予算がおりにないことが繰越明許費の原因になっているとも限らないので、なるべくなら当初予算に計上し、用地買収が終わったところから随時払っていく方がよいと思うが、どうかという質疑がありました。

土木総務費の委託料の弁護費用委託については、訴訟になっている桂地区の塀工事補償の内容についての質疑がありました。

委託料の登記委託について、法定外公共物の定めとしてはどういうものをいうのかという質疑がありました。

都市計画課所管では、町営住宅使用料について、滞納率が桂地区で高いと思うが、常北・桂・七会地区で滞納率がどのように推移しているのかという質疑がありました。そして、常北・桂・七会地区ごとの住宅使用料の未納者と未納額の合計について、多額未納者と少額未納者について、年ごとの未納額についての資料提出の要望がありました。

都市計画総務費の弁護費用委託については、住宅販売会社との裁判の見通しはどうかとの質疑がありました。

下水道課所管では、地域下水道使用料について、検針方針、加入基準の違いによって問題が生じていないか、ほかの下水道との調整方針はできているのかなどの質疑がありました。

平成16年度城里町下水道事業特別会計予算については、特定環境保全公共下水道事業の内容についての質疑がありました。また、実施計画の資料提出の要望がありました。

平成16年度城里町農業集落排水事業特別会計予算においては、質疑はございませんでした。

平成16年度城里町簡易水道事業特別会計予算においては、借地分の用地購入の見通しについて質疑がありました。

平成16年度城里町水道事業会計予算においては、石綿管は常北地区でどの程度残っているのかという質疑がありました。

平成17年度城里町一般会計予算所管分においては、建設課所管では、消火栓改修に関する質疑がありました。

都市計画課所管分では、木造空き家住宅解体工事費の額が高過ぎるのではないかとの意見がありました。また、白山森林公園の管理委託料については、高過ぎるのではとの意見もありました。

平成17年度城里町下水道事業特別会計予算においては、質疑はございませんでした。

平成17年度城里町農業集落排水事業特別会計予算においては、公共下水道と農業集落排水の処理施設の違いについて質疑がありました。

平成17年度城里町簡易水道事業特別会計予算においては、徳蔵地区の事業計画について質疑がありました。

平成17年度城里町水道事業会計予算においては、常北地区から七会地区へ水を送ることによって、常北地区内に影響は出ないのか、常北地区で水が不足した場合はどうするのか、余裕の分量も確保して、住民も安心するよう事業を進める必要があるのではないかという質疑がありました。

質疑終了後、各議案ごとに採決を行い、議案第14号 平成16年度城里町一般会計予算（所管分）ないし議案第29号 平成17年度城里町水道事業会計予算、以上10議案については、全会一致により原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

よろしくご賛同を賜りますようお願い申し上げます、報告といたします。

○議長（関谷 誠君） 以上で各常任委員長の報告を終結いたします。

討 論

○議長（関谷 誠君） これより討論に入ります。

承認第18号に対する討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関谷 誠君） 異議なしと認めます。

討論なしと認めます。

○議長（関谷 誠君） 次に、議案第1号に対する討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関谷 誠君） 討論なしと認めます。

○議長（関谷 誠君） 次に、議案第2号に対する討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関谷 誠君） 討論なしと認めます。

○議長（関谷 誠君） 次に、議案第8号に対する討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関谷 誠君） 討論なしと認めます。

○議長（関谷 誠君） 次に、議案第9号に対する討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（関谷 誠君） 討論なしと認めます。
-
- 議長（関谷 誠君） 次に、議案第10号に対する討論はございませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- 議長（関谷 誠君） 討論なしと認めます。
-
- 議長（関谷 誠君） 次に、議案第11号に対する討論はございませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- 議長（関谷 誠君） 討論なしと認めます。
-
- 議長（関谷 誠君） 次に、議案第12号に対する討論はございませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- 議長（関谷 誠君） 討論なしと認めます。
-
- 議長（関谷 誠君） 次に、議案第13号に対する討論はございませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- 議長（関谷 誠君） 討論なしと認めます。
-
- 議長（関谷 誠君） 次に、議案第14号に対する討論はございませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- 議長（関谷 誠君） 討論なしと認めます。
-
- 議長（関谷 誠君） 次に、議案第15号に対する討論はございませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- 議長（関谷 誠君） 討論なしと認めます。
-
- 議長（関谷 誠君） 次に、議案第16号に対する討論はございませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- 議長（関谷 誠君） 討論なしと認めます。
-
- 議長（関谷 誠君） 次に、議案第17号に対する討論はございませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- 議長（関谷 誠君） 討論なしと認めます。
-
- 議長（関谷 誠君） 次に、議案第18号に対する討論はございませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関谷 誠君） 討論なしと認めます。

○議長（関谷 誠君） 次に、議案第19号に対する討論はございませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関谷 誠君） 討論なしと認めます。

○議長（関谷 誠君） 次に、議案第20号に対する討論はございませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関谷 誠君） 討論なしと認めます。

○議長（関谷 誠君） 次に、議案第21号に対する討論はございませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関谷 誠君） 討論なしと認めます。

○議長（関谷 誠君） 次に、議案第22号に対する討論はございませんか。
17番藤咲徳治君。

○17番（藤咲徳治君） 確認しますけれども、17年度一般会計ですね。

○議長（関谷 誠君） そうです。

ただいまから議案第22号に対する討論に入ります。

討論は、1人1回の原則により1回のみとします。なお、発言時間は10分以内とします。
初めに、原案に反対の方の発言を許可いたします。

17番藤咲徳治君。

〔17番藤咲徳治君登壇〕

○17番（藤咲徳治君） 私は、第22号議案、来年度一般会計について討論いたします。

なお、先ほど民生常任委員会の中で、採択をしたというふうに報告がありましたけれども、民生常任委員会では採択はいたしておりません。そういうことで討論いたします。

〔発言する者あり〕

○17番（藤咲徳治君） してません。

よろしいですか。

〔発言する者あり〕

〔「議長、休憩」と呼ぶ者あり〕

○議長（関谷 誠君） ちょっと待ってください、すぐ終わります。

暫時休憩をいたします。このままでいてください。

午後2時27分休憩

午後2時33分開議

○議長（関谷 誠君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

さらに傍聴人1名を許可いたしました。

議案第22号に対する討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関谷 誠君） 討論なしと認めます。

○議長（関谷 誠君） 次に、議案第23号に対する討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関谷 誠君） 討論なしと認めます。

○議長（関谷 誠君） 次に、議案第24号に対する討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関谷 誠君） 討論なしと認めます。

○議長（関谷 誠君） 次に、議案第25号に対する討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関谷 誠君） 討論なしと認めます。

○議長（関谷 誠君） 次に、議案第26号に対する討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関谷 誠君） 討論なしと認めます。

○議長（関谷 誠君） 次に、議案第27号に対する討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関谷 誠君） 討論なしと認めます。

○議長（関谷 誠君） 次に、議案第28号に対する討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関谷 誠君） 討論なしと認めます。

○議長（関谷 誠君） 次に、議案第29号に対する討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関谷 誠君） 討論なしと認めます。

以上で討論を終結いたします。

採 決

○議長（関谷 誠君） これより採決に入ります。

初めに、承認第18号 専決処分第18号の承認を求めることについて（城里町税条例の一部を改正する条例）を採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（関谷 誠君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり承認されました。

○議長（関谷 誠君） 次に、議案第1号 城里町運動公園設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（関谷 誠君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（関谷 誠君） 次に、議案第2号 城里町使用料及び手数料条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（関谷 誠君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（関谷 誠君） 次に、議案第8号 茨城租税債権管理機構規約の改正についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（関谷 誠君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（関谷 誠君） 次に、議案第9号 水戸地方広域市町村圏事務組合規約の変更に
ついてを採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（関谷 誠君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（関谷 誠君） 次に、議案第10号 城里町過疎地域自立促進計画についてを採決
いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

[賛成者起立]

○議長（関谷 誠君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（関谷 誠君） 次に、議案第11号 城里町公の施設の指定管理者の指定についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

[賛成者起立]

○議長（関谷 誠君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（関谷 誠君） 次に、議案第12号 町道路線の廃止についてを採決いたします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

[賛成者起立]

○議長（関谷 誠君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（関谷 誠君） 次に、議案第13号 町道路線の認定についてを採決いたします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

[賛成者起立]

○議長（関谷 誠君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（関谷 誠君） 次に、議案第14号 平成16年度城里町一般会計予算についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

[賛成者起立]

○議長（関谷 誠君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（関谷 誠君） 次に、議案第15号 平成16年度城里町国民健康保険特別会計予算についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

[賛成者起立]

○議長（関谷 誠君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（関谷 誠君） 次に、議案第16号 平成16年度城里町老人保健特別会計予算についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（関谷 誠君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（関谷 誠君） 次に、議案第17号 平成16年度城里町介護保険特別会計予算についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（関谷 誠君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（関谷 誠君） 次に、議案第18号 平成16年度城里町下水道事業特別会計予算についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（関谷 誠君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（関谷 誠君） 私語を慎んでください。

次に、議案第19号 平成16年度城里町農業集落排水事業特別会計予算についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（関谷 誠君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（関谷 誠君） 次に、議案第20号 平成16年度城里町簡易水道事業特別会計予算についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（関谷 誠君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（関谷 誠君） 次に、議案第21号 平成16年度城里町水道事業会計予算についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（関谷 誠君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（関谷 誠君） 議案第22号 平成17年度城里町一般会計予算についてを採決いた

します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

[賛成者起立]

○議長（関谷 誠君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（関谷 誠君） 次に、議案第23号 平成17年度城里町国民健康保険特別会計予算についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

[賛成者起立]

○議長（関谷 誠君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（関谷 誠君） 次に、議案第24号 平成17年度城里町老人保健特別会計予算についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

[賛成者起立]

○議長（関谷 誠君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（関谷 誠君） 次に、議案第25号 平成17年度城里町介護保険特別会計予算についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

[賛成者起立]

○議長（関谷 誠君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（関谷 誠君） 次に、議案第26号 平成17年度城里町下水道事業特別会計予算についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

[賛成者起立]

○議長（関谷 誠君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（関谷 誠君） 次に、議案第27号 平成17年度城里町農業集落排水事業特別会計予算についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

[賛成者起立]

○議長（関谷 誠君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（関谷 誠君） 次に、議案第28号 平成17年度城里町簡易水道事業特別会計予算についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（関谷 誠君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（関谷 誠君） 次に、議案第29号 平成17年度城里町水道事業会計予算についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（関谷 誠君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

以上で採決を終結いたします。

ここで暫時休憩をいたします。済みません、控室へお願いします。

午後 2 時 4 5 分休憩

午後 2 時 5 6 分開議

○議長（関谷 誠君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

選挙第 8 号 城里町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙について

○議長（関谷 誠君） 次に、日程第36、選挙第 8 号 城里町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙についてを議題といたします。

城里町選挙管理委員会委員 4 名及び欠員が生じた場合に対応する補充員 4 名の全員について、旧常北町、桂村、七会村が合併のため選挙を行うべき理由が生じたため、地方自治法第 182 条の規定により、議会において選挙するものです。

お諮りいたします。

選挙の方法は、地方自治法第 118 条 2 項の規定により、指名推選にしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関谷 誠君） 異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選にすることに決定しました。

さらにお諮りいたします。

被選挙人の指名の方法について、議長において指名したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関谷 誠君） 異議なしと認めます。よって、議長が指名することに決定いたします。

指名いたします。

城里町選挙管理委員会委員に、仲田 稔君、園部孝元君、加藤木正明君、内野信彌君の4名を、同補充員に川又乾正君、山本 貴君、阿久津真之君、森島忠明君の4名をそれぞれ指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名いたしました8名の諸君を城里町選挙管理委員会委員及び補充員の当選人とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関谷 誠君） 異議なしと認めます。よって、議長が指名いたしました8名の諸君を城里町選挙管理委員会委員及び補充員の当選人とすることに決定いたしました。

ここで、議会規則第32条第1項の規定により、選挙の確定事項を議会事務局長をして朗読告知させます。

議会事務局長。

〔議会事務局長田上 勤君登壇〕

○議会事務局長（田上 勤君）

選挙第8号

城里町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙について

地方自治法第182条第1項及び同条第2項の規定により、選挙管理委員会委員及び補充員を選挙する。

平成17年3月15日提出

城 里 町 議 会

平成17年3月15日次の者当選

委員

住 所 城里町大字塩子 556番地

氏 名 仲 田 稔

生年月日 昭和3年11月16日

住 所 城里町大字上入野2356番地

氏 名 園 部 孝 元

生年月日 昭和10年10月15日

住 所 城里町大字北方 641番地

氏 名 加藤木 正 明

生年月日 昭和14年11月2日

住 所 城里町大字石塚1679番地
氏 名 内 野 信 彌
生年月日 昭和16年5月5日

任期限 平成21年3月14日

補充員

住 所 城里町大字上青山 747番地 4
氏 名 川 又 乾 正
生年月日 昭和9年6月17日

住 所 城里町大字栗 737番地
氏 名 山 本 貴
生年月日 昭和15年1月22日

住 所 城里町大字小勝2171番地 3
氏 名 阿久津 真 之
生年月日 昭和15年4月8日

住 所 城里町大字那珂西1836番地
氏 名 森 島 忠 明
生年月日 昭和16年11月7日

任期限 平成21年3月14日

○議長（関谷 誠君） 局長。

〔議会事務局長田上 勤君登壇〕

○議会事務局長（田上 勤君） ただいま朗読いたしました当選日並びに任期限について訂正をさせていただきます。

当選日は3月25日でございます。

任期限につきましては17年3月24日でございます。

請願、陳情の議案朗読省略

○議長（関谷 誠君） これより請願と陳情の審査に入ります。
お諮りいたします。

請願と陳情の議案朗読は、省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関谷 誠君） ご異議なしと認めます。請願と陳情の議案朗読は省略することに決定しました。

請願第 1 号 地方財政の拡充を求める請願書

請願第 2 号 城里町大字赤沢を城里町大字御前山に名称の変更を求める請願

○議長（関谷 誠君） 日程第37、請願第 1 号 地方財政の拡充を求める請願書ないし請願第 2 号 城里町大字赤沢を城里町大字御前山に名称の変更を求める請願を議題といたします。

本案は、3月15日、総務常任委員会に付託されていたものであります。

総務常任委員長の報告を求めます。

34番小林 宏君。

〔総務常任委員長小林 宏君登壇〕

○総務常任委員長（小林 宏君） 請願第 1 号 地方財政の拡充を求める請願の取り扱いについて。総務常任委員会を代表して今定例会に提案されました請願第 1 号 地方財政の拡充を求める請願書の取り扱いについてご報告をいたします。

3月15日付で本委員会に付託された請願第 1 号 地方財政の拡充を求める請願については、3月16日の本委員会において審議しましたが、さらに内容について慎重に審査する必要があると存じますので、閉会中の継続審査とされるよう申し出がありました。

議長においてお諮りを願います。

請願第 2 号 城里町大字赤沢を城里町大字御前山に名称の変更を求める請願。

総務常任委員会を代表しまして、今定例会に提案されました請願第 2 号 城里町大字赤沢を城里町大字御前山に名称の変更を求める請願の取り扱いについてご報告いたします。

3月15日に本委員会に付託されました城里町大字赤沢を城里町大字御前山に名称の変更を求める請願については、3月16日に本委員会を開催し、審議した結果、同一町内に赤沢、上赤沢、下赤沢と類似の名前があることから、今後も地域の一体性の醸成を図る上からも、無用な混乱や不便を生じることが予想されます。また、御前山は本町内に有しており、地域はもとより県内外に知られた御前山に字名の変更を求める本請願は妥当であり、採択との結論に達しました。

議長においてお諮りをお願いします。

○議長（関谷 誠君） お諮りいたします。

請願第 1 号ないし請願第 2 号については、ただいまの総務常任委員長のご報告どおり決

定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関谷 誠君） 異議なしと認めます。よって、請願第1号は総務常任委員会に付託の上、閉会中の継続審査とし、請願第2号は採択することに決定いたしました。

陳情第1号 「市場化テスト」や「給与構造見直し」に反対する意見書の採択を求める陳情

○議長（関谷 誠君） 次に、陳情第1号 「市場化テスト」や「給与構造見直し」に反対する意見書の採択を求める陳情を議題といたします。

本案は、3月15日総務常任委員会に付託されていたものであります。

総務常任委員長の報告を求めます。

34番小林 宏君。

〔総務常任委員長小林 宏君登壇〕

○総務常任委員長（小林 宏君） 総務常任委員会を代表しまして、今定例会に提案されました陳情第1号 「市場化テスト」や「給与構造見直し」に反対する意見書の採択を求める陳情の取り扱いについてご報告いたします。

3月15日に本委員会に付託されました陳情第1号 「市場化テスト」や「給与構造見直し」に反対する意見書の採択を求める陳情については、本委員会において慎重に審議した結果、現在、三位一体の構造改革を初めとした、国、地方における行政改革が進められているところであり、本町においても合併を機に、行財政の見直しから指定管理者制度や民間活用を進め、行政のスリム化が必要であることから、不採択との結論に達しました。

議長においてお諮りをお願いいたします。

○議長（関谷 誠君） お諮りいたします。

陳情第1号は、ただいまの総務常任委員長のご報告どおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関谷 誠君） ご異議なしと認めます。よって、陳情第1号は、不採択とすることに決定しました。

陳情第2号 北朝鮮による拉致事件について最も詳しく記述している中学校公民教科書の採択を求める陳情

○議長（関谷 誠君） 次に、陳情第2号 北朝鮮による拉致事件について最も詳しく記

述している中学校公民教科書の採択を求める陳情を議題といたします。

本案は、3月15日教育経済常任委員会に付託されていたものであります。

教育経済常任委員長の報告を求めます。

22番松崎信一君。

〔教育経済常任委員長松崎信一君登壇〕

○教育経済常任委員長（松崎信一君） 陳情第2号 北朝鮮による拉致事件について最も詳しく記述している中学校公民教科書の採択を求める陳情書の取り扱いについて。

教育経済常任委員会を代表しまして、今定例会に提案されました陳情第2号 北朝鮮による拉致事件について最も詳しく記述している中学校公民教科書の採択を求める陳情書の取り扱いについて報告いたします。

3月15日、本委員会に付託された陳情第2号 北朝鮮による拉致事件について最も詳しく記述している中学校公民教科書の採択を求める陳情書については、3月16日の本委員会において審議いたしました。さらに内容について慎重に審査する必要があると存じますので、閉会中の継続審査とされるよう申し入れます。

議長においてお諮り願います。

○議長（関谷 誠君） お諮りいたします。

陳情第2号は、ただいまの教育経済常任委員長のご報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関谷 誠君） ご異議なしと認めます。よって、陳情第2号は、教育経済常任委員会に付託の上、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

報告第3号 城里町次世代育成支援行動計画

報告第4号 城里町議会情報公開条例施行規則の制定

報告第5号 城里町議会個人情報保護条例施行規則の制定

報告第6号 城里町議会事務局処務規程の制定

報告第7号 城里町議会公印規程の制定

○議長（関谷 誠君） 続いて、報告であります。日程第41、報告第3号ないし日程第45、報告第7号については、後ほどご熟読をお願いいたします。

日程追加

○議長（関谷 誠君） ここで日程の追加についてお諮りいたします。

ただいま、議案第33号 城里町助役の選任につき同意を求めることについて、議案第34

号 城里町収入役の選任につき同意を求めることについて、以上2件について町長より提案がありました。

この際、これらを日程に追加し、直ちに議題としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関谷 誠君） ご異議なしと認めます。よって、議案第33号ないし議案第34号を直ちに議題とすることに決定いたしました。

議会事務局長をして追加日程を配付させます。

〔追加日程配付〕

議案第33号 城里町助役の選任につき同意を求めることについて

○議長（関谷 誠君） それでは、議案第33号 城里町助役の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長金長義郎君登壇〕

○町長（金長義郎君） 議案第33号の提案理由について申し上げます。

城里町助役の選任につき同意を求める件であります。城里町助役に、常陸太田市大里町3440番地4、岩間伸博さんを選任するものであります。

岩間さんは、昭和52年4月に茨城県職員を拝命し、現在、農林水産部林政課総括補佐として県政発展に活躍をされ、将来を嘱望されている方であります。今般、茨城県との協議が調いまして、岩間さんを城里町の助役に迎えるべく、地方自治法第162条の規定により議会の同意を求めるものであります。

何とぞ慎重にご審議の上、ご同意賜りますようお願いを申し上げます。

議案第34号 城里町収入役の選任につき同意を求めることについて

○議長（関谷 誠君） 次に、議案第34号 城里町収入役の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長金長義郎君登壇〕

○町長（金長義郎君） 議案第34号の提案理由について申し上げます。

議案第34号 城里町収入役の選任につき同意を求める件であります。城里町収入役に、

城里町塩子3038番地2、富田孝一さんを選任するものであります。

富田さんは、旧七会村職員として昭和37年から平成11年3月まで奉職をし、同年4月1日に助役に推挙され、今般の常北町・桂村・七会村の合併まで在任していたものであります。合併においては、合併協議会の副幹事長として事務方の取りまとめ役にご活躍をいただき、城里町誕生にご尽力をいただいております。性格は温厚にして人望も厚く、人格、識見ともに最適任者であります。よって、地方自治法第168条第7項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

何とぞ慎重にご審議の上、ご同意を賜りますようお願いを申し上げます。

採 決

○議長（関谷 誠君） これより採決に入ります。

議案第33号 城里町助役の選任につき同意を求めることについてを採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（関谷 誠君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり同意することに決定しました。

○議長（関谷 誠君） 次に、議案第34号 城里町収入役の選任につき同意を求めることについてを採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（関谷 誠君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり同意することに決定しました。

日程追加

○議長（関谷 誠君） さらに日程の追加についてお諮りいたします。

ただいま、34番小林 宏君外3名より、発議第5号 城里町政治倫理条例調査特別委員会の設置についてご提案がありました。

この際、日程に追加し、直ちに議題としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関谷 誠君） ご異議なしと認めます。よって、発議第5号を直ちに議題とすることに決定しました。

議会事務局長をして追加日程を配付させます。

発議第5号 城里町政治倫理条例調査特別委員会の設置について

○議長（関谷 誠君） 発議第5号 城里町政治倫理条例調査特別委員会の設置についてを議題といたします。

本案は、議員提案でありますので、議会事務局長をして朗読させます。

議会事務局長。

[議会事務局長田上 勤君登壇]

○議会事務局長（田上 勤君）

発議第5号

平成17年3月23日

城里町議会議長 関 谷 誠 様

提出者 小 林 宏

賛成者 篠 田 守

賛成者 松 崎 信 一

賛成者 福 田 定 夫

城里町政治倫理条例調査特別委員会の設置について

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条の規定により、提出します。

城里町政治倫理条例調査特別委員会の設置に関する決議

次のとおり城里町政治倫理条例制定に関する調査特別委員会を設置するものとする。

記

1. 名 称 城里町政治倫理条例調査特別委員会の設置
2. 設置の根拠 地方自治法第110条及び委員会条例第5条
3. 付託事件 町民全体の奉仕者であることを自覚し、城里町政治倫理条例の制定にかかる内容の検討調査
4. 委員の定数 12人
5. 調査期限 調査研究終了まで

○議長（関谷 誠君） 続いて、提出者の小林 宏君より趣旨説明を求めます。

34番小林 宏君。

[34番小林 宏君登壇]

○34番（小林 宏君） 発議第5号 城里町議会政治倫理条例調査特別委員会の設置について、趣旨説明を申し上げます。

政治倫理条例については、合併前の常北町及び桂村において議員提案により制定され、今回の合併時までその役割を果たしてきました。今回の合併協議において、政治倫理条例

制定の取り扱いは、合併後の議会において新たに協議するとしておりました。つきましては、町政が町民の負託に基づくことを認識し、議員等の倫理観の醸成を図ることを目指し、城里町政治倫理条例の制定にかかる内容の検討及び調査を行うため、特別委員会の設置について、議員各位のご賛同を賜りますようお願いいたします。

質 疑

○議長（関谷 誠君） これより質疑に入ります。

発議第5号についての質疑はありませんか。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（関谷 誠君） 質疑なしと認めます。

以上で発議第5号についての質疑を終結いたします。

討 論

○議長（関谷 誠君） これより討論に入ります。

発議第5号についての討論はありませんか。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（関谷 誠君） 討論なしと認めます。

以上で発議第5号についての討論を終結いたします。

採 決

○議長（関谷 誠君） これより採決に入ります。

発議第5号 城里町政治倫理条例調査特別委員会の設置についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（関谷 誠君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

特別委員会設置について

○議長（関谷 誠君） ここでお諮りいたします。

城里町議会委員会条例第5条第1項及び第2項の規定により、12名の委員で構成する城里町政治倫理条例調査特別委員会を設置し、地方自治法第110条第3項のただし書きの規定により閉会中の継続審査としたいと存じます。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関谷 誠君） ご異議なしと認めます。よって、城里町政治倫理条例調査特別委員会は、12名の委員で構成し、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

ここで、暫時休憩いたします。

ただいま設置されました城里町政治倫理条例調査特別委員会の委員の選任を議員控室でお願いいたします。

午後 3 時 3 0 分休憩

午後 3 時 4 2 分開議

○議長（関谷 誠君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ここでお諮りいたします。

城里町政治倫理条例調査特別委員会の委員の選任につきましては、城里町議会委員会条例第 6 条第 1 項の規定により、議長において指名したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関谷 誠君） ご異議なしと認めます。よって、議長が指名することに決定いたしました。

それでは、次の諸君を指名いたします。

40番篠田 守君、39番近澤定夫君、38番石崎貞夫君、35番福田定夫君、34番小林 宏君、28番浅野壽一君、27番森田勝一君、22番松崎信一君、21番三村由利子君、12番澤田豊一君、11番南條 治君、2番多田政士君、以上12名を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま指名しました12名の諸君を城里町政治倫理条例調査特別委員会の委員とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関谷 誠君） ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました12名の諸君が城里町政治倫理条例調査特別委員会の委員に決定いたしました。

ここで暫時休憩いたします。

休憩中に、引き続き政治倫理条例調査特別委員会の正副委員長の互選をお願いいたします。

午後 3 時 4 4 分休憩

午後 3 時 4 5 分開議

○議長（関谷 誠君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ただいま、23番小松崎三夫君が早退いたしました。

休憩中に城里町政治倫理条例調査特別委員会を開き、正副委員長の互選をしていただきましたので、報告いたします。

委員長に34番小林 宏君、副委員長に40番篠田 守君が選任されましたので、ご報告いたします。

以上で、今定例会に付議されました議案は、すべて議了いたしました。

町長あいさつ

○議長（関谷 誠君） ここで、町長より発言を求められておりますので、この際これを許可いたします。

町長。

〔町長金長義郎君登壇〕

○町長（金長義郎君） 本定例会の閉会に当たりまして、一言御礼とごあいさつを申し上げます。

去る15日より開会をされました平成17年第1回定例議会、本日まで11日間の期間、大変ご苦労さまでございました。また、今定例議会は、城里町最初の定例議会ということでありましたが、執行部よりご提案申し上げました全議案について可決をいただきまして、決定をいただきましたことを感謝を申し上げます。

新しい町になりましてまだ2か月足らずであります。これら17年度の決定をいただきました予算等に基づいて、職員ともども創意工夫を凝らしながら、城里町発展のために努力をしまる考えでございます。どうかよろしく願いをいたしたいと思っております。

また、議員各位におかれましては、大変お忙しい中とは存じますが、どうか十分に健康に留意されまして、ますますご活躍あられんことを心からご祈念を申し上げまして、御礼のごあいさつをいたしたいと思っております。大変ありがとうございました。

閉会の宣告

○議長（関谷 誠君） 以上をもちまして、平成17年第1回城里町議会定例会を閉会いたします。大変ご苦労さまでした。

午後3時47分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する

城里町議会議長 関 谷 誠

署 名 議 員 多 田 政 士

署 名 議 員 所 和 明

署 名 議 員 飯 村 吉 伊